

平成 26 年度

包括外部監査報告書

基金に関する財務事務について

栃木県包括外部監査人

染 宮 守

目次

I.	外部監査の概要	4
1.	外部監査の種類	4
2.	選定した特定の事件	4
3.	事件を選定した理由	4
4.	監査の範囲	5
5.	実施した監査の方法	5
6.	補助者の選任	6
7.	外部監査の実施時期	6
8.	利害関係	6
II.	全般的事項	7
1.	基金の概要	7
2.	財政健全化の状況	10
3.	監査の結果	22
III.	個別的事項	25
1.	栃木県東日本大震災復興推進基金	25
2.	栃木県市町村振興資金貸付基金	36
3.	栃木県財政調整基金	41
4.	栃木県県債管理基金	44
5.	栃木県県有施設整備基金	47
6.	栃木県社会福祉施設整備基金	49
7.	栃木県地域振興基金	51
8.	栃木県育英基金	57
9.	栃木県高等学校等修学支援基金	61
10.	栃木県土地開発基金	66
11.	栃木県美術作品等取得基金	75
12.	栃木県文化振興基金	79

13. 栃木県新たな公の担い手支援基金.....	82
14. 栃木県災害救助基金	86
15. 栃木県交通安全基金	90
16. 栃木県消費者行政活性化基金.....	94
17. とちぎの元気な森づくり基金.....	97
18. 栃木県マロニエ緑化基金	101
19. 栃木県地域環境保全基金	104
20. 栃木県自然景観保全基金	109
21. 栃木県森林整備担い手対策基金	112
22. 栃木県森林整備加速化・林業再生基金	116
23. 栃木県森林整備地域活動支援基金.....	122
24. 栃木県水源林整備基金.....	125
25. 栃木県地域福祉基金	128
26. とちぎ安心医療基金	133
27. 栃木県地域医療再生基金	138
28. 栃木県医療施設耐震化臨時特例基金.....	147
29. 栃木県介護保険財政安定化基金	152
30. 栃木県介護職員処遇改善等臨時特例基金.....	156
31. 栃木県介護基盤緊急整備等臨時特例基金.....	161
32. 栃木県地域自殺対策緊急強化基金.....	166
33. 栃木県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金	170
34. 栃木県安心こども基金.....	175
35. 栃木県国民健康保険広域化等支援基金	184
36. 栃木県後期高齢者医療財政安定化基金	188
37. 栃木県緊急雇用創出事業臨時特例基金	191
38. 栃木県中山間地域農村環境保全基金.....	203
39. 栃木県農業構造改革支援基金.....	207
40. 栃木県日光杉並木街道保護基金	210

IV. まとめ（意見）	213
1. 全般的事項の指摘事項及び意見の要約	213
2. 個別的事項の指摘事項及び意見の要約	214

(本報告書における記載内容の注意事項)

- 端数処理について

報告書の数値は、原則として単位未満の端数を切り捨てて表示しております。そのため、表中の総額と内訳の合計とが一致していない場合があります。公表されている統計資料等を使用している場合には、原則としてその数値をそのまま使用しております。そのため、端数処理が不明確な場合もあります。

I. 外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項及び第 2 項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件

(1) 外部監査対象

基金に関する財務事務について

(2) 外部監査対象期間

平成 25 年度（自平成 25 年 4 月 1 日 至平成 26 年 3 月 31 日）

ただし、必要に応じて他の年度についても監査対象とした。

3. 事件を選定した理由

県の基金は、平成 26 年 3 月末現在で 39 基金（平成 25 年度中において、廃止 1 基金、新設 1 基金）あり、その残高総額は 1,810 億円である。

県の平成 25 年度予算は 7,692 億円であり、予算規模から考えると県の財政に占める重要性は高いものと考えられる。

県の財政状況については非常に厳しいものがあり、平成 21 年に策定された「とちぎ未来開拓プログラム」によれば、平成 21 年度末には財政調整的基金が 30 億円しかなくなり、このままでは、多額の赤字を抱え、財政再生団体に転落する恐れがあった。

このような状況の中、財政健全化に取り組んだ結果、平成 25 年度末では財政調整的基金の残高は 735 億円まで回復したが、いまだ県の財政状況には厳しいものがある。

このような状況下において、基金を活用した事業は多くみられ、基金の意義やあり方については県民の関心が高いと推察される。

したがって、基金に関する財務事務が適切に運用され、基金を活用した事業が有効に実施されていることを検証することは、包括外部監査のテーマとして適しているものと判断した。

4. 監査の範囲

(1) 監査の対象とした基金

平成 25 年度期首又は期末に存在する基金 40 基金

(2) 監査の対象とした部局

総合政策部	総合政策課 市町村課
経営管理部	財政課 文書学事課 管財課
県民生活部	県民文化課 消防防災課 暮らし安全安心課
環境森林部	環境森林政策課 地球温暖化対策課 自然環境課 林業振興課 森林整備課
保健福祉部	保健福祉課 医療政策課 高齢対策課 障害福祉課 こども政策課 国保医療課
産業労働観光部	労働政策課
農政部	農村振興課 経営技術課
県土整備部	用地課
会計局	会計管理課
教育委員会	文化財課

5. 実施した監査の方法

(1) 監査の要点

- ① 基金の目的、設置及び廃止は、法令及び条例等に基づき適切か。
- ② 基金を活用する事業は適切に執行されているか。
- ③ 基金財産は効率的に運用されているか。
- ④ 基金の改廃の必要性。

(2) 実施した監査手続

- ① 基金に関する法令及び条例等を確認した。
- ② 基金に関する財務事務について、担当者に質問するとともに関係書類を閲覧した。
- ③ 基金財産の運用事務について、担当者に質問するとともに関係書類を閲覧した。
- ④ その他包括外部監査人が準拠性監査及び業務監査に必要と認めた監査手続を実施した。

6. 補助者の選任

組織的な監査を実施するため、補助者として、公認会計士 福田 栄、同 森 正人、同 佐藤健二、同 小林裕史を選任した。

7. 外部監査の実施時期

平成 26 年 6 月 2 日より平成 26 年 12 月 16 日まで監査を実施し、平成 27 年 1 月 14 日に最終的な意見をまとめたものである。

8. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、私は、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

II. 全般的事項

1. 基金の概要

(1) 基金とは

普通地方公共団体が、特定目的のために財産を維持管理する目的で設置するもの。

根拠法令は、地方自治法第 241 条であるが、基本的に基金ごとに設置条例がある。

(2) 基金の運用方針

「栃木県公金管理運用方針」によれば、各種基金の運用にあたっては、元本の安全性を確保しつつ、効率的な運用に努めるものとし、指定金融機関その他のより確実な金融機関で、預金または債券により運用するものとする。

(3) 基金の状況

① 平成 25 年度期首又は期末に存在する基金の 3 期比較 (3 月末残高)

(単位:千円)

No.	基金名	所管部局名	所管課室名	種別	平成 23 年度末	平成 24 年度末	平成 25 年度末	
1	栃木県東日本大震災復興推進基金	総合政策部	総合政策課	現金	2,001,030	2,011,434	1,495,231	
2	栃木県市町村振興資金貸付基金	総合政策部	市町村課	現金	5,024,457	7,012,451	8,465,526	
				貸付金	11,037,187	9,049,194	7,596,119	
3	栃木県財政調整基金	経営管理部	財政課	現金	11,620,904	16,119,760	20,346,055	
4	栃木県債管理基金	経営管理部	財政課	現金	23,627,522	39,951,382	47,044,760	
5	栃木県県有施設整備基金	経営管理部	財政課	現金	2,000,001	5,004,212	14,510,217	
6	栃木県社会福祉施設整備基金	経営管理部	財政課	現金	4			
7	栃木県地域振興基金	経営管理部	財政課	現金	1,720,000	1,750,000	7,240,085	
				貸付金	600,000	570,000	540,000	
8	栃木県育英基金	経営管理部	文書学事課	現金	3,139	3,151	3,162	
				土地	面積 [㎡]	85,100.00	85,100.00	85,100.00
				山林	立木 ^{m³}	2,971	2,992	3,012
9	栃木県高等学校等修学支援基金	経営管理部	文書学事課	現金	448,346	401,907	362,748	
10	栃木県土地開発基金	経営管理部	管財課	現金	21,173,355	21,031,702	21,144,984	
				土地	面積	27,932.64	34,223.38	37,726.66
		県土整備部	用地課	金額	5,560,771	5,702,424	5,589,142	
11	栃木県美術作品等取得基金	県民生活部	県民文化課	現金	88,653	88,653	88,653	
				美術	点	6	6	6
				作品等	金額	791,140	791,140	791,140
12	栃木県文化振興基金	県民生活部	県民文化課	現金	66,948	65,453	73,824	
13	栃木県新たな公の担い手支援基金	県民生活部	県民文化課	現金	126,509	129,014		
14	栃木県災害救助基金	県民生活部	消防防災課	現金	837,414	833,072	936,485	
				備蓄物資	67,575	67,507	81,965	

(単位：千円)

No.	基金名	所管部局名	所管課室名	種別	平成23年度末	平成24年度末	平成25年度末	
15	栃木県交通安全基金	県民生活部	くらし安全安心課	現金	216,075	193,471	168,916	
16	栃木県消費者行政活性化基金	県民生活部	くらし安全安心課	現金	241,174	191,843	129,983	
17	とちぎの元気な森づくり基金	環境森林部	環境森林政策課	現金	42,848	62,847	80,526	
18	栃木県マロニエ緑化基金	環境森林部	地球温暖化対策課	現金	604,600	604,600	599,600	
19	栃木県地域環境保全基金	環境森林部	地球温暖化対策課	現金	1,811,353	2,454,517	2,763,761	
20	栃木県自然景観保全基金	環境森林部	自然環境課	現金	326,234	326,234	326,234	
				土地	面積㎡	25,460.79	25,460.79	25,460.79
				金額	637,766	637,766	637,766	
21	栃木県森林整備担い手対策基金	環境森林部	林業振興課	現金	1,134,559	1,103,478	1,072,447	
22	栃木県森林整備加速化・林業再生基金	環境森林部	林業振興課	現金	3,628,123	6,339,723	6,103,180	
23	栃木県森林整備地域活動支援基金	環境森林部	林業振興課	現金	93,304	77,940	60,059	
24	栃木県水源林整備基金	環境森林部	森林整備課	現金	98,569	94,881	89,384	
25	栃木県地域福祉基金	保健福祉部	保健福祉課	現金	3,624,201	3,657,067	3,662,486	
26	とちぎ安心医療基金	保健福祉部	医療政策課	現金	413,935	385,451	327,367	
27	栃木県地域医療再生基金	保健福祉部	医療政策課	現金	10,605,359	10,225,499	10,287,769	
28	栃木県医療施設耐震化臨時特例基金	保健福祉部	医療政策課	現金	3,222,756	2,151,509	1,841,424	
29	栃木県介護保険財政安定化基金	保健福祉部	高齢対策課	現金	3,520,225	1,133,722	1,134,405	
30	栃木県介護職員処遇改善等臨時特例基金	保健福祉部	高齢対策課	現金	1,951,944	1,073,209	754,041	
31	栃木県介護基盤緊急整備等臨時特例基金	保健福祉部	高齢対策課	現金	5,758,376	3,562,956	2,203,666	
32	栃木県地域自殺対策緊急強化基金	保健福祉部	障害福祉課	現金	205,829	116,681	132,031	
33	栃木県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金	保健福祉部	障害福祉課	現金	3,171,981	2,162,982	1,923,683	
34	栃木県安心こども基金	保健福祉部	こども政策課	現金	4,494,979	7,516,930	4,240,125	
35	栃木県国民健康保険広域化等支援基金	保健福祉部	国保医療課	現金	663,619	664,248	664,123	
				貸付金				
36	栃木県後期高齢者医療財政安定化基金	保健福祉部	国保医療課	現金	1,680,581	2,180,004	2,679,357	
37	栃木県緊急雇用創出事業臨時特例基金	産業労働観光部	労働政策課	現金	16,406,710	14,239,573	10,639,779	
38	栃木県中山間地域農村環境保全基金	農政部	農村振興課	現金	633,776	621,917	610,437	
39	栃木県農業構造改革支援基金	農政部	経営技術課	現金			1,286,850	
40	栃木県日光杉並木街道保護基金	教育委員会	文化財課	有価証券	199,924	119,936	159,936	
				現金	5,097,647	5,388,200	5,412,494	
計(40基金)								

(注1) 上記40基金のうち平成25年9月に終了したもの。

栃木県新たな公の担い手支援基金

平成26年3月に新設されたもの。

栃木県農業構造改革支援基金

したがって、平成25年度末に存在する基金は、39基金である。

(注2) 上記基金のうち財政調整的基金は以下の4基金である。

栃木県財政調整基金

栃木県県債管理基金

栃木県県有施設整備基金

栃木県社会福祉施設整備基金

② 地方自治法上の基金の分類

(i) 定額運用基金

一定額の原資金を運用することにより、特定の事務又は事業を運営するために設けられるもの。

以下の 4 基金

栃木県市町村振興資金貸付基金

栃木県土地開発基金

栃木県美術作品等取得基金

栃木県自然景観保全基金

(ii) 特定目的基金

財産を維持し、又は資金を積み立てるための基金。

特定財源を確保するために設けられる財産。

上記①の基金残高一覧表のうち、定額運用基金以外の基金。

特定目的基金のうち、国の経済対策等によって設置・積み増しした基金。

以下の 16 基金

栃木県地域振興基金

栃木県高等学校等修学支援基金

栃木県消費者行政活性化基金

栃木県新たな公の担い手支援基金

栃木県地域環境保全基金

栃木県森林整備加速化・林業再生基金

栃木県森林整備地域活動支援基金

栃木県地域医療再生基金

栃木県医療施設耐震化臨時特例基金

栃木県介護職員処遇改善等臨時特例基金

栃木県介護基盤緊急整備等臨時特例基金

栃木県地域自殺対策緊急強化基金

栃木県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金

栃木県安心こども基金

栃木県緊急雇用創出事業臨時特例基金

栃木県農業構造改革支援基金

2. 財政健全化の状況

平成 26 年 3 月末の県の基金残高は 1,810 億円であるが、財政調整的基金の残高はそのうち 735 億円と 41%を占めている。

県の財政状況と、財政調整的基金とは密接な関係があり、県の財政健全化の進捗度合いの状況いかんにより、財政調整的基金の残高は増減する。

したがって、県の財政健全化の現況と将来予測は、財政調整的基金の今後の状況に密接な関係がある。

県の財政健全化の状況について、「財政健全化取組方針」(策定時のものであり、平成 25 年度決算及び平成 26 年度予算を反映したものではない) より抜粋し、県の財政健全化の現況と将来予測を以下に記載する。

(1) 取組と成果

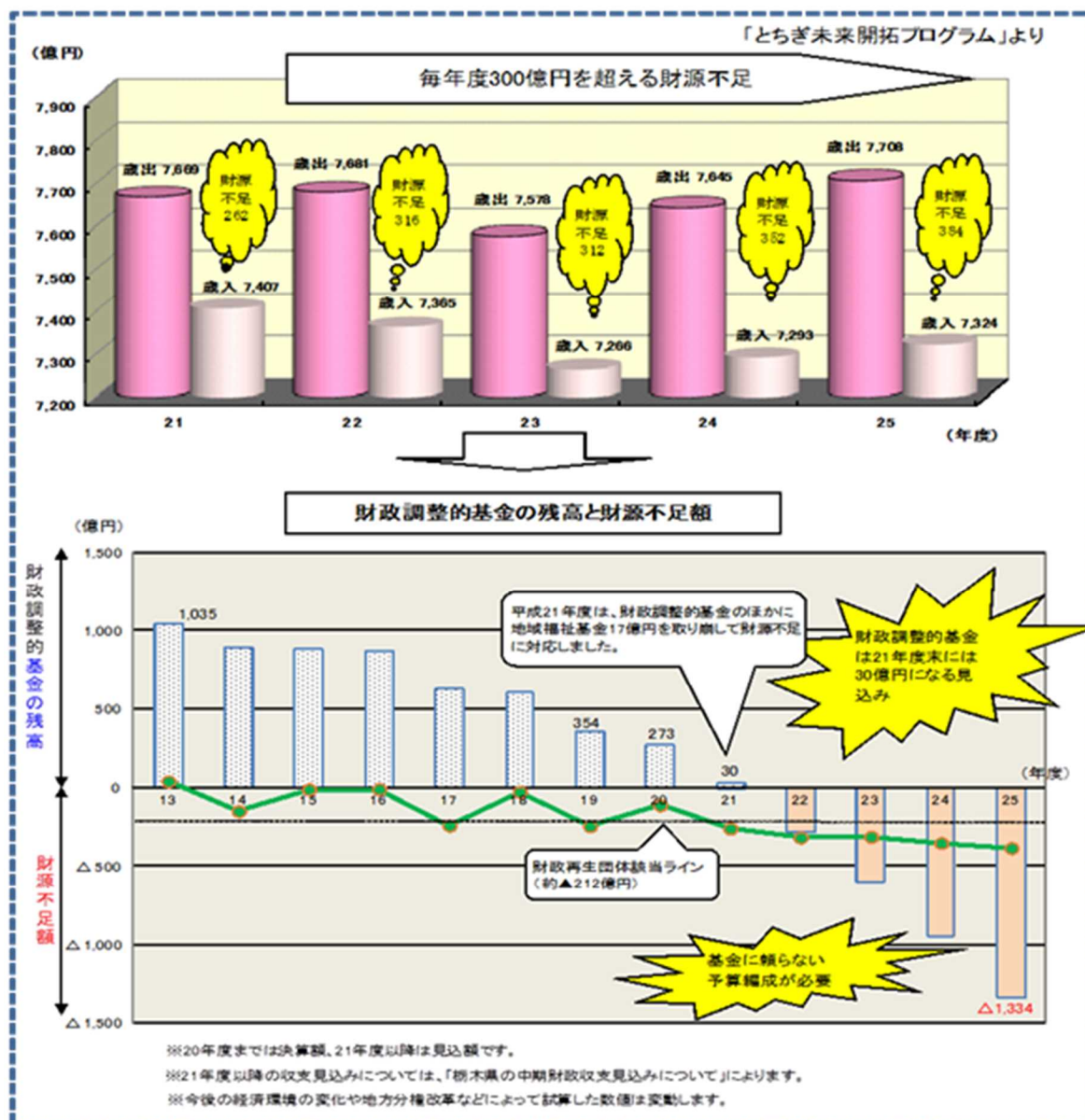
① 財源不足額の改善

平成 25 年 3 月に策定された県の「財政健全化取組方針」によれば、平成 21 年当時の県の財政状況は、県債の償還が高水準にあることや、高齢化の進行に伴う医療福祉関係経費の増加に加え、国の三位一体の改革により地方交付税等が大幅に削減された結果、財政調整的基金の取り崩しが増大し、平成 21 年度末には財政調整的基金の残高が 30 億円となることが見込まれた。

また、県税収入の落ち込みもあり、平成 22 年度以降、毎年 300 億円を超える大幅な財源不足が見込まれ、そのままでは「財政再生団体」に転落するおそれが出てきた。

そこで、平成 21 年 10 月に「とちぎ未来開拓プログラム」を策定し、平成 21 年度から 24 年度を集中改革期間として、財政健全化に取り組むこととした。「とちぎ未来開拓プログラム」に掲げた給与カット、内部努力の徹底、行政経費の削減等の取組等により、平成 25 年度には財源不足を 49 億円にまで改善することができた。

その結果、前年度繰越金 60 億円のうち当初予算に計上した 10 億円を除いた 50 億円程度を活用して、「収支の均衡した予算編成」を達成することができた。



[プログラム策定時の推計] (億円)

	H22	H23	H24	H25
プログラム取組前の財源不足額	▲ 316	▲ 312	▲ 352	▲ 384
プログラムによる取組効果	172	214	270	297
給与カット	70	70	70	0
給与改定	38	38	38	38
内部努力の徹底	29	40	61	87
歳入の確保	7	9	14	51
行政経費の削減	28	57	87	121
プログラム取組後の財源不足額 (A)	▲ 144	▲ 98	▲ 82	▲ 87
基金等充当額 (B)	144	98	82	72
充当後不足額 (A + B)	0	0	0	▲ 15

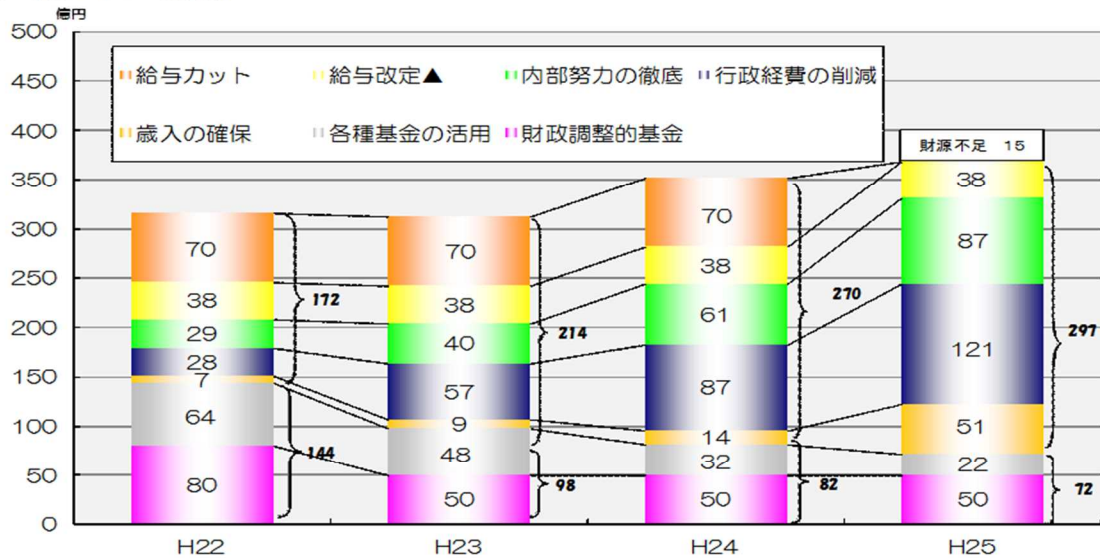


[当初予算ベース実績] (億円)

	H22	H23	H24	H25
プログラム取組前の財源不足額	▲ 296	▲ 314	▲ 379	▲ 369
プログラムによる取組効果	174	236	292	320
給与カット	70	70	70	0
給与改定	38	58	58	58
内部努力の徹底	29	41	63	89
歳入の確保	6	10	14	50
行政経費の削減	31	57	87	123
プログラム取組後の財源不足額 (C)	▲ 122	▲ 78	▲ 87	▲ 49
基金等充当額 (D)	122	78	87	49
充当後不足額 (C + D)	0	0	0	0

「平成21年度プログラム策定時」と「平成25年度当初予算編成時」との収支見込み比較

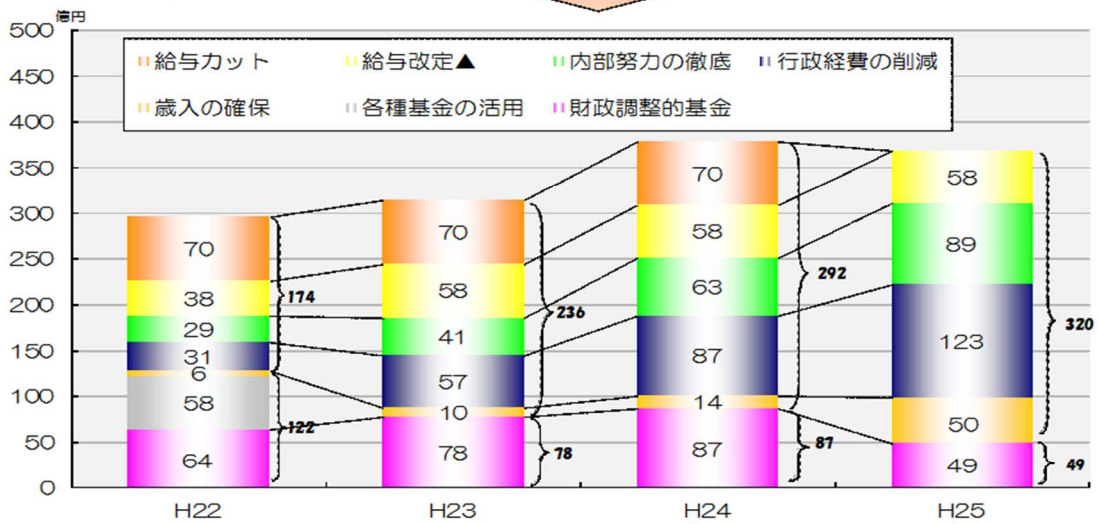
【平成21年度プログラム策定時】



※「財政調整的基金」には、「繰越金の活用(50億円)」を含む

	H22	H23	H24	H25	
プログラム策定時中期財政収支見込みにおける財源不足額	▲ 316	▲ 312	▲ 352	▲ 384	
プログラムによる収増効果	当該年度	172	42	56	27
	前年度取組分		172	214	270
財源不足額	▲ 144	▲ 98	▲ 82	▲ 87	
基金等充当額	144	98	82	72	
差し引き	0	0	0	▲ 15	

【平成25年度当初予算編成時】



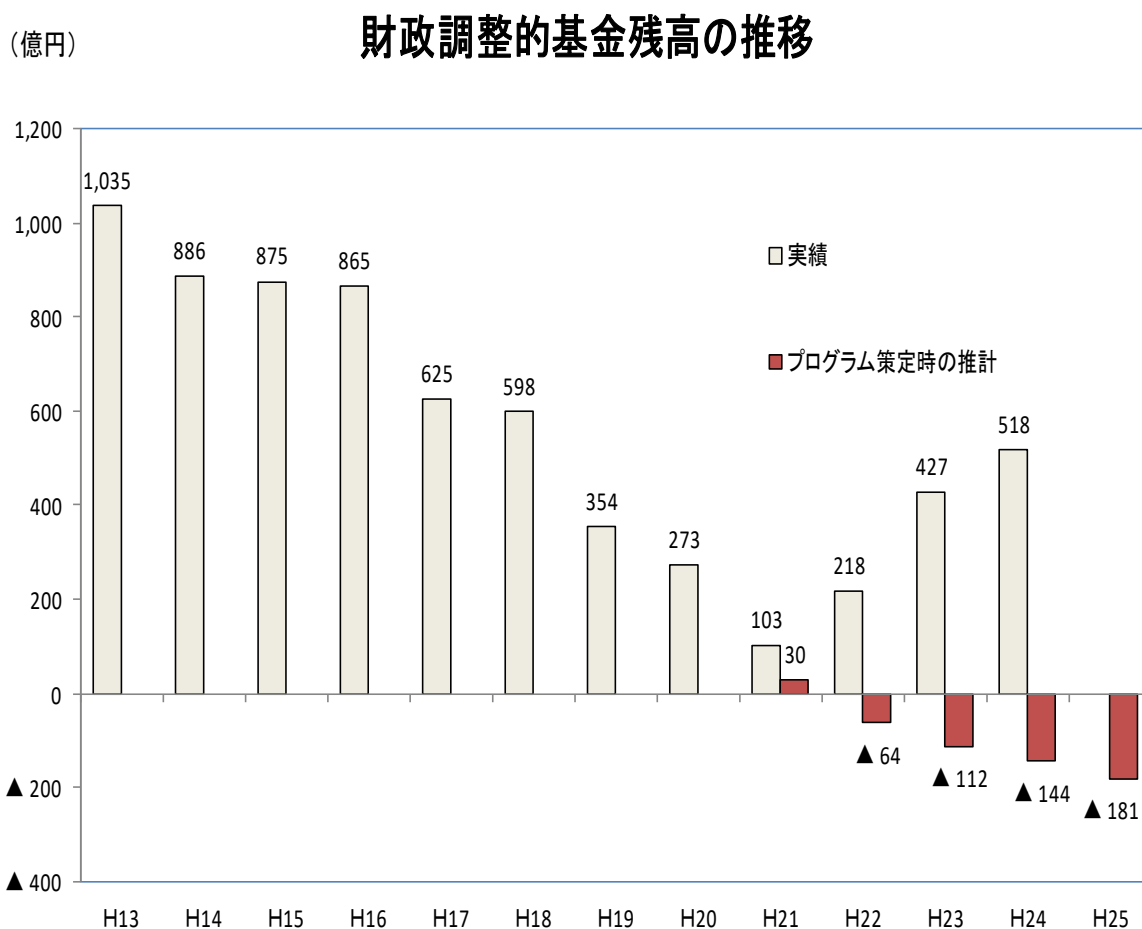
※「財政調整的基金」には、「繰越金の活用(50億円)」を含む

	H22	H23	H24	H25	
プログラム取組前の財源不足額	▲ 296	▲ 314	▲ 379	▲ 369	
プログラムによる収増効果	当該年度	174	62	56	28
	前年度取組分		174	236	292
財源不足額	▲ 122	▲ 78	▲ 87	▲ 49	
基金等充当額	122	78	87	49	
差し引き	0	0	0	0	

② 財政調整的基金残高の増加

「とちぎ未来開拓プログラム」策定時点では、プログラム取組後であっても、平成 22 年度には財政調整的基金が枯渇し、これ以外の土地開発基金等の活用可能基金を取り崩さざるを得ないと見込まれていたが、毎年度における行政経費の節約や国の地方財政対策等により、当初予算時に見込んでいた基金取崩しの取り止めや積立ができた。

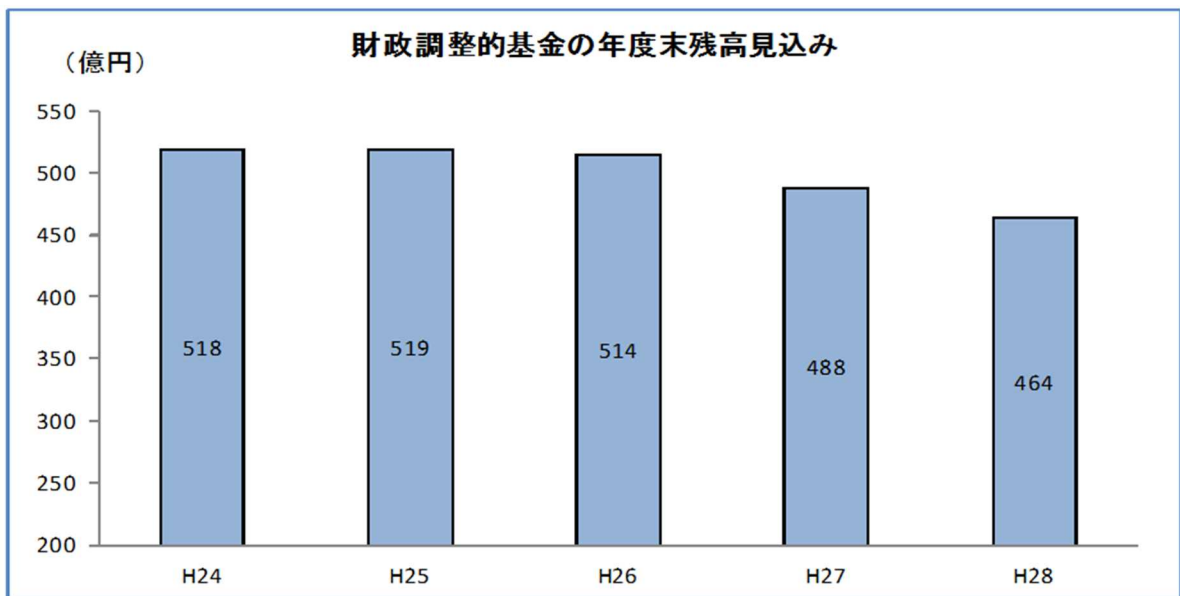
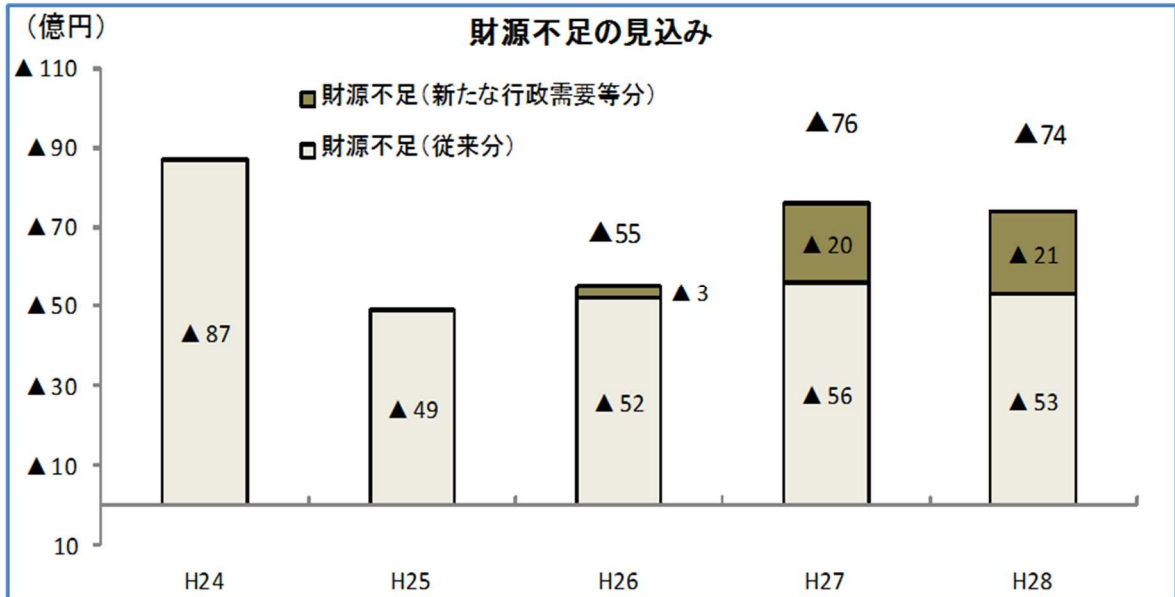
この結果、平成 25 年度末で 735 億円の財政調整的基金を確保することができた。



(注) 平成 24 年度の基金残高実績は 603 億円である。

(2) 今後の財政収支見込み

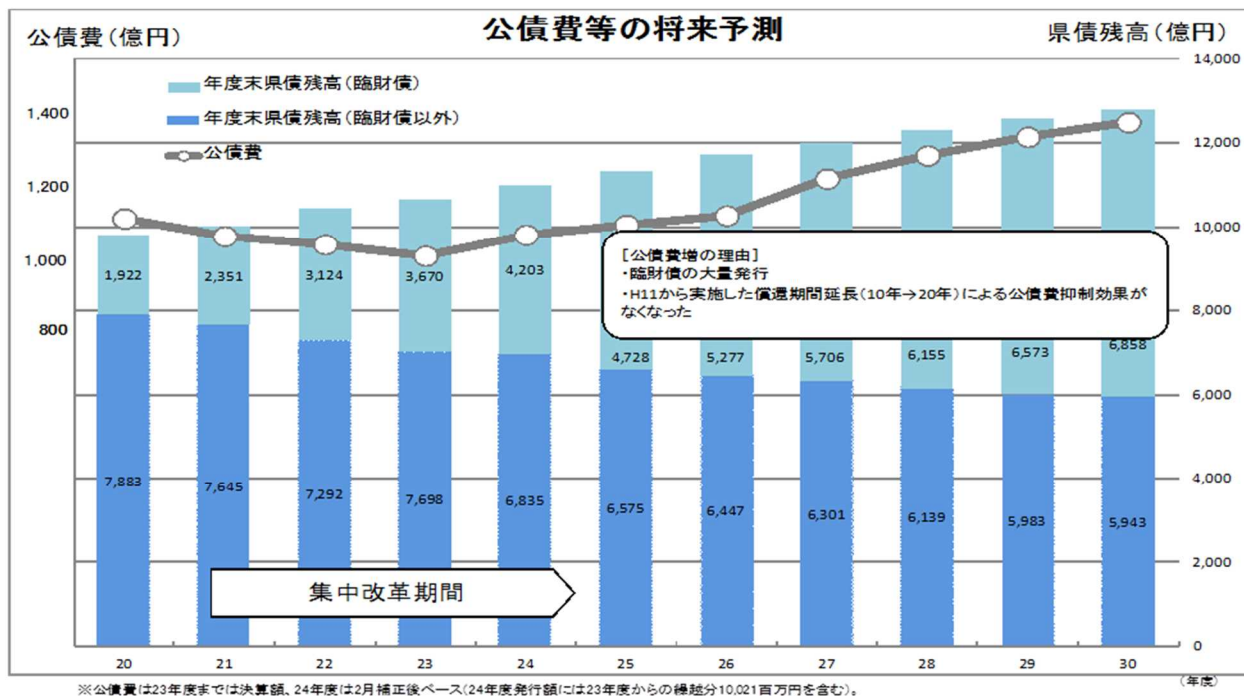
プログラムによる収支改善効果が平成26年度以降も継続することを前提としてもなお、今後80億円程度の財源不足が発生することが見込まれている。



※H24は2月補正時点での見込みである。

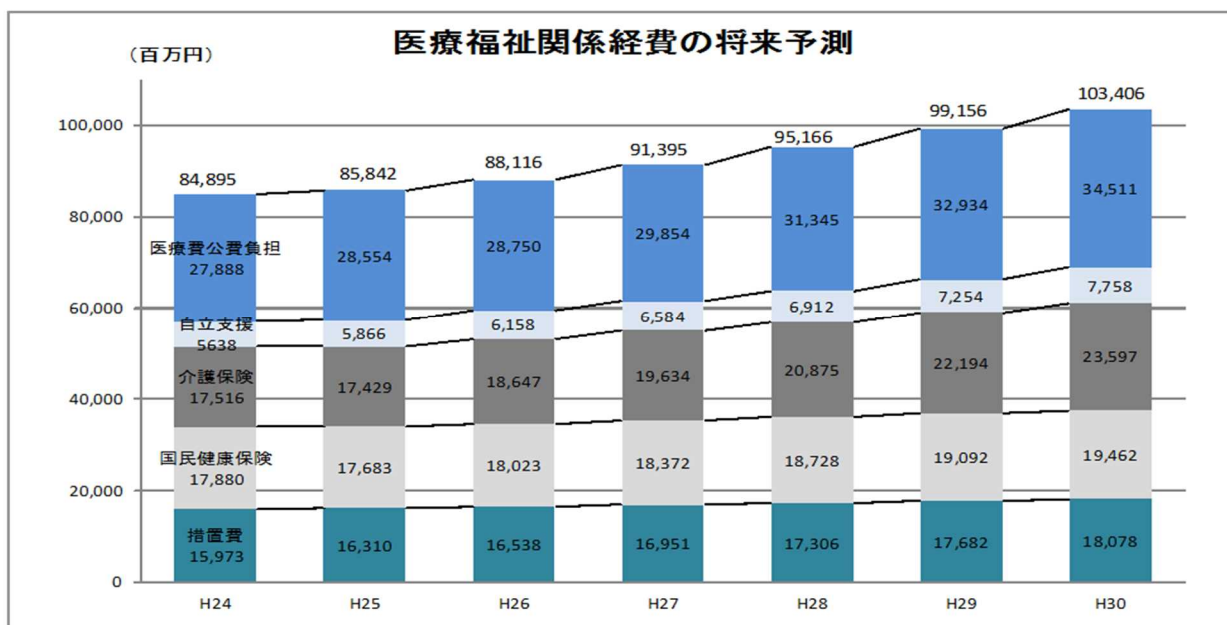
(県債残高と公債費)

臨時財政対策債の大量発行に伴い、県債残高と公債費が増加。



(医療福祉関係経費)

高齢化の進行に伴い、医療福祉関係経費が大幅に増加。



(中期財政収支見込み 財政健全化への取組前)

① 収支見込み

(億円)

	H24	H25	H26	H27	H28
1 投資的経費	1,078	1,129	1,006	955	923
(1) 公共事業費等	599	583	576	576	576
(2) その他の建設事業費	479	546	430	379	347
2 義務的経費	4,565	4,605	4,662	5,097	5,183
(1) 職員費	2,006	2,064	2,054	2,040	2,030
(2) 公債費	981	1,005	1,027	1,115	1,169
(3) 主要義務費	1,124	1,103	1,113	1,152	1,189
(4) 税交付金等	454	433	468	790	795
3 その他消費的経費	2,183	1,958	1,870	1,822	1,824
(1) 積立金・県単貸付金等	1,301	1,107	1,130	1,084	1,084
(2) その他の一般経費	882	851	740	738	740
歳出合計	7,826	7,692	7,538	7,874	7,930
うち一般財源 A	5,231	5,157	5,406	5,800	5,861

1 県税等	2,430	2,426	2,509	3,031	3,085
2 地方交付税	1,370	1,260	1,255	1,222	1,186
3 地方譲与税等	307	321	328	333	340
4 県債	1,037	1,101	1,262	1,158	1,197
うち臨時財政対策債	670	710	780	690	730
歳入合計 B	5,144	5,108	5,354	5,744	5,808
収支差 I C = B - A	▲ 87	▲ 49	▲ 52	▲ 56	▲ 53

② 新たな行政需要等 (新規大規模建設事業等)

歳出			10	60	61
うち一般財源 D			10	60	61
歳入 (県債) E			7	40	40
収支差 II F = E - D	0	0	▲ 3	▲ 20	▲ 21

① + ②

収支差 I + II G = C + F	▲ 87	▲ 49	▲ 55	▲ 76	▲ 74
財政調整的基金等充当額	87	49	55	76	74
年度末財政調整的基金残高	518	519	514	488	464
県債残高	11,038	11,303	11,724	12,007	12,294
臨時財政対策債を除く	6,835	6,575	6,447	6,301	6,139

※財政調整的基金等充当額には、繰越金50億円を含む。

H24年度末財政調整的基金残高は2月補正後の見込みである。

本推計は、H25当初予算ベースで作成したものである。

(中期財政収支見込み 財政健全化への取組後)

① 収支見込み		(億円)				
		H24	H25	H26	H27	H28
1	投資的経費	1,078	1,129	1,006	955	923
	(1) 公共事業費等	599	583	576	576	576
	(2) その他の建設事業費	479	546	430	379	347
2	義務的経費	4,565	4,605	4,662	5,097	5,183
	(1) 職員費	2,006	2,064	2,054	2,040	2,030
	(2) 公債費	981	1,005	1,027	1,115	1,169
	(3) 主要義務費	1,124	1,103	1,113	1,152	1,189
	(4) 税交付金等	454	433	468	790	795
3	その他消費的経費	2,183	1,958	1,863	1,796	1,799
	(1) 積立金・県単貸付金等	1,301	1,107	1,130	1,084	1,084
	(2) その他の一般経費	882	851	733	712	715
歳出合計		7,826	7,692	7,531	7,848	7,905
	うち一般財源 A	5,231	5,157	5,399	5,774	5,836
1	県税等	2,430	2,426	2,509	3,031	3,085
2	地方交付税	1,370	1,260	1,255	1,222	1,186
3	地方譲与税等	307	321	328	333	340
4	県債	1,037	1,101	1,262	1,158	1,197
	うち臨時財政対策債	670	710	780	690	730
歳入合計 B		5,144	5,108	5,354	5,744	5,808
収支差 I C = B - A		▲ 87	▲ 49	▲ 45	▲ 30	▲ 28
② 新たな行政需要 (新規大規模建設事業等)						
歳出				10	60	61
	うち一般財源 D			10	60	61
歳入 (県債) E				7	40	40
収支差 II F = E - D		0	0	▲ 3	▲ 20	▲ 21
① + ②						
収支差 I + II G = C + F		▲ 87	▲ 49	▲ 48	▲ 50	▲ 49
財政調整的基金等充当額		87	49	48	50	49
年度末財政調整的基金残高		518	519	521	521	522
県債残高		11,038	11,303	11,724	12,007	12,294
	臨時財政対策債を除く	6,835	6,575	6,447	6,301	6,139

※財政調整的基金等充当額には、繰越金50億円を含む。

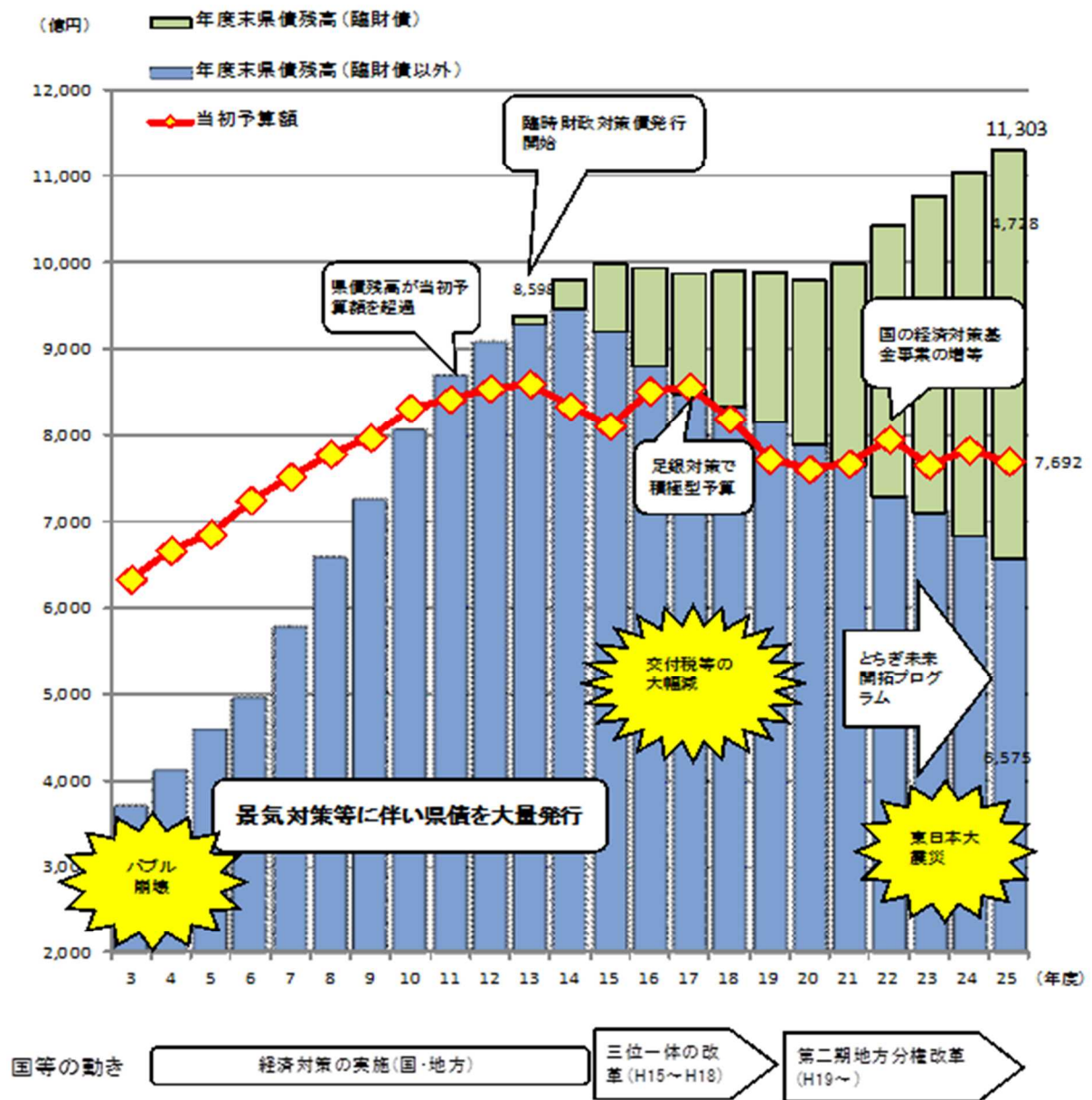
H24年度末財政調整的基金残高は2月補正後ベースの見込みである。

本推計は、H25当初予算ベースで作成したものである。

(3) 栃木県財政の推移

予算規模は、平成13年度をピークに減少傾向にあり、近年は7,000億円台で推移している。

地方交付税の代替財源である臨時財政対策債の大量発行により、県債残高が大きく増加しているが、臨時財政対策債を除く地方債残高は、新規発行の抑制により減少している。



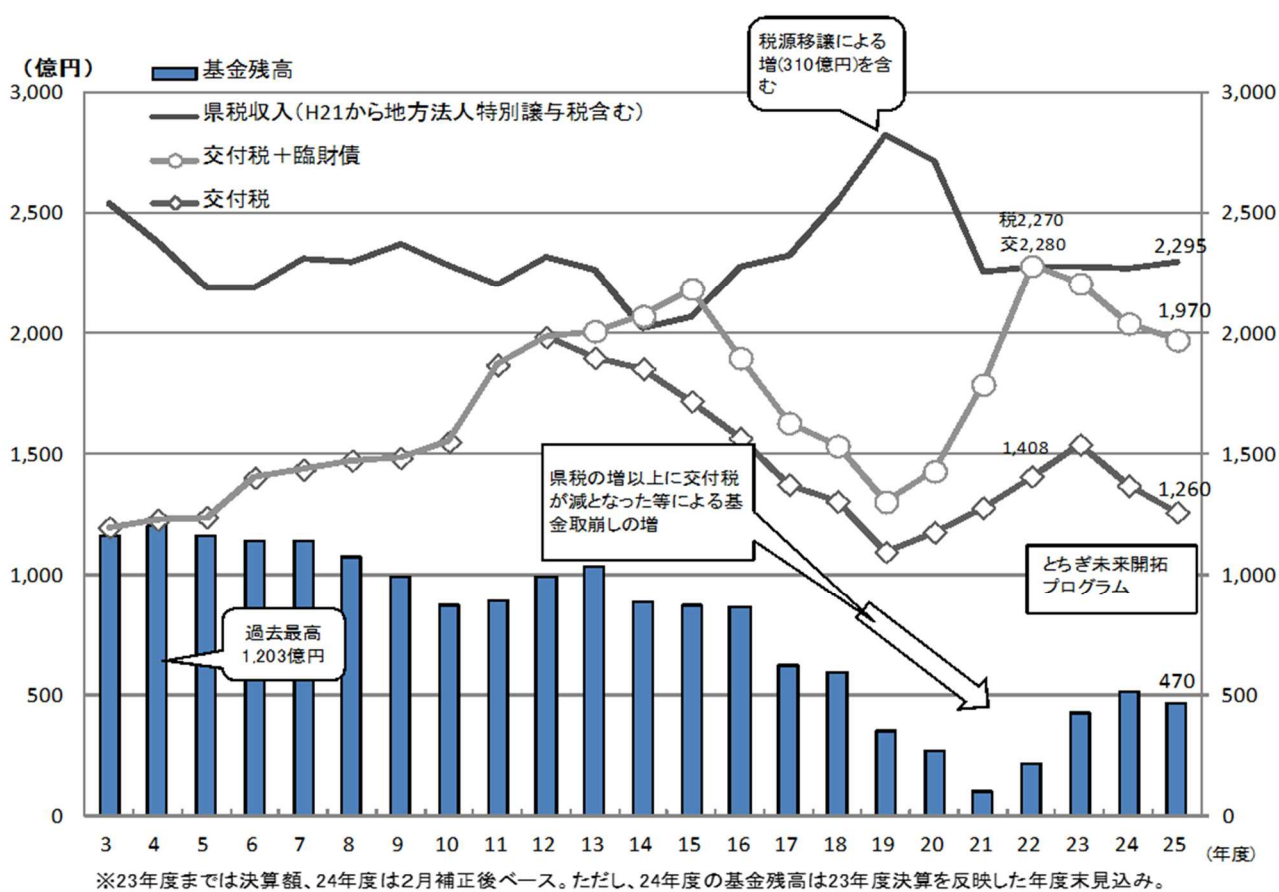
※県債残高については、23年度までは決算額、24年度は2月補正後ベース

(4) 地方交付税等と財政調整的基金の推移

平成19年度まで、県税収入は税源移譲もあり増加したが、地方交付税が大きく減少したこともあり、財政調整的基金の取崩額が増加した。

平成20年度以降は、県税収入の減もあり、地方交付税と臨時財政対策債を合わせた実質的な地方交付税は伸びたが、その大部分が臨時財政対策債の増によるものである。

平成22年度以降は、プログラムの取組等により、財政調整的基金の残高は増加している。

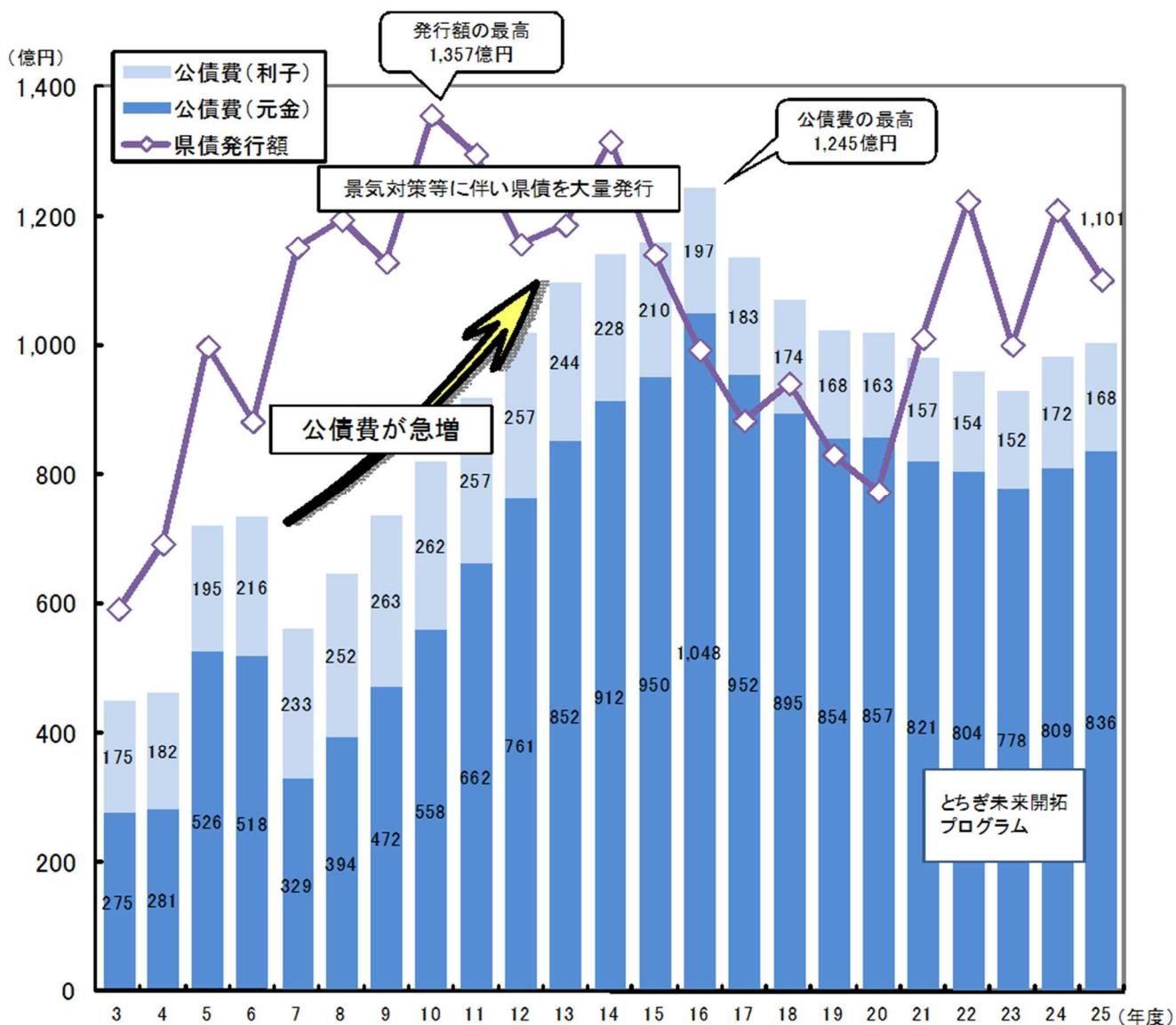


(注) 平成25年度末の財政調整的基金の残高の実績は735億円である。

(5) 県債発行額及び公債費の推移

平成15年度以降、投資的経費の削減により新規の県債発行を抑制してきた。

平成21年度以降は、通常の県債発行は抑制してきたが、地方交付税の代替財源である臨時財政対策債の大量発行により、県債発行額は増加している。



※県債発行額及び公債費は23年度までは決算額、24年度は2月補正後ベース(24年度発行額には23年度からの繰越分を含む)

3. 監査の結果

(1) 基金の見直しについて（指摘事項）

基金については、廃止も含めた見直しの検討が必要である。

国の経済対策等に伴い設置された基金以外で近年廃止されたものは、平成 20 年度に廃止された「栃木県県庁舎建設基金」のみである。

具体的な基金については、Ⅲ. 個別的事項で指摘しているが、最近の基金の事業状況を見ると、ここ数年事業に使用されていない基金がある。

県では、定期的に見直しをしているとのことであるが、事業に使用されていない基金や、基金残高が少なく事業に使用することができない基金などについて、廃止や他の基金との統合も視野に、見直しを検討すべきである。

(2) 公金管理運用を担う人材の育成について（指摘事項）

高度で専門的な金融分野の知識を身につけた人材の育成・確保の拡充が必要である。

県では、公金管理運用の人材について、金融機関出身者や公認会計士等の専門知識を有する人材を採用していないため、一般の県職員に対する研修を通じてそのような人材を育成する必要がある。

県の「栃木県公金管理運用方針」によれば、「資金運用担当者に対する実践的な研修を実施するとともに、専門家からの指導助言を得るなどして、高度で専門的な金融分野の知識を身につけた人材の育成・確保に努める。」とある。

現状では、年に数回の研修を実施してはいるが、その程度では、最近の金融事情や様々な金融商品の知識を身につけた、高度な専門知識を有する人材の育成には不十分である。

県としては、より積極的に人材の育成・確保に努める必要がある。

(3) 資金運用の一元的管理について（意見）

基金の資金運用については、一元的管理を検討すべきである。

現状では、基金の資金運用については、会計管理課と所管課で連絡を取り合っ
て検討しているが、基金資金の運用については、会計管理課で一括して運用を
検討することにより、より効率的な運用管理をすることができる。

さらに、上記（2）で述べたように、高度な専門知識を持った人材が会計管理
課にいることにより、その効果は増大する。

(4)運用金利の入札について（指摘事項）

基金の運用金利について、複数の金融機関を対象とした入札を検討すべきである。基金の資金の運用については、預金債権を借入等債務との相殺によって保全を図るペイオフ対策も考慮する必要はある。基金の預金のある金融機関10行のうち、借入等債務のある金融機関は6行であり、この6行の借入等債務は、基金の預金残高を上回っており、預金の保全ではペイオフ対策上問題はない。また、基金の預金のみで借入等債務のない金融機関は4行あるが、この4行の基金の預金残高はいずれも10百万円であり、預金保険法で保護される元本の範囲内のため、ペイオフ対策上問題はない。

また、基金の預金残高のない金融機関の中で、借入等債務があり、ペイオフ対策上で預金・債務の相殺枠のある金融機関は5行ある。

運用金利の入札を検討する場合、県庁所在地の宇都宮市内に本店又は支店のある金融機関で、かつ借入金等債務のある金融機関が対象と考えられる。

金利の入札をすることにより、通常より有利な運用金利を獲得することができると考えられる。

したがって、運用金利の入札は、ぜひとも検討すべき課題と考えられる。

(参考) 栃木県全体の基金の運用実績

1. 平成23年度末（44基金）

（単位：千円）

区分	預金残高	債券残高	預金、債券合計
平成23年度末残高	143,747,417	199,924	143,947,341
年平均残高 (a)	121,445,662	150,218	121,595,880
運用益 (b)	250,306	1,626	251,932
平均利回り (b/a)	0.206%	1.082%	0.207%

2. 平成24年度末（43基金）

（単位：千円）

区分	預金残高	債券残高	預金、債券合計
平成24年度末残高	160,930,994	119,936	161,050,930
年平均残高 (a)	138,406,768	139,002	138,545,770
運用益 (b)	188,204	1,150	189,355
平均利回り (b/a)	0.136%	0.828%	0.137%

3. 平成25年度末（40基金）

（単位：千円）

区分	預金残高	債券残高	預金、債券合計
平成25年度末残高	180,905,871	159,936	181,065,808
年平均残高 (a)	159,537,678	124,539	159,662,218
運用益 (b)	194,312	536	194,848
平均利回り (b/a)	0.122%	0.430%	0.122%

(5) 基金の会計処理の統一について（意見）

基金の運用益の会計処理が、各基金によってまちまちであり、統一した会計処理を検討すべきである。

各基金の設置条例では、基金の運用収益について一般会計から基金への編入を強制しているものと、任意のものに分かれている。

この結果、基金の運用収益に関する会計処理が、各基金によって異なっている。

会計的観点からは、運用型の基金においては、運用収益は基金に編入すべきであり、それ以外の基金においても、運用収益を基金に編入する会計処理の方が、基金の収支を明確に反映することができると考えられる。

III. 個別的事項

1. 栃木県東日本大震災復興推進基金

(1) 基金の概要

① 基金の概略

所管部課	総合政策部 総合政策課
根拠法令等	栃木県東日本大震災復興推進基金条例
造成年月日	平成 23 年 12 月 19 日
造成期間	期限なし
基金造成額	4,000,000 千円
基金財源	国費（特別交付税）100%
造成目的	東日本大震災からの復興を図るための事業の財源に充てるため
基金種別	特定目的基金（取崩し型）
積立財源	① 東日本大震災からの復興を目的とした寄附金 ② 基金の運用から生ずる収益
事業概要	東日本大震災からの復興を図るための事業の財源に充てるための取崩し及び東日本大震災からの復興を目的とした寄附の受入れ
予算計上会計	一般会計

② 基金の各年度末残高

(単位：千円)

種目	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
普通預金		555,327	652,554
定期預金			
譲渡性預金	2,001,030	1,456,107	842,677
債券（国債）、（農林債） など			
貸付金			
その他			
合計	2,001,030	2,011,434	1,495,231

③ 基金の推移

(単位：千円)

		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
前年度末残高			2,001,030	2,011,434
積立額	新規・追加積立	4,000,000	8,009	3,360
	うち県費	4,000,000		
	うち国庫支出金			
	うち市町村拠出金			
	うち寄附金	8,009	3,360	
	運用利息	1,030	2,395	878
その他				
積立額計		4,001,030	10,404	4,238
取崩額	事業費等			520,441
	その他(注1)	2,000,000		
	取崩額計	2,000,000		520,441
3月末残高		2,001,030	2,011,434	1,495,231
出納整理 期間中	積立額(注2)		50	
	取崩額(注3)		520,441	595,212
当年度末残高		2,001,030	1,491,043	900,019

(注1) 県内各市町への配分。総額20億円のうち35%を均等割、25%を人口割、残りの40%を被災状況割として配分額を算出している

(注2) ふるさと寄附金からの振替分(平成25年3月19日調定)の重複積立。

(注3) 本基金を充当する事業の事業費確定による取崩

④ 基金の活用状況

(i) 事業名及び事業内容

	事業名	事業内容
1	東日本大震災復興推進事業交付金	東日本大震災復興推進基金による市町村の震災復興推進事業への交付金
2	中小企業労務管理支援事業費	震災による影響を受けた中小企業の雇用の維持を図るための労務管理アドバイザーの派遣
3	復旧・復興を支える資格取得支援事業費	復興関連業務に必要な資格(フォークリフトや大型免許等)を取得するための訓練受講経費に対する助成
4	被災住宅再建等支援事業費	東日本大震災により損壊した住宅について、融資を受けて再建等を行う個人に対する市町村の利子補給への補助
5	災害救助費	他県からの避難者のための民間賃貸住宅借上げに係る管理業務従事者の配置

6	とちまるくん発元気事業費	子どもを始めとした県民等からの注目度が高い「とちまるくん」を利用したHPによる安心安全情報や復興関連イベント情報等の提供
7	奥日光夏のきらめき発見事業費	風評被害の払拭、震災復興の一助とするため、奥日光の自然観察会や地元と協力したイベントの開催
8	那須・塩原まるまる自然体験事業費	風評被害の払拭、震災復興の一助とするため、自然観察会の実施、その様子のテレビ番組等での配信
9	奥日光拠点エリア整備事業費	風評被害の払拭、震災復興の一助とするため、奥日光の自然や歴史的遺産の魅力をアピールする拠点エリアとして、旧英国大使館別荘の再整備に向けた調査・検討
10	風評被害経営改善事業費	風評被害等の影響を受けている中小企業への経営改善計画策定支援等
11	中小企業事業継続計画（BCP）策定支援事業費	将来発生するおそれのある災害等に備えたBCPの普及啓発及び作成支援
12	東日本大震災復興緊急資金利子補給事業費	東日本大震災復興緊急資金を利用した事業者への貸付金に対する利子補給
13	県産品戦略的海外販路開拓事業費	本県産食品に対する風評被害の払拭と販路開拓を戦略的に実施するための中国への売り込み隊派遣等
14	映像による海外風評被害払拭事業費	風評被害払拭や誘客促進のためのDVD作成
15	「とちぎ元気グルメまつり」開催事業費	風評被害払拭のため、ご当地グルメを活用した「とちぎ元気グルメまつり」の開催
16	海外観光プロモーション事業費	風評被害払拭のための旅行エージェント等への誘客キャラバン隊の派遣等（台湾等）
17	風評被害対策観光情報発信事業費	風評被害払拭や観光誘客促進のためのラジオ番組の放送
18	風評被害対策国内誘客事業費	風評被害払拭のためのイベント開催や旅行エージェントへのキャラバン隊の派遣等
19	「元気度 日本一 とちぎ券」発行事業費	風評被害からの回復のため、本県への旅行者向けプレミアム付宿泊旅行券「元気度 日本一 とちぎ券」の発行等
20	MICE推進事業	風評被害払拭のための企業等の報奨旅行（インセンティブツアー）の誘致
21	がんばろう“とちぎの農業”緊急支援事業費	風評被害等による損失を受けた農漁業者への貸付金に対する利子補給
22	とちぎ農産物等輸出リスタート事業費	農産物の輸出量回復のための海外市場の調査や国際見本市への出展への支援等

23	県産農産物の安全・安心PR事業費	県内外に向けた県産農産物の安全性のPRのためのラッピング電車の活用及び新聞等への広告掲載等
24	災害時事業継続計画策定支援事業費	地域建設企業の災害時における「事業継続計画(BCP)」の策定等支援
25	地域防災力向上支援事業費	自主防災組織による地域の防災力の向上と孤立化の可能性がある集落の通信手段の確保
26	美術館整備費	県立美術館の屋外展示物の修繕及び耐震
27	再生可能エネルギー利活用促進事業費	災害等に備えエネルギーの分散化等を図るための温泉熱の利活用に向けた調査
28	県有施設省エネ加速化事業費	災害により発生する電力需給の逼迫を緩和するための県有施設の省エネルギー化のための改修
29	災害医療対策費	災害医療コーディネーターの具体的な運用や効果的な活動を行うための連携会議の開催
30	災害用医薬品等備蓄対策費	災害時に必要な医薬品等を迅速かつ的確に供給できる体制を確保するための医薬品等の備蓄
31	環境産業振興「省エネ・新エネ技術」推進事業費	災害等に備えエネルギーの分散化等を図るための省エネ・新エネ関連技術・製品の研究・開発の促進
32	超過洪水対策調査費	震災等に備えた効果的な超過洪水対策を行うための調査
33	減災対策道路調査費	震災時における減災を図るために必要な道路の調査等
34	水防費(防災ヤード)	突発的な出水等に迅速に対応するため、防災ヤードに必要な備蓄等
35	緊急時連絡用電話整備事業費	県立学校等への緊急時連絡用電話の整備
36	地域防災教育推進事業費	地域住民を対象とした各種防災対策講座の開催等
37	風評被害緊急対策海外プロモーション事業費	観光復興のために国が行う「東北・北関東イノベーション再生緊急対策事業」を活用した商談会や観光キャラバンへの参加
38	冬季国体開催(準備)事業費	冬季国体開催前における、風評被害の払拭や震災からの復興をPRするイベントの開催
39	栃木県誕生140年県民の日記念事業費	県民の日を利用した震災からの復興等をPRするイベントの開催
40	「オールとちぎ」による魅力発信事業費	復興と地域活性化を目的とした、県のPR映像の制作及び放映
41	放送メディア広報費	復興に向けた誘客促進及び県産農産物の消費拡大のためのラジオ番組放送
42	とちぎ県産品輸出促進事業費(国際見本市出展等事業費)	震災の影響により停滞している県産品の輸出を促進するための食品見本市出展等(香港)

43	販路開拓グローバル企業人育成事業費	中小企業の海外展開を担う人材育成と県産品の安全性を直接訴える機会を確保するための商談会開催（香港）
44	風評被害対策広域連携事業費	風評被害払拭のために北関東三県が連携した、観光パンフレット制作やキャラバン隊派遣等
46	道の駅ブランド力向上事業費	復興に向けて、道の駅を起点とした観光誘客及び特産品の販売促進の検討に対する助成
47	とちぎのいいもの海外「B to C」事業費	風評被害払拭のための一般消費者を対象とした「とちぎのいいもの物産展 in 香港」の開催
48	観光誘客総合戦略事業費	風評被害からの回復を図るための観光誘客活動の指針となる観光誘客総合戦略の策定、周遊パスポートの発行
49	食と田園風景の誘客促進事業費	風評被害からの回復を図るために、食の回廊、田園風景百選を活用したラジオ番組制作やイベントの開催
50	「いちご王国とちぎ」PR事業費	農産物の風評被害を払拭するために、スマホを活用した映像の制作やイベントの開催等
51	とちぎ防災力アップ事業費	防災意識を高めるための震災時等の写真パネル制作、ラジオ番組やCMの制作
52	地震被害想定調査等事業費	本県に大きな被害を及ぼす震源を想定した自然現象の予測及び建物被害や人的被害等被害全般の予測調査
53	災害医療本部運営経費	災害医療本部に設置する衛星電話及びDMAT派遣要請専用携帯電話の設置等
54	災害医療研修・訓練経費	災害発生時に迅速かつ円滑な医療救護活動を実施するため、災害拠点病院等を対象とした研修・訓練

(ii)各事業の費用実績

(単位：千円)

	事業名	事業費		
		平成23年度	平成24年度	平成25年度
1	東日本大震災復興推進事業交付金	2,000,000		
2	中小企業労務管理支援事業費		272	
3	復旧・復興を支える資格取得支援事業費		2,680	1,852

4	被災住宅再建等支援事業費		6,198	6,713
5	災害救助費		4,232	9,838
6	とちまるくん発元気事業費		3,835	
7	奥日光夏のきらめき発見事業費		2,748	
8	那須・塩原まるまる自然体験事業費		4,618	
9	奥日光拠点エリア整備事業費		5,812	
10	風評被害経営改善事業費		6,048	1,310
11	中小企業事業継続計画（BCP）策定支援事業費		961	920
12	東日本大震災復興緊急資金利子補給事業費		94,305	128,336
13	県産品戦略的海外販路開拓事業費		5,193	3,333
14	映像による海外風評被害払拭事業費		4,043	
15	「とちぎ元気グルメまつり」開催事業費		14,924	13,889
16	海外観光プロモーション事業費		13,029	16,554
17	風評被害対策観光情報発信事業費		6,000	
18	風評被害対策国内誘客事業費		95,976	87,610
19	「元気度 日本一 とちぎ券」発行事業費		48,238	49,975
20	MICE推進事業		1,261	
21	がんばろう“とちぎの農業”緊急支援事業費		1,285	1,464
22	とちぎ農産物等輸出リスタート事業費		3,468	3,439
23	県産農産物の安全・安心PR事業費		28,254	41,414

24	災害時事業継続計画策定支援事業費		637	535
25	地域防災力向上支援事業費		168	1,067
26	美術館整備費		6,028	
27	再生可能エネルギー利活用促進事業費		4,725	
28	県有施設省エネ加速化事業費		47,492	11,582
29	災害医療対策費（災害医療体制検討部会等開催経費）		361	1,138
30	災害用医薬品等備蓄対策費		3,969	
31	環境産業振興「省エネ・新エネ技術」推進事業費		162	108
32	超過洪水対策調査費		60,000	
33	減災対策道路調査費		15,078	
34	水防費（防災ヤード）		7,797	6,371
35	緊急時連絡用電話整備事業費		1,152	
36	地域防災教育推進事業費		1,835	1,668
37	風評被害緊急対策海外プロモーション事業費		2,660	
38	冬季国体開催準備事業費		14,997	10,591
39	栃木県誕生140年県民の日記念事業費			15,232
40	「オールとちぎ」による魅力発信事業費			23,434
41	放送メディア広報費			4,996
42	とちぎ県産品輸出促進事業費（国際見本市出展事業）			592
43	販路開拓グローバル企業人育成事業費			1,955
44	風評被害対策広域連携事業費			5,540
45	伝統工芸品ブランド力強化支援事業費			2,964

46	道の駅ブランド力向上事業費			1,500
47	とちぎのいいもの海外「B to C」事業費			10,434
48	観光誘客総合戦略事業			24,982
49	食と田園風景の誘客促進事業費			22,403
50	「いちご王国とちぎ」PR事業費			48,078
51	とちぎ防災力アップ事業費			7,389
52	地震被害想定調査等事業費			25,629
53	災害医療本部運営経費			318
54	災害医療研修・訓練経費			59

(2) 監査の結果

① 基金創設以来の過去3年度に実施された前掲の54の事業について、採択の基準や方法、優先順位の付け方を、総合政策部総合政策課に対して質問した。

その結果、県民生活の安定、経済産業活力の回復及び災害に強い地域づくり等を推進する事業といった復興に資する事業を選定して配分しているとの回答を得た。具体的には、各部局の事業計画に対し、総合政策課において基金充当可否を判断した上で、最終的には財政課の予算査定により充当事業及び充当額を決定しているとのことであった。なお、優先順位は付けていないとのことである。

参考までに、各事業の担当部局名、担当部課室名は下記のとおりである。

	事業名	担当部局名、担当部課室名
1	東日本大震災復興推進事業交付金	総合政策部 総合政策課
2	中小企業労務管理支援事業費	産業労働観光部 労働政策課
3	復旧・復興を支える資格取得支援事業費	産業労働観光部 労働政策課
4	被災住宅再建等支援事業費	県土整備部 住宅課
5	災害救助費	県民生活部 消防防災課
6	とちまるくん発元気事業費	総合政策部 総合政策課
7	奥日光夏のきらめき発見事業費	環境森林部 自然環境課
8	那須・塩原まるまる自然体験事業費	環境森林部 自然環境課
9	奥日光拠点エリア整備事業費	環境森林部 自然環境課
10	風評被害経営改善事業費	産業労働観光部 経営支援課

11	中小企業事業継続計画（BCP）策定支援事業費	産業労働観光部 経営支援課
12	東日本大震災復興緊急資金利子補給事業費	産業労働観光部 経営支援課
13	県産品戦略的海外販路開拓事業費	産業労働観光部 国際課
14	映像による海外風評被害払拭事業費	産業労働観光部 国際課
15	「とちぎ元気グルメまつり」開催事業費	産業労働観光部 観光交流課
16	海外観光プロモーション事業費	産業労働観光部 観光交流課
17	風評被害対策観光情報発信事業費	産業労働観光部 観光交流課
18	風評被害対策国内誘客事業費	産業労働観光部 観光交流課
19	「元気度 日本一 とちぎ券」発行事業費	産業労働観光部 観光交流課
20	MICE推進事業	産業労働観光部 観光交流課
21	がんばろう“とちぎの農業”緊急支援事業費	農政部 農政課
22	とちぎ農産物等輸出リスタート事業費	農政部 経済流通課
23	県産農産物の安全・安心PR事業費	農政部 生産振興課 経済流通課
24	災害時事業継続計画策定支援事業費	県土整備部 監理課
25	地域防災力向上支援事業費	県民生活部 消防防災課
26	美術館整備費	県民生活部 県民文化課
27	再生可能エネルギー利活用促進事業費	環境森林部 地球温暖化対策課
28	県有施設省エネ加速化事業費	環境森林部 地球温暖化対策課
29	災害医療対策費	保健福祉部 医療政策課
30	災害用医薬品等備蓄対策費	保健福祉部 薬務課
31	環境産業振興「省エネ・新エネ技術」推進事業費	産業労働観光部 工業振興課
32	超過洪水対策調査費	県土整備部 河川課
33	減災対策道路調査費	県土整備部 交通政策課
34	水防費（防災ヤード）	県土整備部 河川課
35	緊急時連絡用電話整備事業費	教育委員会事務局 総務課
36	地域防災教育推進事業費	教育委員会事務局 生涯学習課
37	風評被害緊急対策海外プロモーション事業費	産業労働観光部 観光交流課
38	冬季国体開催（準備）事業費	教育委員会事務局 スポーツ振興課
39	栃木県誕生140年県民の日記念事業費	県民生活部 県民文化課
40	「オールとちぎ」による魅力発信事業費	総合政策部 総合政策課
41	放送メディア広報費	県民生活部 広報課

42	とちぎ県産品輸出促進事業費（国際見本市出展等事業費）	産業労働観光部 国際課
43	販路開拓グローバル企業人育成事業費	産業労働観光部 国際課
44	風評被害対策広域連携事業費	産業労働観光部 観光交流課
45	伝統工芸品ブランド力強化支援事業費	産業労働観光部 工業振興課
46	道の駅ブランド力向上事業費	産業労働観光部 経営支援課
47	とちぎのいいもの海外「B to C」事業費	産業労働観光部 国際課
48	観光誘客総合戦略事業費	産業労働観光部 観光交流課
49	食と田園風景の誘客促進事業費	農政部 農村振興課
50	「いちご王国とちぎ」PR事業費	農政部 経済流通課
51	とちぎ防災力アップ事業費	県民生活部 消防防災課
52	地震被害想定調査等事業費	県民生活部 消防防災課
53	災害医療本部運営経費	保健福祉部 医療政策課
54	災害医療研修・訓練経費	保健福祉部 医療政策課

② 平成 25 年度事業費のうち、上位 5 件となる下記の事業を抽出し、詳細な検討を行った。

	事業名	担当課
(i)	東日本大震災復興緊急資金利子補給事業	産業労働観光部 経営支援課
(ii)	風評被害対策国内誘客事業	産業労働観光部 観光交流課
(iii)	「元気度 日本一 とちぎ券」発行事業	同上
(iv)	県産農産物の安全・安心PR事業	農政部 生産振興課
(v)	「いちご王国とちぎ」PR事業	農政部 経済流通課

③複数部署における類似事業の実施について（指摘事項）

産業労働観光部観光交流課では、風評被害対策国内誘客事業として、東京スカイツリータウンでのイベントを下記のとおり実施している。

内容	期間	事業費（千円）
タウン内メディアを利用した広告掲出	平成 26 年 3 月 17 日～30 日	17,745
タウン内イベントスペースを利用したイベント実施	平成 26 年 3 月 22 日～23 日	5,280

一方で、農政部でも生産振興課及び経済流通課が、県産農産物の安全・安心PR事業として、東京スカイツリータウンでのイベントを下記のとおり実施している。

内容	期間	事業費(千円)
タウン内とちまるショップにおけるPRイベントの実施 (生産振興課)	平成26年1月16日	190 (他の2か所分も含む)
タウン内とちまるショップにおけるPRイベントの実施 (経済流通課、全3回)	平成25年9月11日～12日 平成25年10月29日～31日 平成26年1月15日～16日	3,067 (他のイベント分も含む)

東京スカイツリータウンやとちまるショップにおいては、スペース面積や利用方法が限られており、一つひとつのイベント内容の拡充は物理的に難しい状況にあるとのことである。また、同所でイベントを実施するに当たっては、人の往来状況を考慮すると、各課が役割分担して実施回数を増やすことにより、人目に触れる頻度を増やすことも必要なことである。

しかしながら、これらはいずれも「東日本大震災からの復興を図るため」の事業であり、期間こそ異なるものの、共同で実施することによりいわゆるシナジー効果が生まれるとともに、事業費の削減につながる場合もあると考えられる。今回詳細な検討対象として抽出した事業以外にも、上述したような縦割り行政の弊害、すなわち類似した事業やイベントが、異なる主管部署により実施されている事例が存在することが予想される。

事業の採択や発注に際しては、事業計画を十分に吟味し、類似性があり、共同で実施することにより相乗効果や費用の削減を図ることが可能である場合も想定されるので、検討を行うべきである。

④より有利な資金の運用について(指摘事項)

平成26年3月末現在の譲渡性預金の預入期間は60日であるが、一部はより長期、例えば1年程度の運用を図ることも可能と考えられる。より有利な資金の運用を検討すべきである。

2. 栃木県市町村振興資金貸付基金

(1) 基金の概要

① 基金の概略

所管部課	総合政策部 市町村課
根拠法令等	栃木県市町村振興資金貸付基金条例
造成年月日	昭和40年3月29日
造成期間	期限なし
基金造成額	50,000千円
基金財源	県費100%
造成目的	市町村(市町村の組合を含む。)がその振興を図るため行う公共施設の整備等に要する資金を貸し付けるため設置
基金種別	定額運用基金
積立財源	一般会計からの繰入金
事業概要	市町村(市町村の組合を含む。)がその振興を図るため行う公共施設の整備等に要する資金を貸し付けるため設置
予算計上会計	一般会計

② 基金の残高

(単位：千円)

種目	平成23年度	平成24年度	平成25年度
普通預金			
定期預金			
譲渡性預金	5,024,457	7,012,451	8,465,527
債券(国債)、(農林債)など			
貸付金	11,037,187	9,049,194	7,596,118
その他			
合計	16,061,644	16,061,645	16,061,645

③ 基金の推移

(単位：千円)

		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
前年度末残高		16,061,644	16,061,645	16,061,645
積立額	新規・追加積立			
	うち県費			
	うち国庫支出金			
	うち市町村拠出金			
	うちその他			
	運用利息			
	その他			
	積立額計			
取崩額	事業費等			
	その他			
	取崩額計			
3 月末残高		16,061,644	16,061,645	16,061,645
出納整理 期間中	積立額			
	取崩額			
当年度末残高		16,061,644	16,061,645	16,061,645

④ 基金の活用状況

(i) 事業名及び事業内容

	事業名	事業内容
1	貸付事業	市町村（市町村の組合を含む。）がその振興を図るため行う公共施設の整備等に要する資金の貸付

(ii) 各事業の費用実績

(単位：千円)

	事業名	事業費		
		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
1	貸付事業	60,000		

(注) 出納整理期間を含む

(2) 監査の結果

① 貸付条件

- ・ 利率 事業や貸付先市町の財政力指数によって
貸付時の財政融資資金金利－0.1% (下限 0.1%)
貸付時の財政融資資金金利－0.3% (下限 0.1%)
特認事業については知事が定める利率 (下限なし)
- ・ 貸付日 毎年度末 (事業終了後)
- ・ 償還期限 15 年以内 (うち据置 1 年以内)
- ・ 償還方法 年賦による元利均等償還
- ・ 償還期日 毎年 2 月 1 日

② 貸付実績等

- ・ 平成 22 年度から平成 25 年度については、とちぎ未来開拓プログラム (財政健全化) により貸付を休止していたため貸付金の償還のみで、償還された額がそのまま預金の増加となっている。但し平成 23 年度については、東日本大震災の復興支援として臨時的に 60 百万円の貸付けを実施した。
- ・ 平成 26 年度から貸付再開。(貸付枠 15 億円)
- ・ 過去における延滞等はない。
- ・ 利率は、0.0%から 1.8%の間で、1.0%が比較的多い。平成 25 年度末の残高と平成 26 年度の償還利子から加重平均利率を単純計算すると、約 0.98%となる。
- ・ 平成 25 年度末の残高と平成 26 年度の償還元金から加重平均償還期間を単純計算すると、約 5.85 年となる。

③ 貸付先別の残高の推移（過去3年度）は以下のとおりである。

（単位：千円）

貸付先	平成23年度	平成24年度	平成25年度
宇都宮市	139,024	95,329	64,330
足利市	1,949,568	1,698,008	1,476,261
栃木市	439,492	359,473	290,918
佐野市	433,230	336,376	278,185
鹿沼市	312,726	272,166	235,714
日光市	1,409,146	1,174,268	966,124
小山市	797,656	696,940	595,174
真岡市	607,128	471,051	382,192
大田原市	2,030,847	1,714,882	1,497,067
矢板市	382,153	325,587	276,349
那須塩原市	33,158	7,376	—
さくら市	299,509	202,863	153,891
那須烏山市	136,979	108,325	91,813
下野市	154,672	—	—
市計	9,125,294	7,462,651	6,308,025
上三川町	—	—	—
益子町	71,610	40,846	22,580
茂木町	37,349	30,599	27,617
市貝町	8,495	3,775	1,324
芳賀町	20,471	13,456	6,407
壬生町	—	—	—
野木町	9,175	6,928	4,651
岩舟町	91,947	76,780	61,450
塩谷町	261,203	208,950	157,373
高根沢町	70,259	48,489	30,873
那須町	694,422	603,990	514,104
那珂川町	31,309	21,644	15,734
町村計	1,296,245	1,055,461	842,118
市町村計	10,421,540	8,518,113	7,150,144
那須地区広域行政事務組合	58,551	48,865	39,150
栃木地区広域行政事務組合	65,924	55,018	44,080
南那須地区広域行政事務組合	68,470	55,227	41,894
塩谷広域行政組合	201,007	185,334	169,472
小山広域保健衛生組合	221,693	186,635	151,376
組合計	615,647	531,081	445,974
合計	11,037,187	9,049,194	7,596,118

④ より有利な資金の運用について（指摘事項）

平成 26 年 3 月末現在の譲渡性預金の内訳は以下のとおりである。

金額（百万円）	預入期間
1,453	56 日
7,012	367 日

上述のとおり、平成 26 年度における年間の貸付枠は 15 億円であり、貸付枠を超過する資金については、後年度の貸付に支障のない範囲であれば、長期の運用を図ることも可能と考えられる。より有利な資金の運用を検討すべきである。

⑤ 貸付基金の有効活用について（意見）

基金から市町等への貸付金は、加重平均すれば期間約 6 年、1%弱の利率であるのに対し、譲渡性預金は、預入期間が約 1 年もしくはそれより短いこともあり、利率は貸付金よりもはるかに低い。このため、基金の運用という観点からは、預金よりも貸付金で運用した方が望ましいとも考えられる。市町等への貸付金については、延滞や貸倒等の信用リスクも十分に考慮する必要があるが、貸付枠を増額し、貸付額を増やすことを検討すべきである。

3. 栃木県財政調整基金

(1) 基金の概要

① 基金の概略

所管部課	経営管理部 財政課
根拠法令等	地方財政法、栃木県財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例
造成年月日	昭和 39 年 4 月 1 日
造成期間	期限なし
基金造成額	463,911 千円
基金財源	昭和 38 年の地方自治法改正に伴い、栃木県財政調整積立金が基金に移行
造成目的	年度間の財源調整を行い財政の健全性を確保するために設置
基金種別	特定目的基金（資金積立）
積立財源	① 決算剰余金 ② 基金運用益
事業概要	—
予算計上会計	一般会計

② 基金の残高

(単位：千円)

種目	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
普通預金			
定期預金			
譲渡性預金	11,620,904	16,119,760	20,346,055
債券（国債）、（農林債） など			
貸付金			
その他			
合計	11,620,904	16,119,760	20,346,055

③ 基金の推移

(単位：千円)

		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
前年度末残高		6,760,715	11,620,904	16,119,760
積立額	新規・追加積立	4,843,981	4,486,612	4,212,053
	うち県費	4,843,981	4,486,612	4,212,053
	うち国庫支出金			
	うち市町村拠出金			
	うちその他			
	運用利息	16,208	12,243	14,242
その他				
積立額計		4,860,189	4,498,856	4,226,295
取崩額	事業費等			
	その他			
	取崩額計			
3 月末残高		11,620,904	16,119,760	20,346,055
出納整理 期間中	積立額			
	取崩額			32,690 (H26.2 月補正追加分)
当年度末残高		11,620,904	16,119,760	20,313,365

(2) 監査の結果

① 平成 25 年度の取崩しは、大雪被害対応に対する財源を手当するためのものである。

② 毎期の積立額は、地方財政法第七条第 1 項の規定（「各会計年度において歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合においては、当該剰余金のうち二分の一を下らない金額は、これを剰余金を生じた翌々年度までに、積み立て（略）なければならない」）により一定額以上の金額を積み立てなければならない。

平成 23 年度及び 24 年度については、二分の一を超える金額（平成 23 年度はプラス 832 百万円、平成 24 年度はプラス 1,382 百万円）、平成 25 年度は二分の一の金額（積立額計算の対象年度である平成 24 年度の一般会計の実質収支は過去最高の 8,424 百万円であった）を積み立てている。

③より有利な資金の運用について（指摘事項）

全般的事項の「2. 財政健全化の状況」に記載したとおり、県の財政状況はいまだ厳しいものがあるものの、平成25年度においては、「収支の均衡した予算編成」を達成することができた。

また、財政調整的基金の年度末見込みのグラフを見ると、今後、平成28年度末にかけて約55億円の基金の取り崩しが見込まれるものの、平成28年度末において約464億円の財政調整的基金を確保できる見込みがある。

現状では、基金残高203億円は、すべて1年物の譲渡性預金で運用されている。

上記の考察から、その資金の一部を5年物程度の長期運用に充てることは可能と考えられるので、より有利な資金の運用を検討すべきである。

4. 栃木県債管理基金

(1) 基金の概要

① 基金の概略

所管部課	経営管理部 財政課
根拠法令等	栃木県債管理基金条例
造成年月日	昭和 56 年 3 月 31 日
造成期間	期限なし
基金造成額	4,000,000 千円
基金財源	県費 100%
造成目的	県債の償還及び県債の適正な管理に必要な財源を確保し、将来にわたる健全な財政の運営に資するために設置
基金種別	特定目的基金（資金積立）
積立財源	① 一般財源 ② 基金運用益
事業概要	—
予算計上会計	一般会計、公債管理特別会計

② 基金の残高

(単位：千円)

種目	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
普通預金			
定期預金	5,000,000	5,000,000	5,000,000
譲渡性預金	18,627,522	34,951,382	42,044,760
債券（国債）、（農林債） など			
貸付金			
その他			
合計	23,627,522	39,951,382	47,044,760

③ 基金の推移

(単位：千円)

		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
前年度末残高		13,080,545	23,627,522	39,951,382
積立額	新規・追加積立	11,500,000	17,266,680	8,533,360
	うち県費	11,500,000	17,266,680	8,533,360
	うち国庫支出金			
	うち市町村拠出金			
	うちその他			
	運用利息	46,977	57,180	60,018
その他				
積立額計		11,546,977	17,323,860	8,593,378
取崩額	事業費等			
	その他	1,000,000	1,000,000	1,500,000
	取崩額計	1,000,000	1,000,000	1,500,000
3 月末残高		23,627,522	39,951,382	47,044,760
出納整理 期間中	積立額	10,000,000 <small>(平成 24 年 3 月専決分)</small>	5,500,000 <small>(平成 25 年 3 月補正分)</small>	
	取崩額	1,000,000 <small>(平成 23 年度公債特会分)</small>	1,500,000 <small>(平成 24 年度公債特会分)</small>	1,500,000 <small>(平成 25 年度公債特会分)</small>
当年度末残高		32,627,522	43,951,382	45,544,760

(2) 監査の結果

① 平成 25 年度末の県債の残高は、10,987 億円（臨時財政対策債 4,670 億円、臨財債以外 6,317 億円）である。この基金は、こうした県債の償還及び適正な管理を行うためのものであり、平成 23 年度は 130 億円、24 年度は 100 億円の積み立てをしている。

② 満期一括償還の県債（以下、「満括債」）については、「栃木県公債管理特別会計」を設置して管理している。毎年度、この基金に発行額の一定割合を積み立てた上で、当該積立分の、基金繰入金及び借換債の発行による借入金を財源に、償還している。

なお、満括債以外の県債及び借換債については、一般会計から直接償還している。

③ 満括債の発行額は、平成 15 年度が 30 億円、16 年度及び 17 年度が各 50 億円、18 年度及び 19 年度が各 40 億円、20 年度から 25 年度が各 140 億円である。

平成 25 年度の満括債の発行額

- i 全国型市場公募債 100 億円
10 年満期一括償還 表面利率 0.65% 格付け AA+
(地方債では最高クラスの格付け)
- ii 住民参加型市場公募債 40 億円
5 年満期一括償還 表面利率 0.24%

④ 満括債償還のための毎期の積立額は、総務省からの通知による積立ルール（発行額の三十分の一を、毎年公債管理特別会計を通じて県債管理基金に積み立てる）に基づいている。

5. 栃木県県有施設整備基金

(1) 基金の概要

① 基金の概略

所管部課	経営管理部 財政課
根拠法令等	栃木県県有施設整備基金条例
造成年月日	昭和 62 年 3 月 31 日
造成期間	期限なし
基金造成額	1,000,000 千円
基金財源	県費 100%
造成目的	県有施設の整備に要する経費の財源に充てるために設置
基金種別	特定目的基金（資金積立）
積立財源	① 一般財源 ② 基金運用益
事業概要	—
予算計上会計	一般会計

② 基金の残高

(単位：千円)

種目	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
普通預金	1		
定期預金			
譲渡性預金	2,000,000	5,004,212	14,510,217
債券（国債）、（農林債） など			
貸付金			
その他			
合計	2,000,001	5,004,212	14,510,217

③ 基金の推移

(単位：千円)

		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
前年度末残高		2,133	2,000,001	5,004,213
積立額	新規・追加積立	2,000,000	3,000,000	9,500,000
	うち県費	2,000,000	3,000,000	9,500,000
	うち国庫支出金			
	うち市町村拠出金			
	うちその他			
	運用利息	1	4,212	6,005
その他				
積立額計		2,000,001	3,004,212	9,506,005
取崩額	事業費等	2,133		
	その他			
	取崩額計	2,133		
3 月末残高		2,000,001	5,004,213	14,510,218
出納整理 期間中	積立額	3,000,000 (H24.3月専決分)	3,000,000 (H25.3月補正分)	2,500,000 (H26.3月補正分)
	取崩額			
当年度末残高		5,000,001	8,004,213	17,010,218

(2) 監査の結果

① 県では、総合スポーツゾーン等の新規の大規模建設事業については、事業費の節減等に努めるとともに、この基金を活用することとしている。

②より有利な資金の運用について（指摘事項）

上記①に記したとおり、県有施設整備基金の主な資金の使途は、新規の大規模建設事業であるので、施設の建設時期に合わせた長期の運用が可能である。

現状では、すべて1年物の譲渡性預金で運用されており、より有利な資金の運用を検討すべきである。

6. 栃木県社会福祉施設整備基金

(1) 基金の概要

① 基金の概略

所管部課	経営管理部 財政課
根拠法令等	栃木県社会福祉施設整備基金の設置及び管理に関する条例
造成年月日	昭和39年4月1日
造成期間	期限なし
基金造成額	14,724千円(昭和40年3月末)
基金財源	当せん金付証券に係る収益金
造成目的	社会福祉施設整備事業の財源に充てるために設置
基金種別	特定目的基金(資金積立)
積立財源	① 当せん金付証券に係る収益金 ② 基金運用益
事業概要	—
予算計上会計	一般会計

② 基金の残高

(単位：千円)

種目	平成23年度	平成24年度	平成25年度
普通預金			
定期預金	4		
譲渡性預金			
債券(国債)、(農林債) など			
貸付金			
その他			
合計	4		

③ 基金の推移

(単位：千円)

		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
前年度末残高		7,980	4	
積立額	新規・追加積立			
	うち県費			
	うち国庫支出金			
	うち市町村拠出金			
	うちその他			
	運用利息	4		
その他				
積立額計		4		
取崩額	事業費等	7,980	4	
	その他			
	取崩額計	7,980	4	
3 月末残高		4		
出納整理 期間中	積立額			
	取崩額	4 (平成 23 年当初分)		
当年度末残高				

(2) 監査の結果

① 平成 26 年 3 月末の残高は、1 円である。

② この基金は、当せん金付証票に係る収益金（宝くじの収益金、平成 25 年度約 86 億円）を積み立ての原資としている。この収益金は現在直接各種事業に充てられているため、基金への積み立てはない。

③ 栃木県社会福祉施設整備基金の廃止の検討について（指摘事項）

この基金はここ数年、新たな積み立てはなく、残高も 1 円であり、基金を利用した事業に充てることは困難である。

今後、県に入る収益金が大幅に増加するとは考えにくく、この基金への積み立てがあるとは考えられない。

したがって、この基金を管理する意味はなく、基金の廃止を含め、基金のあり方を検討すべきである。

7. 栃木県地域振興基金

(1) 基金の概要

① 基金の概略

所管部課	経営管理部 財政課
根拠法令等	栃木県地域振興基金条例
造成年月日	平成2年3月28日
造成期間	期限なし
基金造成額	23,000,000 千円
基金財源	地方交付税交付金
造成目的	地域の振興に資する事業の財源に充てるために設置
基金種別	特定目的基金（資金積立）
積立財源	① 基金運用益 ② 地域の元気臨時交付金
事業概要	—
予算計上会計	一般会計

② 基金の残高

(単位：千円)

種目	平成23年度	平成24年度	平成25年度
普通預金			
定期預金			
譲渡性預金	1,720,000	1,750,000	7,240,085
債券（国債）、（農林債） など			
貸付金	600,000	570,000	540,000
その他			
合計	2,320,000	2,320,000	7,780,085

③ 基金の推移

(単位：千円)

		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
前年度末残高		2,310,000	2,320,000	2,320,000
積立額	新規・追加積立	10,000	10,000	10,764,888
	うち県費	10,000	10,000	10,000
	うち国庫支出金			10,754,888
	うち市町村拠出金			
	うちその他			
	運用利息			102
その他				
積立額計		10,000	10,000	10,764,990
取崩額	事業費等		10,000	10,000
	その他			5,294,905
	取崩額計		10,000	5,304,905
3 月末残高		2,320,000	2,320,000	7,780,085
出納整理 期間中	積立額			
	取崩額	10,000 (平成 23 年当初分)	10,000 (平成 24 年当初分)	6,687 (平成 25 年当初分)
当年度末残高		2,310,000	2,310,000	7,773,398

④ 基金の活用状況

(i) 事業名及び事業内容

	事業名	事業内容
1	地域振興費	県内地域の活性化を図るための地域づくりを推進する
2	市町村交流職員負担金	栃木県職員及び市町村職員の相互交流を推進する
3	とちぎ県産石材利活用促進事業費	県産石材の利活用を促進し、地場産業である石材産業の振興を図る

(ii) 各事業の費用実績

(単位：千円)

	事業名	事業費		
		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
1	地域振興費	1,700	1,700	1,700
2	市町村交流職員負担金	9,866	2,572	1,578
3	とちぎ県産石材利活用促進事業費	10,000	10,000	6,687

(注) 出納整理期間を含む

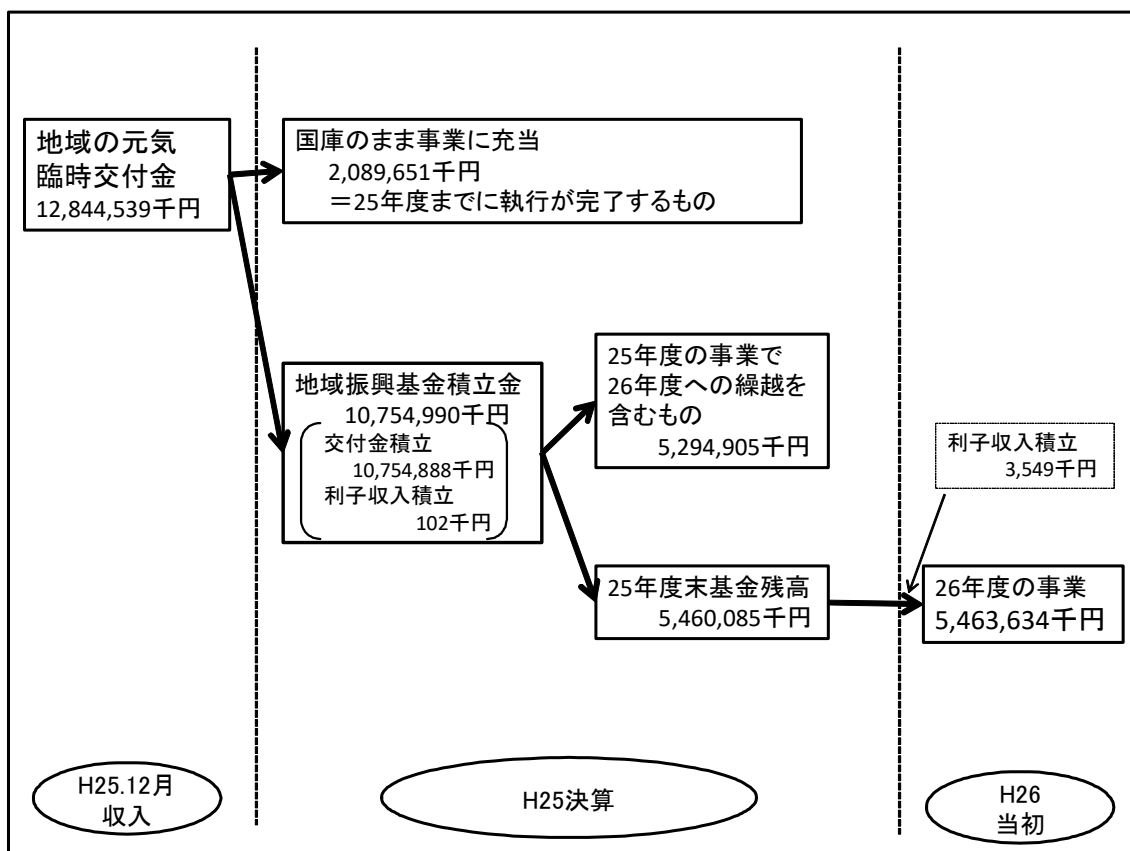
(2) 監査の結果

① 平成 25 年度の積立て及び取崩しについて

国の平成 24 年度の緊急経済対策によって「地域の元気臨時交付金」が創設され、本県にも配分された。

この交付金約 128 億円について、平成 25 年度までに事業が完了するものに約 21 億円を充当し、残りの約 107 億円については地域振興基金への積立てを行った。

地域振興基金から、平成 25 年度は 18 の県単事業に約 53 億円、平成 26 年度は約 54 億円を繰り入れて活用する。



② 地域振興費の事業の内容

基金の運用益 1,700 千円が下記の事業にあてられている。

(単位：千円)

内 容	25年度予算		摘 要
		基金利子活用額	
(財) 地域活性化センター負担金	900	900	※参照 予算：②④②③900 利子活用額：②④②③900
地域振興課運営経費	6,888	800	普通旅費等 予算：②④⑥,742 ②③⑥,276 利子活用額：②④②③800

※地域活性化センターは、活力あふれ個性豊かな地域社会を実現するため、ひとづくり、まちづくり等地域社会の活性化のための諸活動を支援し、地域振興の推進に寄与することを目的として、昭和60年10月に、全国の地方公共団体と多くの民間企業が会員となって設立された団体である。

③ 市町村交流職員負担金の事業の内容

相互交流により市町から受け入れている職員の、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、赴任旅費、共済負担金の一部に充てられている。

(単位：千円)

年度	予算額		交流数	交流先市町村
		基金利子活用額		
平成23年度	66,700	9,866	12人	宇都宮市、足利市、佐野市、鹿沼市、矢板市、那須烏山市、上三川町、益子町、茂木町、壬生町、野木町、那珂川町
平成24年度	67,840	2,572	12人	宇都宮市、足利市、佐野市、鹿沼市、矢板市、さくら市、那須烏山市、上三川町、益子町、茂木町、壬生町、那珂川町
平成25年度	50,920	1,578	9人	宇都宮市(2)、足利市、大田原市、矢板市、さくら市、益子町、壬生町、野木町

④ とちぎ県産石材利活用促進事業費の内容

民間からの寄附を原資として、その金額を限度として、県産石材の利活用を促進し、地場産業である石材産業の振興を図る下記のような事業に充てられている。

区 分	石材産業振興事業【ソフト】	県産石材利活用支援事業【ハード】
1. 目的	石材組合等が主体となつて行う県産石材の普及、需要開拓・販売促進、新商品開発等の取組を支援する。	県内中小企業者による事務所、店舗等への県産石材の利活用を支援することにより、県産石材の地産地消の拡大を図る。
2. 補助対象者	県内石材組合等（任意団体を含む）	県内の中小企業者（商店会等の団体を含む）
3. 補助内容		
補助対象	ア 普及宣伝事業 イ 需要開拓・販売促進事業 ウ 新商品（大谷石の新たな活用方法の検討等）開発事業 エ その他石材産業の振興に関する事業 （想定事例） ・商品カタログや営業用サンプルの作成等	ア 事務所、店舗、店舗併用住宅の新築及び改築、街路の整備等で県産石材（大谷石、芦野石等）を20㎡又は2㎡以上使用する場合 イ 年度内に着工し、工事完了するもの（補助対象に係る工事部分）
補助金額	定額補助（予算の範囲内で実施）	補助率1/2以内 （上限1,000千円、下限100千円）
4. 当初予算額	1,000千円/年	9,000千円/年

<実績>

区 分	平成23年度	平成24年度	平成25年度
石材産業振興事業	1件、1,000千円	1件、1,000千円	1件、1,000千円
県産石材利活用支援事業	11件、9,000千円	10件、8,848千円	13件、10,687千円

※平成25年度：5,000千円の寄附金を直接充当。

基金繰入金充当は、6,687千円。

⑤ より有利な資金の運用について（指摘事項）

この基金を活用した事業は、上記①と④に記した事業を除き、基金の運用益が各事業にあてられている。

したがって、基金をより有利に運用することにより、県の財政改善につながると考えられる。

現状では、1年物と2ヶ月物の譲渡性預金で運用されており、①の事業に係わる約54億円以外の資金については、一部長期の運用を図ることも可能と考えられるので、より有利な資金の運用を検討すべきである。

8. 栃木県育英基金

(1) 基金の概要

① 基金の概略

所管部課	経営管理部 文書学事課
根拠法令等	栃木県育英基金の設置及び管理に関する条例
造成年月日	昭和41年4月1日
造成期間	期限なし
基金造成額	0円、山林のみ
基金財源	県有林100%
造成目的	公益財団法人栃木県育英会が行う奨学金貸与の事業を助成するため設置
基金種別	特定目的基金（資金積立）
積立財源	① 山林の売却代金 ② 基金の運用から生ずる収益
事業概要	財団法人栃木県育英会（昭和三十一年三月三十日に財団法人栃木県育英会という名称で設立された法人をいう。）が行う奨学金貸与の事業を助成するために設置
予算計上会計	一般会計

② 基金の残高

(単位：千円)

種目		平成23年度	平成24年度	平成25年度
普通預金				
定期預金		3,139	3,151	3,162
譲渡性預金				
債券（国債）、（農林債） など				
貸付金				
その他				
合計		3,139	3,151	3,162
土地 （山林）	面積	85,100 m ²	85,100 m ²	85,100 m ²
	立木	2,971 m ³	2,992 m ³	3,012 m ³

③ 基金の推移

(単位：千円)

		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
前年度末残高		3,127	3,139	3,151
積立額	新規・追加積立			
	うち県費			
	うち国庫支出金			
	うち市町村拠出金			
	うちその他			
	運用利息	2	1	1
その他	10	11	10	
積立額計		12	12	11
取崩額	事業費等			
	その他			
	取崩額計			
3 月末残高		3,139	3,151	3,162
出納整理 期間中	積立額			
	取崩額			
当年度末残高		3,139	3,151	3,162

④ 基金の活用状況

(i) 事業名及び事業内容

	事業名	事業内容
1	奨学金貸与事業の助成	(公財) 栃木県育英会が行う奨学金貸与事業の助成

(ii) 各事業の費用実績

(単位：千円)

	事業名	事業費		
		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
1	奨学金貸与事業の助成			

(注) 出納整理期間を含む

(2) 監査の結果

①平成 15 年度以後基金の取り崩しがない理由

育英基金の財産の大半は杉とひのきが植栽されている山林であり、樹木の伐採による収益を得るまで 50 年以上の期間を想定している。

山林の立木樹齢は現在約 60 年であるが、これまで伐採期到来による皆伐は実施していない。

過去において基金の取り崩しをしたのは、間伐によって収益を得たことによることが大半であった。

平成 15 年度以降間伐を実施していないため、基金の取り崩しは行われていない。

したがって、この間に栃木県育英会の貸付資金が不足する場合には、県からの補助金が栃木県育英会に支払われている。

奨学金貸与事業に係る県から栃木県育英会への補助金

平成 17 年度	115,678 千円	※1
平成 18 年度	103,131	
平成 19 年度	88,659	
平成 20 年度	67,743	
平成 21 年度	44,172	
平成 22 年度	24,795	
平成 23 年度	1,976	
平成 24 年度	8,666	
平成 25 年度	0 円	※2

※1 平成 16 年度より栃木県育英会からの貸付額が増加したため、県からの補助金が増大した。

※2 奨学金の返還が多かったため、助成の必要がなかった。

②栃木県育英基金の廃止の検討について（指摘事項）

育英基金の預金残高は 3 百万円程度であり、立木の評価額は、約 2,100 万円（林野庁発行の「森林・林業統計要覧 2014」掲載の山元立木価格（森林に立っている状態での樹木の利用材積当たり売渡価格）を基に算出）である。

現状では、立木については、ただちに売却できる状況にない。（樹木の樹齢からすれば、皆伐できる樹齢に達してはいるが、木材市況が低迷していることから、皆伐のタイミングを注視しているのが現状である。）

したがって、木材市況の現状から考えると、長期的に見ても、基金の取り崩しを通じて栃木県育英会へ、每期継続しての助成に充てることは考えられない。

また、皆伐したとしても、その収益金の残額（皆伐した場合はその後植栽が必要になるが、その費用は収益金から支払われることになる）からの助成はおそらく数年間しか続かないと考えられる。

ここ数年の栃木県育英会への助成は、県からの補助金で行われており、上記①に記した通り、この基金からは10年以上助成しておらず、基金がなくても助成事業には影響は出ていない。

このような状況においては、この基金を管理、存続させることに合理性はなく、基金の廃止を含め、基金のあり方を検討すべきである。

9. 栃木県高等学校等修学支援基金

(1) 基金の概要

① 基金の概略

所管部課	経営管理部 文書学事課
根拠法令等	栃木県高等学校等修学支援基金条例
造成年月日	平成 21 年 10 月 16 日
造成期間	平成 21 年 12 月～平成 27 年 3 月
基金造成額	518,605 千円
基金財源	国費 100%
造成目的	経済的理由により高等学校等における修学が困難な者への修学を支援する事業の充実を図るため設置
基金種別	特定目的基金（資金積立）
積立財源	① 国の交付金 ② 基金の運用から生ずる収益
事業概要	国が県に交付する高等学校授業料減免事業等支援臨時特例交付金及び被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金により、経済的理由により高等学校等における修学が困難な者への修学を支援する事業の充実を図るために設置（私立高等学校等の授業料減免措置に係る補助事業、児童・生徒の学用品等に係る補助事業等）
予算計上会計	一般会計

② 基金の残高

(単位：千円)

種目	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
普通預金	448,346	401,907	362,748
定期預金			
譲渡性預金			
債券（国債）、（農林債） など			
貸付金			
その他			
合計	448,346	401,907	362,748

③ 基金の推移

(単位：千円)

		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
前年度末残高		125,520	448,346	401,907
積立額	新規・追加積立	332,285	6,883	31,826
	うち県費 うち国庫支出金 うち市町村拠出金 うちその他	332,285	6,883	31,826
	運用利息	133	235	154
	その他	2		
	積立額計	332,420	7,118	31,980
	取崩額			
事業費等	9,592	53,557	71,139	
その他	2			
取崩額計	9,594	53,557	71,139	
3 月末残高		448,346	401,907	362,748
出納整理 期間中	積立額			
	取崩額	53,557 (平成 23 年度 事業費充当分)	71,139 (平成 24 年度 事業費充当分)	65,292 (平成 25 年度 事業費充当分)
当年度末残高		394,789	330,768	297,456

④ 基金の活用状況

(i) 事業名及び事業内容

	事業名	事業内容
1	私立高等学校授業料減免補助金	授業料減免事業を実施した学校法人に対し、事業費の 10 分の 9 以内の額を補助
2	奨学金事業	高等学校等の生徒に係る奨学金事業
3	高等学校等就学支援金特例措置事業	就学支援金の加算基準の見直しに伴い、加算対象外となった生徒の授業料減免を実施した学校設置者に対し、当該減免額の全額を補助
4	私立学校等被災児童生徒授業料減免補助金	東日本大震災により被災した児童・生徒の授業料減免を実施した学校法人に対し事業費の 10 分の 10 以内の額を補助
5	私立幼稚園被災幼児保育料等減免補助金	東日本大震災により被災した園児の保育料減免事業を実施した幼稚園設置者に対し事業費の 10 分の 10 以内の額を補助
6	私立専修学校等授業料減免補助金	東日本大震災により被災した生徒の授業料減免事業を実施した専修学校等設置者に対し事業費の 3 分の 2 以内の額を補助

7	被災児童生徒就学支援等事業補助金	東日本大震災により被災した幼児の就園支援事業並びに東日本大震災により被災した児童・生徒の就学援助及び特別支援教育就学奨励事業を実施した市町に対し事業費の10分の10以内の額を補助
8	被災児童生徒等特別支援教育就学奨励事業	東日本大震災により被災し、特別支援学校等への就学支援が必要になった幼児・児童・生徒の保護者に対し県が行う就学支援事業
9	専修学校・各種学校授業料等減免事業	県が所管する専修学校等において実施する東日本大震災により被災した生徒の授業料減免措置事業

(ii)各事業の費用実績

(単位：千円)

	事業名	事業費		
		平成23年度	平成24年度	平成25年度
1	私立高等学校授業料減免補助金	7,068 (29,898)	36,218 (78,489)	35,691 (76,898)
2	奨学金事業	8,114 (149,890)	(139,192)	(130,828)
3	高等学校等就学支援金特例措置事業	なし (平成24年度新規事業のため)	5,108	1,108
4	私立学校等被災児童生徒授業料減免補助金	158	183	156
5	私立幼稚園被災幼児保育料等減免補助金	995	622	888
6	私立専修学校等授業料減免補助金	2,860	4,521	3,220
7	被災児童生徒就学支援等事業補助金	34,118	24,242	23,832
8	被災児童生徒等特別支援教育就学奨励事業	72	127	397
9	専修学校・各種学校授業料等減免事業	172	118	

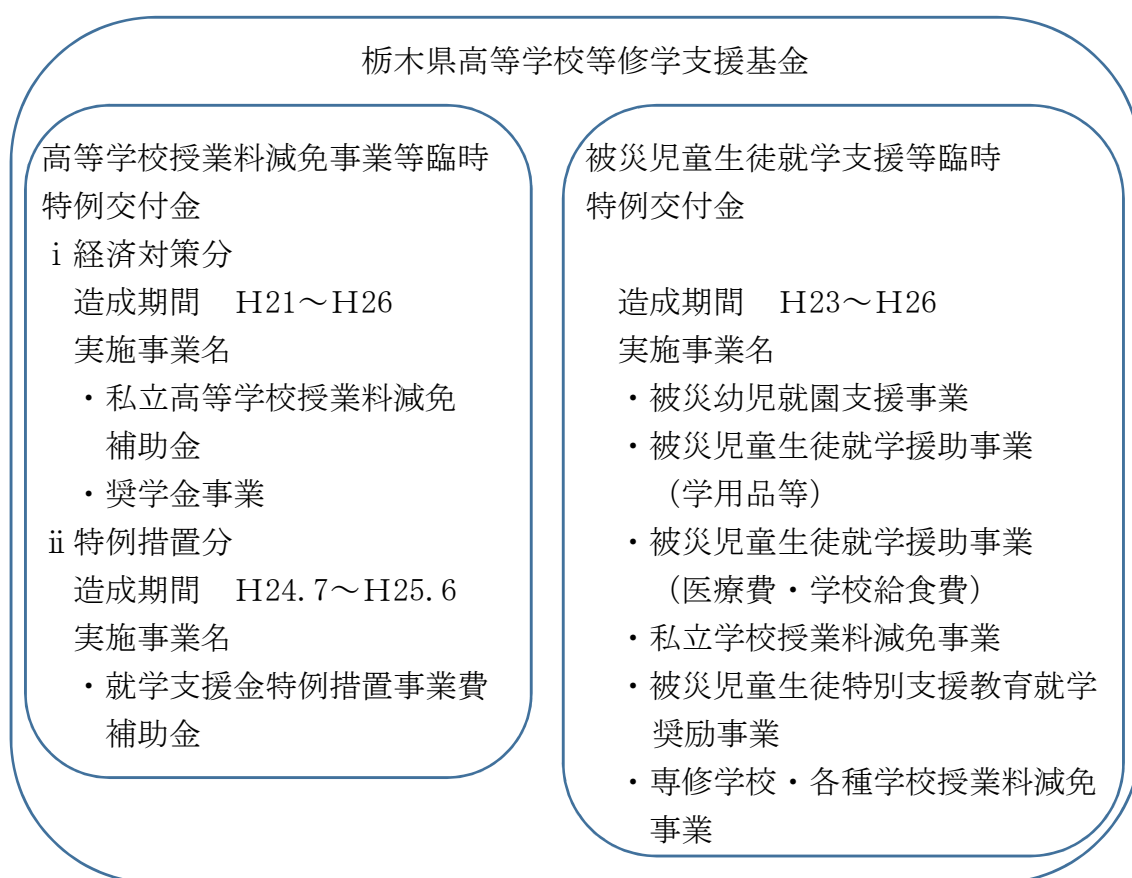
(注) 出納整理期間を含む
括弧書きは総事業費

(2) 監査の結果

この基金は、平成20年のリーマンショック後の経済・雇用情勢の悪化を受け、経済的理由により高等学校等における修学が困難な者の修学を支援するため、国が交付金を創設し、都道府県に基金を設置した。

その後、東日本大震災の発生を受け、被災者支援のため被災幼児・児童・生徒就学支援が追加された。当初は、平成21年度から平成23年度（被災分は平成23年度のみ）であったが、平成26年度末まで延長された。

<基金のイメージ図>



① 被災児童生徒就学支援等事業補助金について（指摘事項）

各市町からの補助金請求事務において、全ての市町からの請求書に日付の記載がもれていた。

県へ提出された請求書等に日付の記載がなくとも、受付印を押印し、その日を請求日として処理しているとのことであるが、公文書において日付がないのは適切とは言い難い。

したがって、各市町に対して、日付を記入した請求書を提出するよう指導すべきである。

10. 栃木県土地開発基金

(1) 基金の概要

① 基金の概略

所管部課	経営管理部 管財課、県土整備部 用地課
根拠法令等	栃木県土地開発基金条例
造成年月日	昭和45年6月29日
造成期間	期限なし
基金造成額	1,100,000千円
基金財源	県費100%
造成目的	公用若しくは公共用に供する土地又は公共の利益のために取得する必要がある土地をあらかじめ取得することにより、事業の円滑な執行を図るために設置
基金種別	定額運用基金
積立財源	一般会計からの繰入金
事業概要	公共用地の先行取得
予算計上会計	一般会計

② 基金の残高

(単位：千円)

種目	平成23年度	平成24年度	平成25年度
普通預金	(491) 522,856	(5,083) 627,102	(10,718) 669,984
定期預金			(260,000) 260,000
譲渡性預金	(17,050,500) 20,650,500	(16,654,600) 20,404,600	(16,000,000) 20,215,000
債券(国債)、(農林債) など			
貸付金			
その他			
小計	(17,050,991) 21,173,355	(16,659,684) 21,031,702	(16,270,718) 21,144,984
土地	(4,683,135) 5,560,771	(5,074,442) 5,702,424	(5,463,408) 5,589,142
合計	(21,734,126) 26,734,126	(21,734,126) 26,734,126	(21,734,126) 26,734,126

※上段()書きは、管財課分の内数、残額が用地課分。なお、用地課分の残高は、上表の各年度とも50億円である

③ 基金の推移

(単位：千円)

		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
前年度末残高		(21, 734, 126) 26, 734, 126	(21, 734, 126) 26, 734, 126	(21, 734, 126) 26, 734, 126
積立額	新規・追加積立			
	うち県費			
	うち国庫支出金			
	うち市町村拠出金			
	うちその他			
	運用利息			
	その他			
	積立額計			
取崩額	事業費等			
	その他			
	取崩額計			
3 月末残高		(21, 734, 126) 26, 734, 126	(21, 734, 126) 26, 734, 126	(21, 734, 126) 26, 734, 126
出納整理 期間中	積立額			
	取崩額			
当年度末残高		(21, 734, 126) 26, 734, 126	(21, 734, 126) 26, 734, 126	(21, 734, 126) 26, 734, 126

※上段（ ）書きは、管財課分の内数、残額が用地課分。なお、用地課分の残高は、上表の各年度とも 50 億円である

④ 基金の活用状況

(i) 事業名及び事業内容

	事業名	事業内容
1	公共用地の先行取得	公共用地の先行取得

(ii) 各事業の費用実績

(単位：千円)

	事業名	事業費		
		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
1	公共用地の先行取得	785, 935	1, 329, 238	749, 923

(注) 出納整理期間を含む。

(2) 基金が保有する土地

① 経営管理部 管財課所管分

No.	所在地	面積 (㎡)	取得日 (支払日)	取得価格 (円)	取得目的	現在の状況
1	宇都宮市中 戸祭町権現 山 832-6	1,205.40	H5.12.22	174,783,000	県庁舎周辺 整備事業に 係る代替地	戸祭職員住 宅南駐車場
2	宇都宮市錦 一丁目 572- 2	238.66	H7.12.28	4,439,070	錦職員住宅 駐車場用地	錦職員住宅 駐車場
3	宇都宮市本 町 13-1 外 1 筆	94.79	H8.1.31	223,500,000	県庁舎周辺 整備事業用 地	本町合同ビ ル駐車場
4	宇都宮市本 町 13-2	45.67	H11.4.30	73,000,000	県庁舎周辺 整備事業用 地	〃
5	宇都宮市本 町 13-4	625.92	H14.8.13	377,000,000	県庁舎周辺 整備事業用 地	〃
6	宇都宮市昭 和一丁目 377-5 外 7 筆	1,587.42	H8.8.30 H9.5.30	173,900,832 60,939,000	県庁舎周辺 整備事業用 地	公館南駐車 場
7	宇都宮市本 町 12-7	2,144.51	H9.3.5	3,324,000,000	県庁舎周辺 整備事業用 地	外来公用車 専用駐車場
8	宇都宮市ゆ いの杜一丁 目 5-15	7,267.26	H25.8.30	377,897,520	産業支援拠 点施設整備 用地	更地
9	宇都宮市平 松本町字下 並塚 748-3 外 3 筆	1,794.00	S52.4.30	46,889,183	県営住宅用 地	土地区画整 理事業実施 中
10	鹿沼市花岡 町 38 街区 2	5,839.27	H22.3.31 H23.3.31 H24.3.30 H25.3.29	63,514,000 63,500,000 63,500,000 63,500,000	鹿沼商工高 校用地	鹿沼商工高 校グラウン ド
11	栃木市平井 町字大炊宮 969 外 1 筆	2,389.00	H26.3.31	7,500,000	栃木農業高 校実習用地	栃木農業高 校実習ほ場
12	真岡市荒町 字妹内 109- 4 外 1 筆	1,252.53	H21.3.13	34,169,762	真岡警察署 庁舎用地	真岡警察署 敷地

13	小山市神鳥 谷鍛冶町 1737-31 外 3 筆	12, 373. 32	H24. 12. 21 H25. 1. 4	199, 373, 026 128, 434, 670	小山警察署 庁舎移転整 備用地	建設工事中
14	鹿沼市見野 字新城 1151-3	325. 41	H26. 2. 21	3, 568, 000	鹿沼警察署 見野駐在所 用地	見野駐在所 敷地
	計	37, 183. 16		5, 463, 408, 063		

② 県土整備部 用地課所管分

No.	所在地	面積 (㎡)	取得日 (支払 日)	取得価格 (円)	取得目的	現在の状況
15	宇都宮市雀 宮 4 丁目 723 番 6 外 1 筆	165. 81	H25. 3. 8	56, 947, 746	地域自主戦 略交付金事 業用地、一 般県道安塚 雀宮線 宇都宮市雀 宮	宇都宮土木 事務所にお いて維持管 理、平成 27 年 2 月引渡 し予定
16	宇都宮市宝 木本町字仁 良塚 1861 番 16 外 2 筆	272. 90	H25. 3. 22	55, 029, 044	地域自主戦 略交付金事 業用地、主 要地方道大 沢宇都宮線 宇都宮市国 本	宇都宮土木 事務所にお いて維持管 理、平成 26 年 6 月 27 日 引渡し済
17	真岡市石島 字東裏 835 番 2	104. 79	H25. 9. 27	13, 757, 684	社会資本整 備総合交付 金事業用地 、一般県道 西田井二宮 線 真岡市石島	真岡土木事 務所におい て維持管 理、平成 26 年 7 月引渡 し予定
	計	543. 50		125, 734, 474		

(3) 監査の結果

各土地の取得目的、取得後の経緯、今後の予定等は以下のとおりである。なお、各土地の番号は、前述の(2)基金が保有する土地の表中の「No.」に対応している。

1. 現県庁舎の周辺整備事業に伴い、県庁の近隣に存在していた旧県職員住宅の建て替え用地として取得した用地で、県の戸祭職員住宅のすぐ南側に存する。そ

の後県職員住宅の建設計画は取り止めとなり、平成 9 年度から 17 年度までは、県庁新本庁舎建設に伴う樹木の仮移植場として利用されていた。平成 26 年 4 月から戸祭職員住宅の 2 台目駐車場として利用している。

維持管理については、平成 17 年度以降、年 2 回程度の除草を行っていたようだが、平成 23 年度以前の詳細は不明である。平成 24 年度の除草委託料実績は 72,520 円、平成 25 年度は実績がない。平成 26 年度からは、駐車場利用者により除草・清掃等を行うこととしており、県費は支出していない。

2. 県の錦職員住宅の駐車場用地の一部で、共有地の持分の一部が未取得となっている。相続等の理由により持分の所有者が分散しており、中には海外在住者もいるとのことで、今後未取得部分をすべて取得することは困難と思われる。

維持管理については、駐車場利用者により除草・清掃等を行うこととしており、県費は支出していない。

3. 4. 5. 隣接した一区画の土地で、現県庁舎の周辺整備事業に伴い取得された。平成 15 年度から平成 19 年度までは、県庁舎建設期間中の仮庁舎用外来者駐車場として利用。平成 20 年度からは、本町合同ビルの附置義務駐車場として、企業局に無償で貸し付けている。現況、コインパーキングとなっており、一般の利用者も利用可能である。道路を挟んで下記 7. の土地があり、更にその北側にある県有地も含めた土地利用方針を検討中であるが、都市計画の観点や宇都宮市との調整も必要なことから具体的な計画はない。

維持管理については、企業局で行っており、県費は支出していない。

6. 現県庁舎の周辺整備事業に伴い取得され、平成 10 年度から本庁舎の臨時駐車場（災害発生時等の対応用）として使用している。平成 22 年 1 月からは一部を国や関係団体へ貸し付けている。駐車スペース 58 台中、有償で貸し付けているのは 12 台分であり、貸付料（年額）の総額は 454,840 円。近隣の民間駐車場に比べると、かなり割安である。

維持管理については、砂利敷きのため、除草等の維持費用が発生している。除草及び警備に係る費用は本庁舎全体維持管理業務の一部として実施しており、費用は全体の維持管理費（7 億 2,900 万円）に含まれる。

7. 現県庁舎の周辺整備事業に伴い取得され、平成 15 年度から平成 19 年度は、県庁舎建設期間中の仮庁舎として利用し（建物は県有財産）、平成 20 年度から平成 22 年度は、銀行の仮店舗として貸し付け、平成 23 年度から平成 24 年度は、耐震工事を行う県立図書館の仮庁舎として利用していた。平成 25 年度に建物を

解体し、平成 26 年 7 月から外来公用車（県の出先機関や県内市町の公用車）専用駐車場として利用している。また閉庁日においては、県有財産の使用許可という形で各種イベントに有料で貸し付けることも行われている。

維持管理については、常駐している警備員の費用として 2,903 千円が見込まれているが、利用開始から間もないため実績額は確定していない。また、砂利敷きのため、除草等の維持費用も発生するものと思われる。

8. 県産業技術センターに隣接した土地で、現況は更地となっている。産業支援拠点施設の整備用地として取得したが、現時点で産業支援拠点施設の建築計画は未定である。

維持管理については、とちぎ産業創造プラザ敷地と合わせた除草経費として県費を 864 千円支出している。

9. 将来の県営住宅用地を確保する目的で土地区画整理事業の計画区域内の土地（9 箇所 5,630 m²）を取得したが、住民の反対により土地区画整理事業が中断。昭和 56 年に区域が細分化され一部区域では事業再開となるが、取得した土地が位置する区域では事業再開が見込めず、取得した土地は不要になった。このため、売却等により処分することを昭和 60 年 2 月に方針決定し、以降処分を進めた。

平成 9 年に本件土地（3 箇所 4 筆 1,794 m²）が位置する区域においても区画整理事業が再開した。整備後は一団の土地として換地処分される予定であり、仮換地となっている。平成 29 年度以降、おそらく平成 33 年ごろには本換地処分が行われる予定であり、それを待って処分する予定である。

維持管理について、平成 15 年度以前は、除草等を県で行っていたと思われるが詳細は不明である。平成 16 年度以降は、仮換地先の使用収益が可能となるまで維持管理は、宇都宮市が行うことになっており、県費は支出していない。

10. 県立鹿沼商工高校のグラウンド用地として取得した土地で、区画整理事業中のため仮換地となっている。本換地後、引き渡し（基金財産から公有財産へ移し換えることをいう）要求があり次第、引き渡しの予定である。

11. 県立栃木農業高校用地として取得した土地で、同校のほ場として利用されている。引き渡し要求があり次第、引き渡しの予定である。

12. 真岡警察署庁舎用地として取得した土地で、すでに駐車場等として利用されている。引き渡し要求があり次第、引き渡しの予定である。

13. 小山警察署庁舎移転整備用地として取得した土地で、現在庁舎の建築工事中である。平成 27 年度末には完成の予定であることから、引き渡し要求があり次第、引き渡しの予定である。

14. 鹿沼警察署見野駐在所用地として取得した土地で、従来は借地として使用していた。引き渡し要求があり次第、引き渡しの予定である。

15. 16. 17. いずれも一般県道もしくは主要地方道整備のための先行取得用地である。用地課所管分については、取得から 3 か年以内に引き渡しを行うこととしている。

なお、当該土地の取得価額については、「栃木県施行の公共事業に伴う損失補償基準」等に基づき評価、決定しており、土地代金の他に各種補償額が含まれている。

① 土地開発基金の運用状況について（指摘事項）

平成 22 年度の包括外部監査において、管財課が所管する土地開発基金の運用状況について、以下のような指摘を行っている。

「近年、地方圏の地価は下がり続けている。基金の土地取得の目的としている、
i) 地価の高騰が予想され、先行取得しなければ将来取得することが県にとって不利になると認められる状況や、ii) 県が特に必要とする土地で、緊急に取得しなければ将来取得することが困難な状況が、今後、すぐに訪れるとは思われない。土地開発基金の余剰部分を取り崩し、一般会計に繰り入れるべきである。」

この指摘に対し、県は以下の措置を講じている。

「土地開発基金については、とちぎ未来開拓プログラムにおいて、その一部を活用可能な基金と位置づけ、財源不足の調整に活用することとしている。なお、財源不足については、財政調整的基金を優先的に活用している。」

その後の状況を顧みると、地方圏の地価は一部において下げ止まりの様相を見せてはいるものの、全体としては下落基調が継続していることから、平成 22 年度の指摘事項については、基金活用の有用性は一部認められるものの、現時点においてもほぼそのまま当てはまる。

一方、県の財政状態については、「とちぎ未来開拓プログラム」策定時点では、プログラム取組後であっても、平成 22 年度には財政調整的基金が枯渇し、これ以外の土地開発基金等の活用可能基金を取り崩さざるを得ないと見込まれていたが、毎年度における行政経費の節約や国の地方財政対策等により、当初予算時

に見込んでいた基金取崩しの取り止めや積立ができた。その結果、平成 25 年度末で 735 億円の財政調整的基金を確保することができているため、本基金を財源不足の調整に活用する緊急性は、前回指摘時点に比べると低くなっている。

したがって、土地開発基金の余剰部分は取り崩し、一般会計に繰り入れることを引き続き検討すべきである。

② より有利な資金の運用について（指摘事項）

平成 26 年 3 月末現在の定期預金及び譲渡性預金の内訳は以下のとおりである。

管財課分		
預金種別	金額（百万円）	預入期間
定期預金	260	6 ヶ月
譲渡性預金	16,000	365 日
用地課分		
譲渡性預金	1,200	364 日
同上	480	367 日
同上	1,670	368 日
同上	865	364 日

基金による近年の土地の取得状況を鑑みると、資金が余剰となっていることは明らかである。余剰資金については長期の運用を図ることも可能と考えられる。より有利な資金の運用を検討すべきである。

③ 基金が保有する土地の含み損について（意見）

「栃木県土地開発基金の管理運用に関する要綱」第 15 条によれば、利用見込みのない土地の売却として、第 1 項で「知事は、基金に属する土地のうち、本来の取得目的を達成することが困難となるなど必要でなくなったものについては、時価を基準とした価格で売却することができる。」、また第 2 項で「前項の規定による売却が行われ、当該売却の価格がその土地の取得価格より低いときは、基金の額はその差額に相当する額が減少するものとする。」と規定されている。

管財課が所管する土地約 55 億円のうち、平成 8 年から 14 年にかけて県庁舎周辺整備事業用地として取得した土地（表中の「No.」3 から 7 まで）は約 42 億円と 8 割弱を占めているが、具体的な活用計画はなく一時的に駐車場として利用している。

これらの土地の時価を、国税庁が公表する平成26年分の路線価をもとに、それを0.7で割り返した単価で試算すると下記のとおりとなる。なお、正面路線価のみ考慮し、地形等による補正は行っていない。

No.	所在地	面積 (㎡)	取得日 (支払日)	取得価格 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
3 4 5	宇都宮市本町13-1 外1筆、13-2、13-4	94.79 45.67 625.92 小計 766.38	H8.1.31 H11.4.30 H14.8.13	223,500 73,000 377,000 小計 673,500	218,965	454,534
6	宇都宮市昭和一丁目377-5 外7筆	1,587.42	H8.8.30 H9.5.30	173,900 60,939 小計 234,839	181,419	53,420
7	宇都宮市本町12-7	2,144.51	H9.3.5	3,324,000	566,763	2,757,236
	計			4,232,339	967,148	3,265,190

上記のとおり、仮にこれらの土地を試算した時価で売却した場合、合計で約33億円もの売却損が生じ、結果としてそれだけ基金が減少することになる。

基金で保有する土地については、全ての土地の時価は把握していないとのことであるが、一部に多額の含み損が生じている土地も存在している。

1 1. 栃木県美術作品等取得基金

(1) 基金の概要

① 基金の概略

所管部課	県民生活部 県民文化課
根拠法令等	栃木県美術作品等取得基金条例
造成年月日	昭和 63 年 4 月 1 日
造成期間	期限なし
基金造成額	300,000 千円
基金財源	県費 100%
造成目的	県立美術館の美術作品その他美術に関する資料の取得を円滑かつ効率的に行うため設置
基金種別	定額運用基金
積立財源	一般会計からの繰入金
事業概要	県立美術館の美術作品その他美術に関する資料 62 点（総額 1,462,291 千円）を取得
予算計上会計	一般会計

② 基金の残高

(単位：千円)

種目	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
普通預金			
定期預金			
譲渡性預金	88,653	88,653	88,653
債券(国債)、(農林債)など			
貸付金			
その他 (美術作品等)	791,140	791,140	791,140
合計	879,793	879,793	879,793

③ 基金の推移

(単位：千円)

		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
前年度末残高		879,793	879,793	879,793
積立額	新規・追加積立			
	うち県費			
	うち国庫支出金			
	うち市町村拠出金			
	うちその他			
	運用利息			
その他(美術作品等)		45,000		
積立額計		45,000		
取崩額	事業費等	45,000		
	その他			
	取崩額計	45,000		
3月末残高		879,793	879,793	879,793
出納整理 期間中	積立額			
	取崩額			
当年度末残高		879,793	879,793	879,793

④ 基金の活用状況

(i) 事業名及び事業内容

	事業名	事業内容
1	美術作品等取得事業	県立美術館の美術作品その他美術に関する資料の取得

(ii) 各事業の費用実績

(単位：千円)

	事業名	事業費		
		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
1	美術作品等取得事業	45,000		

(注) 出納整理期間を含む

(2) 基金が保有する美術品

番号	購入年月日	作品名	作者名	材質形状	規格(cm)	価格(千円)
1	H4. 3. 24 契約日 H4. 3. 12	牛追いのいる風景	トマス・ゲインズバラ	油彩 カンヴァス	122.5 × 163.5	176,130
2	〃	島	ディヴィッド・ホックニー	アクリル カンヴァス	152.4 × 182.9	123,600
3	〃	カタツムリのように (A)	リチャード・ディーコン	アルミニウム 鋼鉄	520× 680× 560	48,000
4	H9. 3. 12	風景：タンバリンを持つ女	ジョゼフ・マロード・ウィリアム・ターナー	油彩 カンヴァス	88.5× 118	350,000
5	〃	アクア・アチエトーサ	リチャード・ウィルソン	油彩 カンヴァス	99.1× 137.2	48,410
6	H24. 2. 15	驟雨図	高橋 由一	油彩 麻布	45.5× 76.2	45,000
合計 6 点						791,140

(3) 監査の結果

美術作品等は「栃木県美術作品等取得要綱」にしたがって取得される。当該要綱によれば、基金で取得する美術作品等は、原則として一点当たり 2,000 万円以上のものとなっている。

これまで基金で取得した美術作品等のうち、56 点（取得価額計 671,151 千円）は、公有財産（一般会計）への引き渡しが行われているが、最後に引き渡しが行われたのは平成 2 年であり、それ以降は行われていない。これは、県の苦しい財政状況によるものであり、結果として、それ以降に取得した 6 作品（取得価額計 791,140 千円）が基金財産として残っている。

① より有利な資金の運用について（指摘事項）

平成 26 年 3 月末現在の譲渡性預金の預入期間は 183 日である。現時点では、美術作品等の具体的な取得計画もないことから、長期の運用を図ることも可能と考えられる。より有利な資金の運用を検討すべきである。

② 本基金の存在意義について（意見）

上述のとおり、基金で取得する美術作品等は、原則として一点当たり 2,000 万円以上のものとなっている。したがって、基金が現在保有する美術作品等の公有財産への引き渡しが行われて、預金残高が増加しない限り、基金が現在保有する預金 88,653 千円で購入できるのは、原則として 4 点までである。

一方、基金での取得は、平成 24 年に県立美術館開館 40 周年記念として取得した高橋由一の「驟雨図」を除けば、平成 9 年以来行われておらず、現時点での具体的な取得計画もない。

基金で取得できる美術作品等の点数が少数に限られている上に、今後の具体的な取得計画もなく、さらに、公有財産への引き渡しが県の財政事情のためにできないという事実を総合的に勘案すると、本基金を解散し、基金財産を全て一般会計に繰り入れることも検討に値する。

これにより、県立美術館に存在する美術作品等を基金財産と公有財産に区分して管理する必要もなくなり、また美術作品等の一点当たりの金額により、基金で取得するか、一般会計で取得するかといった区分けも不要となり、事務処理の効率化を図ることができるとともに基金の管理コストも削減できる。

本基金の存在意義について、再度検討すべきである。

1 2. 栃木県文化振興基金

(1) 基金の概要

① 基金の概略

所管部課	県民生活部 県民文化課
根拠法令等	栃木県文化振興基金条例
造成年月日	平成 21 年 4 月 1 日
造成期間	期限なし
基金造成額	50,000 千円
基金財源	県費 50%、民間寄附金等 50%
造成目的	文化の振興に資する事業の財源に充てるため設置
基金種別	特定目的基金（資金積立）
積立財源	① 寄附金 ② ネーミングライツ収入 ③ 基金の運用から生ずる収益
事業概要	○栃木県文化振興基金助成事業（文化活動等助成事業） 地域づくりや栃木の魅力アップに資する文化芸術活動、担い手育成に資する文化芸術活動等を行う団体に対して助成 ○栃木県文化振興基金助成事業（地域伝統文化継承事業） 国指定・国選択・県指定・市町の指定を受けている無形民俗文化財の民俗芸能及び年中行事に係る用具、衣装の修理又は更新等、記録作成、その他地域伝統文化の普及・継承に必要な事業に対して助成 ○このほか、寄附者の意向に基づき、美術館事業、博物館事業等の文化事業に活用
予算計上会計	一般会計

② 基金の残高

(単位：千円)

種目	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
普通預金		295	295
定期預金			
譲渡性預金	66,948	65,158	73,529
債券(国債)、(農林債)など			
貸付金			
その他			
合計	66,948	65,453	73,824

③ 基金の推移

(単位：千円)

		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
前年度末残高		64,276	66,948	65,453
積立額	新規・追加積立	7,914	3,863	14,131
	うち県費 うち国庫支出金 うち市町村拠出金 うちその他 (注 1)	7,914	3,863	14,131
	運用利息	65	40	33
	その他 (注 2)		620	410
	積立額計	7,979	4,523	14,574
	取崩額	5,307	6,018	6,203
取崩額	事業費等	5,307	6,018	6,203
	その他			
	取崩額計	5,307	6,018	6,203
3 月末残高		66,948	65,453	73,824
出納整理 期間中	積立額 (注 3)			109
	取崩額			
当年度末残高		66,948	65,453	73,933

(注 1) 民間の個人や団体からの寄附金

(注 2) ネーミングライツ収入 (マロニエコンサートの命名権料)

(注 3) 助成事業額確定に伴う不用額

④ 基金の活用状況

(i) 事業名及び事業内容

	事業名	事業内容
1	栃木県文化振興基金助成事業	多彩な文化活動や文化活動の担い手育成、地域伝統文化継承活動を行う団体に対し、事業費の一部を助成
2	美術館事業、博物館事業等	寄附者の意向に基づき、助成事業以外の文化事業に活用

(ii)各事業の費用実績

(単位：千円)

	事業名	事業費		
		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
1	栃木県文化振興基金助成事業	5,307	4,618	6,094
2	美術館事業、博物館事業等		1,400	

(注) 出納整理期間を含む

(2) 監査の結果

① 栃木県文化振興基金助成事業の採択状況

栃木県文化振興基金助成事業は、文化活動等助成事業と地域伝統文化継承事業に分かれている。助成金の限度額はいずれも 50 万円（ただし、知事が特別に認める場合については、100 万円）であり、文化活動等助成事業については、助成対象経費から入場料収入等を除いた額の 2 分の 1 以内、また、地域伝統文化継承事業については、市町補助額と同額以下、かつ助成対象経費の 3 分の 1 以内となっている。

平成 25 年度において、文化活動等助成事業には 26 団体からの応募があり、17 団体が採択された。採択率は 65% であり、助成額の合計は 5,491 千円であった。また、地域伝統文化継承事業では、応募のあった 3 件全てが採択され、助成額の合計は 603 千円であった。採択にあたっては、5 名から成る審査委員会による評価選考等が行われる。

② より有利な資金の運用について（指摘事項）

平成 26 年 3 月末現在の譲渡性預金の預入期間は 365 日である。直近 3 事業年度の事業費は、6 百万円強であるのに対し、平成 25 年度末の基金残高は 7 千万円以上あることから、余剰資金については、長期の運用を図ることも可能と考えられる。より有利な資金の運用を検討すべきである。

1 3. 栃木県新たな公の担い手支援基金

(1) 基金の概要

① 基金の概略

所管部課	県民生活部 県民文化課
根拠法令等	栃木県新たな公の担い手支援基金条例
造成年月日	平成 23 年 3 月 22 日
造成期間	平成 23 年 3 月～平成 25 年 9 月
基金造成額	158,000 千円
基金財源	国費 100%
造成目的	国から交付された新しい公共支援事業交付金の資金を積み立てるため
基金種別	特定目的基金（資金積立）
積立財源	① 国が県に交付する新しい公共支援事業交付金 ② 基金の運用から生ずる収益
事業概要	国が県に交付する新しい公共支援事業交付金により、社会貢献活動を行う民間団体で営利を目的としないもの等が行う活動基盤の強化のための取組等を支援し、これらの団体、県民、事業者等との協働による地域づくりを推進する
予算計上会計	一般会計

② 基金の各年度末残高

(単位：千円)

種目	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
普通預金		129,014	
定期預金			
譲渡性預金	126,509		
債券（国債）、（農林債） など			
貸付金			
その他			
合計	126,509	129,014	

③ 基金の推移

(単位：千円)

		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
前年度末残高		158,000	126,509	129,014
積立額	新規・追加積立			
	うち県費 うち国庫支出金 うち市町村拠出金 うちその他			
	運用利息	109	96	8
	その他		2,409	
	積立額計	109	2,505	8
	取崩額			
事業費等	31,600		109,359	
その他(注1)			19,663	
取崩額計	31,600		129,022	
3月末残高		126,509	129,014	
出納整理	積立額(注2)	2,409		
期間中	取崩額(注3)		106,206	
当年度末残高		128,918	22,808	

(注1) 基金の終了に伴う国庫への返納

(注2) 平成23年度事業充当後の残額2,409千円

(注3) 平成24年度事業充当額106,206千円

④ 基金の活用状況

(i) 事業名及び事業内容

	事業名	事業内容
1	活動基盤整備支援事業	NPO等の各種活動基盤を整備し、透明性や健全性の確保を促進する
2	寄附募集支援事業	支援対象者の寄附募集活動の効果を高めたり、寄附者とのネットワークの形成を促したりすること等により、寄附募集を推進する
3	新しい公共の場づくりのためのモデル事業	多様な担い手が協働して地域課題解決に当たる仕組みの下、NPO等、県・市町、企業等がモデル事業を試行する
4	融資利用円滑化支援事業	支援対象者の融資利用における能力を向上させることにより、金融機関等からの融資利用の円滑化を推進する
5	共通事務に関する事業	上記1~4を円滑に実施するための事務(運営委員会事務、成果取りまとめ・公表等)

(ii)各事業の費用実績

(単位：千円)

	事業名	事業費		
		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
1	活動基盤整備支援事業	12,919	48,079	
2	寄附募集支援事業	6,224	12,666	
3	新しい公共の場づくりのためのモデル事業	8,446	62,401	
4	融資利用円滑化支援事業	750	750	
5	共通事務に関する事業	852	310	3,152

(2) 監査の結果

「新しい公共」とは、従来は官が独占してきた領域を「公（おおやけ）」に開いたり、官だけでは実施できなかった領域を官民協働で担ったりするなど、市民、NPO、企業等が公的な財やサービスの提供に関わっていくという考え方である。

事業の実施に際しては、「新たな公の担い手支援事業運営委員会」（委員数は、設置時 8 名、その後平成 23 年 7 月に 2 名増員して解散時まで 10 名）が設置され、事業の運営に関与している。

平成 25 年 9 月末で基金が終了し、残額である 19,663 千円を国庫に返還したが、一部事業についてはその後も一般会計予算で継続実施している。

各事業の具体的な内容は以下のとおりである。

1. 活動基盤整備支援事業

・会計相談事業

NPO の会計処理能力向上のための、税理士による相談会や個別指導

・マネジメント強化事業

NPO の経営安定のため、経営、会計、情報開示など NPO のマネジメント能力の強化を図るための講座実施

・地域・協働・創造 Web サイトの構築

NPO・ボランティア団体や企業、地域団体、大学等がインターネットを通じて相互の情報を共有できる Web サイトの構築

・県民協働推進事業

NPO、ボランティア、協働について県民の理解促進を図るための事業を開催するとともに、「県民協働推進月間」を定め、NPO 等の活動を集中的に紹介

2. 寄附募集支援事業

- ・多様な寄附手段の普及啓発

NPO 等が寄附を集めやすい環境を整備するため、各種メディアを活用した多様な寄附手段の普及啓発や県民向け寄附募集イベント等の開催

- ・ファンドレイジング強化事業

ファンドレイザーによる実践的な寄附集めの講座や実践を通してファンドレイザーを養成するための広報や講座開催

3. 新しい公共の場づくりのためのモデル事業

- ・テーマ別プラットフォーム事業

NPO や企業等の関係者を構成員とするプラットフォームを設置し、県政課題に係るテーマについて調査検討、事業企画を作成、協働で事業を実施

- ・地域版プラットフォーム事業

NPO や企業等の関係者を構成員とするプラットフォームを希望する市町に設置し、各市町が設定するテーマについて調査検討、事業企画を作成、協働で事業を実施

- ・プラットフォーム運営事業

多様な主体による協議の場である「プラットフォーム」の定着のため、普及啓発や協働ルールの策定を行うとともに、各プラットフォームの支援を行う

- ・NPO 等からの提案協働事業

県政課題に係るテーマについて NPO 等から企画提案を募集し、協働で事業を実施

4. 融資利用円滑化支援事業

- ・融資相談事業

融資申請の手続き等について、中小企業診断士による個別指導や説明会の開催

5. 共通事務に関する事業

- ・運営委員会

新たな公の担い手支援事業に関する基本方針の策定、事業対象の NPO 等の選定基準の設定及び選定、事業評価等を行う

- ・支援情報提供事業

新たな公の担い手支援事業に関する情報提供や事業成果を把握するための調査・公表を行う

1 4. 栃木県災害救助基金

(1) 基金の概要

① 基金の概略

所管部課	県民生活部 消防防災課
根拠法令等	栃木県災害救助基金設置条例
造成年月日	昭和 39 年 4 月 1 日
造成期間	期限なし
基金造成額	3,905 千円
基金財源	県費 100%
造成目的	災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）第 21 条第 1 項に規定する費用の支弁の財源に充てるために設置
基金種別	特定目的基金（資金積立）
積立財源	① 一般会計からの繰入金 ② 基金の運用から生ずる収益 など
事業概要	災害救助法第 21 条第 1 項に規定する費用の支弁、第 4 条第 1 項に規定する給与品の事前購入
予算計上会計	一般会計

② 基金の残高

(単位：千円)

種目	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
普通預金	137,414	133,072	36,485
定期預金	700,000	700,000	900,000
譲渡性預金			
債券（国債）、（農林債） など			
貸付金			
その他（備蓄品）	67,575	67,507	81,965
合計	904,989	900,579	1,018,450

③ 基金の推移

(単位：千円)

		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
前年度末残高		688,419	904,989	900,579
積立額	新規・追加積立	220,591	1,648	130,438
	うち県費			122,289
	うち国庫支出金			
	うち市町村拠出金			
	うちその他 (注 1)	220,591	1,648	8,149
	運用利息	113	491	237
	その他(備蓄品)	5,383	1,097	18,551
積立額計		226,087	3,236	149,226
取崩額	事業費等		6,481	27,262
	その他(備蓄品)	9,517	1,165	4,093
	取崩額計	9,517	7,646	31,355
3 月末残高		904,989	900,579	1,018,450
出納整理 期間中	積立額			
	事業費の取崩	5,383	8,710	1,214
当年度末残高		899,606	891,869	1,017,236

(注 1) 平成 23 年度は、平成 22 年度末における取崩超過額 144,604 千円の戻し分と自治体宝くじ収入 75,986 千円。平成 24 年度と平成 25 年度は全額自治体宝くじ収入

④ 基金の活用状況

(i) 事業名及び事業内容

	事業名	事業内容
1	災害救助費	災害救助法に定める救助等に係る経費 被災者に給与する物品(クラッカー、毛布等)の 購入

(ii)各事業の費用実績

(単位：千円)

	事業名	事業費		
		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
1	災害救助費	0	8,710	1,214
		5,383	1,097	18,551
		(1,768,777)	(705,638)	(556,103)

(注) 出納整理期間を含む。

1 段目は備蓄品を除く事業費、2 段目が備蓄品の積増し
括弧書きは総事業費

(2) 監査の結果

① 当該基金は災害救助法 22 条により、各都道府県に設置が義務付けられた基金で、同法が適用された場合に行われる応急救助に係る費用の財源として積み立てられている。同法は、災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に必要な救助を行うことを目的としている。

② 同法第 23 条により都道府県における最小額が規定されている。本県における平成 26 年度の積算根拠は以下のとおりである。

当該年度の前年度の前 3 か年における普通税収額の決算平均年額の 1,000 分の 5

平成 22 年度税収	205,121,238 千円
平成 23 年度税収	200,622,148 千円
平成 24 年度税収	204,273,432 千円
上記 3 ヶ年の平均	203,338,939 千円
上記平均の 1,000 分の 5	1,016,695 千円

上記の最小額に対して、平成 26 年 3 月末現在 1,018,450 千円が積み立てられている。

③ 基金の運用方法は、同法第 26 条により、i) 財政融資資金への預託又は確実な銀行への預金、ii) 国債証券、地方債証券その他確実な債券の応募又は買入れ、iii) 第 4 条第 1 項（救助の種類等）に規定する給与品の事前購入によるものとされている。

本県の運用状況としては、普通預金と定期預金及び事前購入している備蓄品である。備蓄品は、購入時の価格を現物の基金残高として計上しており、栃木県地域防災計画における 1 日の最大避難所生活者数の 20%を目安としている。平

成 26 年 3 月末現在 81,965 千円の備蓄品があり、具体的には、クラッカー、アルファ化米、乾燥かゆ、缶入りソフトパン、500ml ペットボトル入り飲料水、災害救助用毛布、簡易トイレ、枕等が県消防防災総合センターや地方合同庁舎等に備蓄されている。

備蓄品の調達是一般競争入札により行われており、賞味期限切れの飲料水や食品は、防災訓練の際に配布する等して活用している。

④ 平成 25 年度の備蓄品の積み増しが 18 百万円と前 2 年度よりも多いのは、東日本大震災を契機に、平成 24 年 10 月に見直しを行った栃木県地域防災計画における新たな地震被害想定(最大避難所生活者数約 118,000 人から 194,000 人)を受け、備蓄数量の見直しを行ったためである。

⑤より有利な資金の運用について(指摘事項)

平成 26 年 3 月末現在の定期預金の預入期間は 1 年である。直近 3 年度の事業費は、多くても 3 千万円強であるのに対し、平成 25 年度末の基金残高は 10 億円以上あることから、余剰資金については長期の運用を図ることも可能と考えられる。より有利な資金の運用を検討すべきである。

15. 栃木県交通安全基金

(1) 基金の概要

① 基金の概略

所管部課	県民生活部 暮らし安全安心課
根拠法令等	栃木県交通安全基金条例
造成年月日	平成21年3月3日
造成期間	期限なし
基金造成額	258,500千円
基金財源	県費100%
造成目的	交通安全対策事業の財源に充てるため設置
基金種別	特定目的基金(資金積立)
積立財源	① 寄附金 ② 基金の運用から生ずる収益
事業概要	交通安全意識高揚のための広報活動、交通安全教室の実施、交通事故に関する相談事業
予算計上会計	一般会計

② 基金の残高

(単位：千円)

種目	平成23年度	平成24年度	平成25年度
普通預金			
定期預金			
譲渡性預金	216,075	193,471	168,916
債券(国債)、(農林債) など			
貸付金			
その他			
合計	216,075	193,471	168,916

③ 基金の推移

(単位：千円)

		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
前年度末残高		238,200	216,075	193,471
積立額	新規・追加積立		1,660	500
	うち県費 うち国庫支出金 うち市町村拠出金 うちその他 (注 1)		1,660	500
	運用利息	452	281	144
	その他			
	積立額計	452	1,941	644
取崩額	事業費等	22,577	24,545	25,199
	その他			
	取崩額計	22,577	24,545	25,199
3 月末残高		216,075	193,471	168,916
出納整理 期間中	積立額			
	事業費の取崩	24,545	25,199	24,757
当年度末残高		191,530	168,272	144,159

(注 1) 団体や個人からの寄附金

④ 基金の活用状況

(i) 事業名及び事業内容

	事業名	事業内容
1	交通安全対策費	1. 交通安全意識の高揚 2. 高齢者交通安全教育推進事業
2	交通事故相談事業費	交通事故相談事業

(ii) 各事業の費用実績

(単位：千円)

	事業名	事業費		
		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
1	交通安全対策費	17,312	19,586	17,894
2	交通事故相談事業費	7,685	7,586	7,538

(注) 出納整理期間を含む

(2) 監査の結果

① 本基金は、平成 20 年度で廃止された栃木県交通災害共済事業基金に残額が発生したため、その活用方法として県が行う交通安全対策の充実に図るために創設された。

② 基金条例制定時の基金の活用方針は以下のとおりである。

交通安全に関する以下の課題への対策充実に充てることとする。

(i) 高齢者対策

高齢運転者講習の開催

交通安全教育センター施設整備

(ii) 交通事故被害者への支援

社団法人被害者支援センターとちぎへの補助

(iii) 幼児・児童への事故防止対策

交通安全教室用備品等の整備

③ 平成 25 年度の事業費の内訳は以下のとおりである。

- | | |
|-------------|-----------|
| ・交通安全普及指導費 | 10,771 千円 |
| ・交通マナー向上対策費 | 6,479 千円 |
| ・交通安全基金積立金 | 644 千円 |

④公益社団法人被害者支援センターとちぎへの補助金について（指摘事項）

平成 25 年度において、当基金より、公益社団法人被害者支援センターとちぎに対して 100 万円の補助金を交付している。補助金の交付要領第 2 条によれば、交付の目的は「交通事故被害者等の被害回復の支援」であり、交付の対象である事務又は事業の内容は以下のとおり規定されている。

公益社団法人被害者支援センターとちぎが実施する交通事故被害者等に関する次の事業

- 1 支援活動員養成のための研修事業
- 2 交通事故被害者等支援についての普及啓発事業
- 3 その他交通事故被害者等の被害回復に関する事業で知事が必要と認めたもの

交付要領第 9 条に規定された実績報告書によれば、同センターでは補助金の交付対象事業として、自助グループ支援事業、ボランティア相談員養成事業、広報啓発活動事業を行っている。しかしながら、これらの事業は交通事故の被害者のみならず、他の犯罪等の被害者をも対象とするものである。また同センターの

平成 25 年度相談業務等活動累計表によれば、対応処理件数 412 件のうち、交通事故に関するものは 151 件で、全体の 36.6%である。

上述のとおり、交付要領第 2 条には交通事故被害者「等」と規定されてはいるが、基金条例制定時の基金の活用方針としての社団法人被害者支援センターとちぎへの補助の前書きは、「交通事故被害者への支援」となっており、「等」がないことから、その対象は交通事故被害者に限定されている。

同センターから提出された実績報告書の内容によれば、当該補助金が交付要領に規定される事業への補助であることは推測できるが、本基金が交通安全対策事業の財源に充てるために設置されたものであるという趣旨を鑑みれば、県は同センターに対して、明確に区分経理できるような事業実施手法の検討を求めべきである。

⑤より有利な資金の運用について（指摘事項）

平成 26 年 3 月末現在の譲渡性預金の預入期間は 364 日である。各年度の事業費は 2,500 万円程度であるのに対し、平成 25 年度末の基金残高は 1 億 4,500 万円弱あることから、余剰資金については長期の運用を図ることも可能と考えられる。より有利な資金の運用を検討すべきである。

1 6. 栃木県消費者行政活性化基金

(1) 基金の概要

① 基金の概略

所管部課	県民生活部 暮らし安全安心課
根拠法令等	栃木県消費者行政活性化基金条例
造成年月日	平成 21 年 3 月 3 日
造成期間	期限なし
基金造成額	280,000 千円
基金財源	国費 100%
造成目的	国からの地方消費者行政活性化交付金により、県及び市町村が実施する消費生活相談その他の消費者行政の充実を図るために設置
基金種別	特定目的基金（資金積立）
積立財源	① 地方消費者行政活性化交付金 ② 住民生活に光をそそぐ交付金 ③ 基金の運用から生ずる収益
事業概要	消費者行政の充実を図るため、消費生活相談員のレベルアップ研修、被害の未然防止を図る消費者教育・啓発事業、市町への補助事業などを実施
予算計上会計	一般会計

② 基金の残高

(単位：千円)

種目	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
普通預金			
定期預金			
譲渡性預金	241,174	191,843	129,983
債券（国債）、（農林債） など			
貸付金			
その他			
合計	241,174	191,843	129,983

③ 基金の推移

(単位：千円)

		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
前年度末残高		371,009	241,174	191,843
積立額	新規・追加積立		106,770	31,137
	うち県費			
	うち国庫支出金		106,770	31,137
	うち市町村拠出金			
	うちその他			
	運用利息	572	309	58
その他				
積立額計		572	107,079	31,195
取崩額	事業費等	130,407	153,259	93,055
	その他(注1)		3,151	
	取崩額計	130,407	156,410	93,055
3月末残高		241,174	191,843	129,983
出納整理 期間中	積立額			
	事業費の取崩	117,334	88,055	83,242
当年度末残高		123,840	103,788	46,741

(注1) 平成24年度末で活用期間が終了した「住民生活に光をそそぐ交付金」の残額を国庫に返納したもの

④ 基金の活用状況

(i) 事業名及び事業内容

	事業名	事業内容
1	消費者行政活性化補助事業費	市町における消費者行政の活性化を図るため、各市町が実施する消費生活相談窓口の機能強化や消費者啓発の強化に係る事業に対し補助するものである
2	消費生活センター活動強化費	複雑化・多様化する消費者問題に対応するため、県内消費生活センターの消費生活相談窓口機能の強化や、被害の未然防止を図るための消費者教育・啓発事業を行うものである

(ii)各事業の費用実績

(単位：千円)

	事業名	事業費		
		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
1	消費者行政活性化補助事業費	47,248	60,782	48,128
2	消費生活センター活動強化費	70,086	62,387	40,114

(注) 出納整理期間を含む

(2) 監査の結果

① 平成 25 年度の消費者行政活性化補助事業費の内訳は以下のとおりであり、すべて県内市町に対する補助金として交付されている。

- ・消費生活相談機能整備・強化事業費 5,420 千円
- ・消費生活相談員等レベルアップ事業費 2,048 千円
- ・消費生活相談体制整備事業費 15,266 千円
- ・地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業費 25,394 千円

② 平成 25 年度の消費生活センター活動強化費の内訳は以下のとおりである。

- ・相談体制強化費 5,216 千円
- ・消費者団体タイアップ事業費 1,000 千円
- ・消費者啓発事業費 28,444 千円
- ・消費者啓発活動家育成事業費 126 千円
- ・食の安全安心推進事業費 5,328 千円

③ 平成 26 年 3 月末現在の譲渡性預金の預入期間は 60 日である。

17. とちぎの元気な森づくり基金

(1) 基金の概要

① 基金の概略

所管部課	環境森林部 環境森林政策課
根拠法令等	とちぎの元気な森づくり県民税条例
造成年月日	平成20年4月1日
造成期間	平成20年4月～平成30年3月
基金造成額	—
基金財源	とちぎの元気な森づくり県民税
造成目的	とちぎの元気な森づくり事業の財源に充てるために設置
基金種別	特定目的基金（資金積立）
積立財源	① 県民税収入 ② 寄附金 ③ 基金の運用から生ずる収益
事業概要	県土の保全、水源のかん養、地球温暖化の防止等すべての県民が享受している森林の有する公益的機能の重要性にかんがみ、県民の理解と協力の下にとちぎの元気な森を次世代に引き継いでいくための施策に要する経費の財源を確保するために設置
予算計上会計	一般会計

② 基金の残高

(単位：千円)

種目	平成23年度	平成24年度	平成25年度
普通預金			
定期預金			
譲渡性預金	42,848	62,847	80,526
債券（国債）、（農林債） など			
貸付金			
その他			
合計	42,848	62,847	80,526

③ 基金の推移

(単位：千円)

		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
前年度末残高		86,706	42,848	62,847
積立額	新規・追加積立	843,390	843,476	843,173
	うち県費			
	うち国庫支出金			
	うち市町村拠出金			
	うちその他	843,390	843,476	843,173
	運用利息	93	80	19
その他		3,590	907	1,262
積立額計		847,073	844,463	844,454
取崩額	事業費等	890,931	824,464	826,775
	その他			
	取崩額計	890,931	824,464	826,775
3 月末残高		42,848	62,847	80,526
出納整理 期間中	積立額			
	取崩額			
当年度末残高		42,848	62,847	80,526

④ 基金の活用状況

(i) 事業名及び事業内容

	事業名	事業内容
1	とちぎの元気な森づくり奥山林整備事業	手入れが行き届いていないスギ、ヒノキ等の人工林で間伐を行う クマ、シカなどの獣害から樹木を守るための対策を支援する
2	明るく安全な里山林整備事業	身近な里山林を、住民が将来まで守り育てる地域の憩いの場などへ再生することをはじめ、通学路や住宅周辺の安全・安心を確保したり、野生獣被害を軽減したり、生物多様性を保全するために整備する
3	とちぎ森づくり情報センター事業	“とちぎの森づくり”ホームページの運営や、森づくり活動のサポートなどを行う。また、森林に親しんだり、森づくり活動を行う人材の育成を図るための体験講座を開催したり、子どもたちの森づくり体験活動や指導者研修を行う
4	とちぎの元気な森づくり県民会議事業	“とちぎの元気な森づくり”の推進母体である「とちぎの元気な森づくり県民会議」において、森づくり体験活動など、森や木に親しみ、森を知る身近な活動を行う

5	とちぎの元気な森づくり県民広報事業	“とちぎの元気な森づくり”の趣旨や事業内容等について広報活動を行う
6	とちぎの元気な森づくり県民税事業評価委員会事業	事業の執行状況や効果等について検証・評価を行うとともに、事業の推進に必要な事項を検討する
7	森を育む人づくり事業 学習用机・椅子、木製ベンチ整備	奥山林整備事業で発生した間伐材を活用し、小中学校に木製学習机・椅子、県民利用施設に木製ベンチを配布する
8	森を育む人づくり事業 木の香る環境づくり支援	市や町が行う公共施設等の木造・木質化や地域における木の良さ普及啓発活動などを支援する
9	森を育む人づくり事業 森づくり活動地域支援	市や町が行う、住民やボランティアを対象とした森づくり活動、子どもたちの森林学習などを支援する
10	特色ある緑豊かな地域推進事業	広域的な森づくり活動など、地域の創意工夫を凝らした特色ある取組を支援する

(ii)各事業の費用実績

(単位：千円)

	事業名	事業費		
		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
1	とちぎの元気な森づくり奥山林整備事業	473,639 (484,219)	455,237 (459,608)	465,554
2	明るく安全な里山林整備事業	233,846	238,336	200,724
3	とちぎ森づくり情報センター事業	20,547	18,828	19,438
4	とちぎの元気な森づくり県民会議事業	5,309	4,829	4,649
5	とちぎの元気な森づくり県民広報事業	6,294	5,746	5,170
6	とちぎの元気な森づくり県民税事業評価委員会事業	1,206	677	475
7	森を育む人づくり事業 学習用机・椅子、木製ベンチ整備	55,972	57,266	56,847
8	森を育む人づくり事業 木の香る環境づくり支援	27,654	33,236	39,173

9	森を育む人づくり事業 森づくり活動地域支援	11,506	11,422	10,167
10	特色ある緑豊かな地域 推進事業	1,600	1,200	2,100

(注) 出納整理期間を含む
括弧書きは総事業費

(2) 監査の結果

①とちぎ森づくり情報センター事業の完了検査について（意見）

平成 26 年 3 月 31 日に環境立県戦略室長と担当者の 2 名で機構に訪問し証憑のチェック等を実施したとのことであるが、県には室長が押印した「委託事業完了検査復命書」が 1 枚保管されているのみであったため、包括外部監査において完了検査の実態を確認するのは困難であった。

県では契約事務マニュアルに基づいた完了検査を実施しているとのことであるが、完了検査のチェックリスト等を整備し、完了検査の記録とするなどの対応をし、第三者からも完了検査の実態が分かるようにすべきである。

②平成 23 年度の包括外部監査での指摘事項の改善確認について

平成 23 年度の包括外部監査において、間伐業務の玉切の実施状況について、検査されているにもかかわらず、完了検査に関する書類には、その検査結果について明確な記載がない旨の指摘事項があった。

今回の包括外部監査において改善状況を確認したところ、「確認検査関係調書」等の様式が整備され、適切に改善されていた。

18. 栃木県マロニエ緑化基金

(1) 基金の概要

① 基金の概略

所管部課	環境森林部 地球温暖化対策課
根拠法令等	栃木県マロニエ緑化基金条例
造成年月日	平成元年3月10日
造成期間	期限なし
基金造成額	100,000千円
基金財源	栃木銀行からの寄附金
造成目的	緑化推進事業の財源に充てるために設置
基金種別	特定目的基金
積立財源	① 寄附金 ② 基金の運用から生ずる収益
事業概要	県土緑化に役立てることを目的とした栃木銀行からの寄附金を財源として設置。県植樹祭の開催費等の緑化推進事業及び緑化の推進につながる自然環境関連事業や環境学習・啓発関連事業を行う
予算計上会計	一般会計

② 基金の残高

(単位：千円)

種目	平成23年度	平成24年度	平成25年度
普通預金			
定期預金			
譲渡性預金	604,600	604,600	599,600
債券(国債)、(農林債)など			
貸付金			
その他			
合計	604,600	604,600	599,600

③ 基金の推移

(単位：千円)

		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
前年度末残高		604,600	604,600	604,600
積立額	新規・追加積立			
	うち県費			
	うち国庫支出金			
	うち市町村拠出金			
	うちその他			
	運用利息			
その他				
積立額計				
取崩額	事業費等			5,000
	その他			
	取崩額計			5,000
3 月末残高		604,600	604,600	599,600
出納整理 期間中	積立額			
	取崩額			
当年度末残高		604,600	604,600	599,600

④ 基金の活用状況

(i) 事業名及び事業内容

	事業名	事業内容
1	自然保護事業	自然環境保全地域における案内標識設置や木柵改修工事等
2	みどりづくり推進事業	県植樹祭開催費、マロニエメイツ活動経費等
3	環境団体活動促進事業	波及効果の高い事業、他のモデルとなるような事業に要する経費を支援し、環境団体の活動を促進

(ii) 各事業の費用実績

(単位：千円)

	事業名	事業費		
		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
1	自然保護事業	1,269 (2,228)	1,145 (1,936)	1,985 (3,103)
2	みどりづくり推進事業			2,600 (14,482)
3	環境団体活動促進事業			1,052

(注) 出納整理期間を含む
括弧書きは総事業費

(2) 監査の結果

基金造成時の昭和 63 年度から平成 24 年度までは基金の取り崩しは行わず基金の運用益のみを事業に充当していたが、低金利のため運用益のみでの事業実施は困難になった。そのため、寄附者である榊木銀行からの提案を踏まえ、平成 25 年度以降は基金を単年度 5,000 千円程度取り崩して事業を実施するよう方針転換している。

19. 栃木県地域環境保全基金

(1) 基金の概要

① 基金の概略

所管部課	環境森林部 地球温暖化対策課
根拠法令等	栃木県地域環境保全基金条例
造成年月日	平成2年3月30日
造成期間	期限なし
基金造成額	400,000千円
基金財源	国庫補助金2億円、地方交付税交付金2億円
造成目的	地域環境保全活動の推進のための事業の財源に充てるために設置
基金種別	特定目的基金（資金積立）
積立財源	① 国庫補助金、寄附金、その他一般会計からの繰入金 ② 基金の運用から生ずる収益
事業概要	環境保全に関する知識の普及・啓発事業等の地域環境保全活動を継続的かつ着実に推進するために設置。環境保全に関するイベントの開催や再生可能エネルギーの導入推進、生物多様性の保全等を行う
予算計上会計	一般会計

② 基金の残高

(単位：千円)

種目	平成23年度	平成24年度	平成25年度
普通預金	444,826	521,524	604,967
定期預金			
譲渡性預金	1,366,527	1,932,993	2,158,794
債券（国債）、（農林債） など			
貸付金			
その他			
合計	1,811,353	2,454,517	2,763,761

③ 基金の推移

(単位：千円)

		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
前年度末残高		1,675,430	1,382,348	1,946,236
積立額	新規・追加積立	390,878	1,073,813	818,212
	うち県費			
	うち国庫支出金	390,878	1,072,599	817,979
	うち市町村拠出金			
	うちその他		1,214	233
	運用利息	89	224	872
その他				
積立額計		390,967	1,074,037	819,085
取崩額	事業費等	255,044	1,868	1,560
	その他			
	取崩額計	255,044	1,868	1,560
3 月末残高		1,811,353	2,454,517	2,763,761
出納整理 期間中	積立額			
	取崩額	429,005	508,281	592,830
当年度末残高		1,382,348	1,946,236	2,170,931

④ 基金の活用状況

(i) 事業名及び事業内容

	事業名	事業内容
1	とちぎグリーンニューディール事業	公共・民間施設の省エネ改修や太陽光発電設備の設置、不法投棄・散乱ごみの監視等
2	防災拠点施設再生可能エネルギー等導入推進事業（平成 24 年度基金造成分）	防災拠点施設（公共・民間）への再生可能エネルギー（太陽光発電等）の導入
3	防災拠点施設再生可能エネルギー等導入推進事業（平成 25 年度基金造成分）	防災拠点施設（公共・民間）への再生可能エネルギー（太陽光発電等）の導入
4	再生可能エネルギー導入促進事業	一般住宅向け太陽光発電システム及び地域貢献型メガソーラーの設置費用の一部を助成
5	エコ・もりフェア開催事業	環境問題やエネルギー問題、森林づくりに関する県民意識の高揚を図るため、参加体験型のフェアを実施

6	奥日光ラムサール条約 湿地保全対策事業	「奥日光の湿原」に関する自然観察会や講座等を開催し、県民の保全意識の醸成と、生物多様性への理解を促進
7	災害廃棄物処理促進事業	東日本大震災により被災した市町の復旧・復興を図るため、特定被災地方公共団体が実施する災害廃棄物の収集、運搬及び処分に係る事業の支援

(ii)各事業の費用実績

(単位：千円)

	事業名	事業費		
		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
1	とちぎグリーンニュー ディール事業	288,716		
2	防災拠点施設再生可能 エネルギー等導入推進 事業(平成 24 年度基金造 成分)		77,323	336,695
3	防災拠点施設再生可能 エネルギー等導入推進 事業(平成 25 年度基金造 成分)			40,269
4	再生可能エネルギー導 入促進事業		358,357	197,885
5	エコ・もりフェア開催事 業	2,958 (3,800)	1,638 (3,800)	674 (3,300)
6	奥日光ラムサール条約 湿地保全対策事業	4,382	1,868 (2,881)	1,560 (2,373)
7	災害廃棄物処理促進事 業	390,878	72,601	17,980

(注) 出納整理期間を含む
括弧書きは総事業費

(2) 監査の結果

① 太陽光発電設備の設置費用について（指摘事項）

(i) 防災拠点施設再生可能エネルギー等導入推進事業について

平成 24 年度及び平成 25 年度の事業費（平成 24 年度に国から交付を受けた 10 億円による事業に関するもの）は以下の通りである。

（単位：千円）

事業名	事業内容	総事業費	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 以降
河内庁舎整備 事業	太陽光 20.00kW 蓄電池 15.00kW	28,723		1,669	27,054
下都賀庁舎整 備事業	太陽光 20.56kW 蓄電池 15.00kW	32,243		32,243	
塩谷庁舎整備 事業	太陽光 20.40kW 蓄電池 15.00kW	31,772		31,772	
小山庁舎整備 事業	太陽光 10.78kW 蓄電池 15.00kW	19,500		19,500	
県北健康福祉 センター整備 事業	太陽光 11.03kW 蓄電池 10.08kW	21,095		21,095	
南那須庁舎整 備事業	太陽光 20.00kW 蓄電池 15.00kW	31,228		1,117	30,110
那須庁舎整備 事業	太陽光 20.00kW 蓄電池 15.00kW	33,342		16,751	16,591
安蘇庁舎整備 事業	太陽光 20.00kW 蓄電池 15.00kW	32,943		13,623	19,320
足利庁舎整備 事業	太陽光 10.00kW 蓄電池 15.00kW	22,886		9,354	13,532
日光土木事務 所整備事業	太陽光発電等の 設計	960		960	
矢板土木事務 所整備事業	太陽光 10.00kW 蓄電池 15.00kW	25,344		558	24,786
大田原土木事 務所整備事業	太陽光発電等の 設計	558		558	
とちぎ福祉プ ラザ整備事業	太陽光 10.00kW 蓄電池 15.00kW	22,614		11,460	11,154
市町村等への 補助事業(計 18 施設)	太陽光、蓄電池、 風力発電、LED 街 路灯	295,351	77,323	176,028	42,000
合計		598,566	77,323	336,695	184,547

(ii)問題の所在について

平成 26 年 2 月 17 日に経済産業省資源エネルギー庁が公表した「最近の太陽光発電市場の動向及び前回のご指摘事項について」によると、10kW 以上 50kW 未満の太陽光発電設備のシステム費用（太陽光パネル、パワコン、架台、工事費を含む）の市場平均は、平成 25 年 10-12 月期において 36.9 万円/kW である。

これに対し、県が平成 25 年 10 月に契約した小山庁舎の積算を例にとると、システム費用は 78.8 万円/kW 程度（内訳は太陽光パネル材料 48.2 万円/kW、架台材料 7.0 万円/kW、工事費 11.0 万円/kW、管理費 12.6 万円/kW。パワコン、電灯設備、建築工事は別途負担）となっている。

入札の設定価格の積算方法は国土交通省の積算基準に従わなければならない、県の裁量の余地が小さいことは事実である。しかし、システム部材の単価は、業者から入手した見積価格を基に県が市場動向を鑑み設定したものである。したがって、県が市場動向等を綿密に調査することにより設定価格を市場平均に近づけることは可能であったと言える。（なお、県では市場動向を毎年観察し、部材単価に織り込む要素を毎年制定しているが、太陽光発電設備に関する要素は平成 15 年 4 月 1 日から変更していない。）

また、民間企業や一般消費者であれば太陽光発電設備の発注価格が市場相場と比べて妥当か否か十分検討するはずだが、県は入札のシステムで算出された発注価格の妥当性の検討が不十分なまま相場の倍近い金額で発注してしまっていると考えられる。無駄な支出を極力抑えたいという意識が希薄と言わざるを得ず、職員一人ひとりがコスト削減の意識を持つよう意識改革が必要である。

20. 栃木県自然景観保全基金

(1) 基金の概要

① 基金の概略

所管部課	環境森林部 自然環境課
根拠法令等	栃木県自然景観保全基金条例
造成年月日	平成元年4月1日
造成期間	期限なし
基金造成額	1,000,000千円
基金財源	県費100%
造成目的	優れた自然景観の保全に必要な不動産の取得を円滑かつ効率的に行うため
基金種別	定額運用基金
積立財源	一般会計からの繰入金
事業概要	栃木県の優れた街道景観など自然景観の保全に必要な土地又は建築物等の買取を、円滑かつ効率的に行うために設置
予算計上会計	一般会計

② 基金の残高

(単位：千円)

種目	平成23年度	平成24年度	平成25年度
普通預金			
定期預金			
譲渡性預金	326,234	326,234	326,234
債券(国債)、(農林債)など			
貸付金			
その他(土地)	673,766	673,766	673,766
合計	1,000,000	1,000,000	1,000,000

③ 基金の推移

(単位：千円)

		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
前年度末残高		1,000,000	1,000,000	1,000,000
積立額	新規・追加積立			
	うち県費			
	うち国庫支出金			
	うち市町村拠出金			
	うちその他			
	運用利息			
その他				
積立額計				
取崩額	事業費等			
	その他			
	取崩額計			
3 月末残高		1,000,000	1,000,000	1,000,000
出納整理 期間中	積立額			
	取崩額			
当年度末残高		1,000,000	1,000,000	1,000,000

④ 基金の活用状況

(i) 事業名及び事業内容

	事業名	事業内容
1	とちぎふるさと街道整備事業	とちぎふるさと街道景観条例に基づき指定した街道景観形成地区において、当該基金により取得した土地の適正な維持管理等を行う

(ii) 各事業の費用実績

(単位：千円)

	事業名	事業費		
		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
1	とちぎふるさと街道整備事業	842	527	391

(注) 出納整理期間を含む

(2) 監査の結果

① 取得地の維持管理について（意見）

当該基金の取崩目的は不動産の取得のみに限られており、取得地の維持管理費用に充てることはできない。そのため、当基金で発生した利子収入を一般会計に計上し、一般会計において当該利子収入の範囲内で取得地の維持管理を行っている。

ここで、昨今の経済情勢から運用利回りは年々悪化しており、平成 20 年度は約 140 万円の利子収入があったが、平成 25 年度は約 40 万円まで減少している。県の対応としては、草刈等のボランティア団体を増やす取り組みを実施するほか、利子収入で不足する場合には財源確保について検討することも視野に入れているとのことである。

自然景観保全のために土地を取得しても維持管理が不十分では本末転倒であるため、今後さらに利子収入が減少した場合に備えて、事業に支障が出ないよう体制整備しておくことが望まれる。

② 栃木県自然景観保全基金の廃止の検討について（指摘事項）

当該基金は、那須街道等の街道景観形成地区の都市開発が急速化し、自然景観を積極的に保全する必要性が高まっていた時期に造成された。しかし、バブル崩壊後に当該地区の開発が一段落し、その必要性が低下したため、平成 8 年度を最後に当該基金を利用した不動産取得は行われていない。また、今後の具体的な取得の予定はない。

当該基金を維持する意義に乏しく、基金の廃止を含めて、基金のあり方を検討すべきである。

2 1. 栃木県森林整備担い手対策基金

(1) 基金の概要

① 基金の概略

所管部課	環境森林部 林業振興課
根拠法令等	栃木県森林整備担い手対策基金条例
造成年月日	平成5年10月7日
造成期間	期限なし
基金造成額	1,390,000千円
基金財源	地方交付税交付金100%
造成目的	森林整備の担い手の育成確保に資する事業の財源に充てるため設置
基金種別	特定目的基金（資金積立）
積立財源	① 交付税 ② 基金の運用から生ずる収益（利子）
事業概要	林業従事者の減少、高齢化に対応し、森林整備の担い手の確保に資する事業を行う。特に、林業の生産性の向上と労働条件の改善に重点を置く
予算計上会計	一般会計

② 基金の残高

(単位：千円)

種目	平成23年度	平成24年度	平成25年度
普通預金			
定期預金			
譲渡性預金	1,134,559	1,103,478	1,072,447
債券（国債）、（農林債） など			
貸付金			
その他			
合計	1,134,559	1,103,478	1,072,447

③ 基金の推移

(単位：千円)

		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
前年度末残高		1,166,720	1,134,559	1,103,478
積立額	新規・追加積立			
	うち県費			
	うち国庫支出金			
	うち市町村拠出金			
	うちその他			
	運用利息			
その他				
積立額計				
取崩額	事業費等	34,612	32,439	31,752
	その他(利子)(注1)	▲2,451	▲1,358	▲721
	取崩額計	32,161	31,081	31,031
3月末残高		1,134,559	1,103,478	1,072,447
出納整理 期間中	積立額			
	取崩額			
当年度末残高		1,134,559	1,103,478	1,072,447

(注1) 利子は基金に積み立てていない(事業費に先ず利子を充当し、残額を基金から取り崩している)

④ 基金の活用状況

(i) 事業名及び事業内容

	事業名	事業内容
1	林業労働災害防止緊急対策事業	労働災害防止のため、研修会の開催や現地指導に要する経費
2	労働安全巡回指導事業	安全作業の徹底のため、現地安全巡回指導に要する経費
3	巡回健康診断促進対策事業	特殊健康診断受診に要する経費の補助
4	蜂刺傷災害対策支援事業	蜂刺傷による死亡災害を防ぐため、蜂毒アレルギー検査等に要する経費の補助
5	林業カレッジ研修事業	林業カレッジ研修に要する経費
6	林業カレッジ研修促進事業	林業カレッジ研修受講者の雇用主である事業体への助成
7	緑の雇用支援事業	就業情報提供、林業体験活動の実施に要する経費
8	森林施業プランナー養成促進事業	森林施業プランナー研修に要する受講生の旅費助成

9	高性能林業機械化推進事業	高性能林業機械の共同利用推進のためのレンタル事業への補助
10	森林整備監理技術研修	森林整備事業への入札参加資格取得研修に要する経費
11	林業技術研修費	地域林業の担い手となる林業後継者等の育成に要する経費

(ii)各事業の費用実績

(単位：千円)

	事業名	事業費		
		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
1	林業労働災害防止緊急対策事業	125 (250)	114 (228)	120 (240)
2	労働安全巡回指導事業	78 (156)	234	234
3	巡回健康診断促進対策事業	1,089	1,145	1,145
4	蜂刺傷災害対策支援事業	175		
5	林業カレッジ研修事業	6,413 (6,484)	6,056 (6,096)	5,851 (5,891)
6	林業カレッジ研修促進事業	3,981	2,765	2,498
7	緑の雇用支援事業	1,872	1,659	1,649
8	森林施業プランナー養成促進事業	0	89	0
9	高性能林業機械化推進事業	20,000	20,000	19,900
10	森林整備監理技術研修	86	127	105
11	林業技術研修費	793	250	250

(注) 出納整理期間を含む
括弧書きは総事業費

(2) 監査の結果

① より有利な資金の運用について（指摘事項）

各年度の事業費が3千万円強であるのに対し、平成25年度末の基金残高は10億円以上あり、これは33年分の事業費に相当するが、全額を1年物の譲渡性預金で運用している。

「栃木県公金管理運用方針」では「余裕資金が一定期間見込める場合は、安全性を確保した上で、指定金融機関その他のより確実な機関で預金または債券により運用するものとする。」とされている。今後数年間の取り崩し計画を作成することは可能なため、債券などの長期運用も視野に入れて、より有利な資金の運用を検討すべきである。

2 2. 栃木県森林整備加速化・林業再生基金

(1) 基金の概要

① 基金の概略

所管部課	環境森林部 林業振興課
根拠法令等	栃木県森林整備加速化・林業再生基金条例
造成年月日	平成 21 年 10 月 16 日
造成期間	期限なし
基金造成額	126,500 千円
基金財源	国費 100%
造成目的	県内で生産される木材の安定的な供給の確保及び需要の拡大を図り、林業及び木材産業の再生を推進するため設置
基金種別	特定目的基金（資金積立）
積立財源	① 国庫補助金 ② 基金の運用から生ずる収益（利子）
事業概要	国が県に交付する森林整備加速化・林業再生事業費補助金及び森林整備加速化・林業再生整備費補助金により、県内で生産される木材の安定的な供給の確保及び需要の拡大を図り、林業及び木材産業の再生を推進するために設置
予算計上会計	特定財源

② 基金の残高

(単位：千円)

種目	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
普通預金	603,623	1,641,024	4,443,180
定期預金			
譲渡性預金	3,024,500	4,698,699	1,660,000
債券（国債）、（農林債） など			
貸付金			
その他			
合計	3,628,123	6,339,723	6,103,180

③ 基金の推移

(単位：千円)

		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
前年度末残高		2,109,843	3,628,123	6,339,723
積立額	新規・追加積立	3,059,500	4,498,699	1,207,000
	うち県費 うち国庫支出金 うち市町村拠出金 うちその他	3,059,500	4,498,699	1,207,000
	運用利息	1,588	3,196	3,321
	その他			
	積立額計	3,061,088	4,501,895	1,210,321
	取崩額			
事業費等	1,542,808	1,790,295	1,446,864	
その他				
取崩額計	1,542,808	1,790,295	1,446,864	
3 月末残高		3,628,123	6,339,723	6,103,180
出納整理 期間中	積立額			
	取崩額	470,294	58,764	863,657
当年度末残高		3,157,829	6,280,959	5,239,523

④ 基金の活用状況

(i) 事業名及び事業内容

	事業名	事業内容
1	地域協議会の運営等	地域協議会の運営、計画作成等
2	間伐等	間伐等（不用木の除去、不良木の淘汰、支障木等の伐倒、搬出、集積、その他附帯施設整備）
3	林内路網整備	作業道の作設
4	森林境界明確化	境界明確化現地調査等
5	里山再生対策	修景等環境保全（枝払い、林内美化活動）、侵入竹の除去
6	高性能林業機械等の整備	高性能林業機械等（プロセッサ、ハーベスタ、フォワーダ等）の整備
7	木材加工流通施設等整備	木材製材施設、プレカット加工施設、木材加工施設、木材乾燥機等の整備
8	木造公共施設等整備	木造公共施設等の整備、木質内装化
9	木質バイオマス利用施設等整備	木質バイオマス発電施設、木質バイオマス粉碎機等の整備

10	特用林産施設整備	特用林産物の生産施設整備
11	間伐材安定供給コスト支援	燃料用間伐材等の搬出・運搬経費支援
12	地域材利用開発	地域材を利用した新製品開発・試験研究等
13	地域材活用促進支援	地域材利用者（住宅・建築物）支援
14	森林・林業人材育成加速化事業	森林施業プランナー育成、低コスト素材生産のための人材育成、森林作業道作設オペレータ育成
15	木質バイオマスエネルギー導入促進支援	施設整備に対する資金融通等
16	森林病虫獣害対策	森林病虫獣害対策
17	地域材新規用途導入促進支援	新規分野での地域材活用普及、試験・実証・工程等調査

(ii)各事業の費用実績

(単位：千円)

	事業名	事業費		
		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
1	地域協議会の運営等	9,534 (9,815)	36,847 (36,951)	6,900 (6,972)
2	間伐等	405,789	199,973 (243,438)	198,930 (242,730)
3	林内路網整備	280,002	59,873	59,414
4	森林境界明確化	4,500	4,950	4,950
5	里山再生対策	42,251		
6	高性能林業機械等の整備	85,340	37,261	25,589
7	木材加工流通施設等整備	545,751	881,723	1,286,633
8	木造公共施設等整備	194,369		236,985
9	木質バイオマス利用施設等整備	5,000	146,448	265,000
10	特用林産施設整備	30,903		

11	間伐材安定供給コスト支援	5,625	525	
12	地域材利用開発	19,800		6,908
13	地域材活用促進支援	113,900		
14	森林・林業人材育成加速化事業		11,165	12,850
15	木質バイオマスエネルギー導入促進支援			35,000
16	森林病虫獣害対策			88,825
17	地域材新規用途導入促進支援			23,773

(注) 出納整理期間を含む
括弧書きは総事業費

(2) 監査の結果

① より有利な資金の運用について (指摘事項)

当基金では事業者の施設整備等の設備投資に対して補助金を出しており、支出時期は建築工事等の完了時期や事業者からの概算払いの請求時期に左右される。

県では支払時期等を事業者から聴取しているが、その多くに変更が生じる等、予定時期に請求が行われないケースが多かった。その結果として、県では流動性を重視して大部分を普通預金で運用せざるを得ない状況になっている。

基金残高が多額であり運用益も期待できるため、進捗調査の精度を上げて、基金の運用に活かすべきである。

(参考) 平成 25 年度 3 月末の運用状況

(単位：千円)

国庫補助金	預金種別	預金額	預入期間
第 I 期の繰越 (平成 21 年度～平成 23 年度)	普通預金	71,650	
平成 23 年 3 次補正	普通預金	1,010,887	
	譲渡性預金	140,000	平成 26 年 12 月迄
	譲渡性預金	140,000	平成 27 年 3 月迄
平成 23 年 4 次補正	普通預金	13,260	
平成 24 年 1 次補正	普通預金	3,040,384	
	譲渡性預金	480,000	平成 26 年 12 月迄
平成 25 年 1 次補正	普通預金	307,000	
	譲渡性預金	300,000	平成 26 年 9 月迄
	譲渡性預金	400,000	平成 26 年 12 月迄
	譲渡性預金	200,000	平成 27 年 3 月迄
合計		6,103,180	

② 木造介護施設等の建築費用の補助率について (意見)

当基金で実施する木造公共施設等整備事業では、木造公共施設等の整備、木質内装化を対象に建設費用等の 2 分の 1 以内を補助している。公共施設には老人ホーム、福祉ホームも含まれており、平成 25 年度には以下の介護施設等に対して補助金を支出している。

(単位：千円)

事業主体	事業内容	建築費用等	補助金
有限会社 H	高齢者介護施設	115,642	55,000
社会福祉法人 E	グループホーム	40,049	19,071
社会福祉法人 M	高齢者介護施設	23,740	9,842
社会福祉法人 A	障害者就労支援施設	97,056	32,132
社会福祉法人 T	グループホーム	59,955	19,740
社会福祉法人 T	障害者就労支援施設	59,073	18,679
社会福祉法人 A	グループホーム	43,554	15,876
NPO 法人 T	高齢者デイサービス・居場所施設	33,600	11,056

県内で生産される木材の需要拡大を図るといふ当補助金の目的に鑑みれば、補助金の支出水準としては、木質化することによるコストアップ分を補う程度、もしくは他の素材との比較で木材を選択する手助けになる程度であるのが望ましいと考える。

しかし、当事業では木造建築費用又は木質化費用の概ね 2 分の 1 を補助しており、事業主体の負担費用は一般的な建築費用水準を大幅に下回っている可能性があり、事業主体の利益となってしまうおそれがある。

国の要綱に従った補助金支給であり、県の裁量は限定的ではあるものの、問題の残る制度だと考える。

2.3. 栃木県森林整備地域活動支援基金

(1) 基金の概要

① 基金の概略

所管部課	環境森林部 林業振興課
根拠法令等	栃木県森林整備地域活動支援条例
造成年月日	平成14年4月1日
造成期間	平成14年4月～平成29年3月
基金造成額	203,679千円
基金財源	国費100%
造成目的	森林の有する多面的機能が十分に発揮されるよう、計画的かつ適切な森林整備の推進を図るための地域活動を確保するための支援措置である「森林整備地域活動支援事業」の財源に充てるため
基金種別	特定目的基金（資金積立）
積立財源	① 国費から交付金 ② 基金の運用から生ずる収益（利子）
事業概要	森林の有する多面的機能が十分発揮されるよう、計画的かつ適切な森林整備の促進を図るため、面的なまとまりをもって森林施業を行うための計画作成を促進する「森林経営計画作成促進」や、施業の前提となる施業実施箇所の境界の確認等行う「施業集約化の促進」並びに森林施業の集約化等に必要となる既存路網の改良活動を行う「森林経営計画作成・施業集約化に向けた条件整備」（平成24年度のみ）等の地域における活動に対し支援するための事業
予算計上会計	一般会計

② 基金の残高

(単位：千円)

種目	平成23年度	平成24年度	平成25年度
普通預金			
定期預金			
譲渡性預金	93,304	77,940	60,059
債券（国債）、（農林債） など			
貸付金			
その他			
合計	93,304	77,940	60,059

③ 基金の推移

(単位：千円)

		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
前年度末残高		129,732	93,304	77,940
積立額	新規・追加積立		16,000	
	うち県費			
	うち国庫支出金		16,000	
	うち市町村拠出金			
	うちその他			
	運用利息	168	55	39
その他				
積立額計		168	16,055	39
取崩額	事業費等	36,596	31,419	17,920
	その他			
	取崩額計	36,596	31,419	17,920
3 月末残高		93,304	77,940	60,059
出納整理 期間中	積立額			
	取崩額			
当年度末残高		93,304	77,940	60,059

(注) 取崩額については標準事業費の 2 分の 1 相当額を事業費に充てる。

④ 基金の活用状況

(i) 事業名及び事業内容

	事業名	事業内容
1	森林整備地域活動支援事業	① 森林経営計画作成促進に係る調査・合意形成 ② 施業集約化の促進に係る調査・合意形成 ③ 既設作業路網の改良等

(ii) 各事業の費用実績

(単位：千円)

	事業名	事業費		
		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
1	森林整備地域活動支援事業	36,596 (72,660)	31,419 (60,007)	17,920 (64,423)

(注) 括弧書きは総事業費

(2) 監査の結果

平成 24 年度に交付を受けた 16,000 千円の国庫支出金については、平成 24 年度から平成 28 年度までの 5 年間に実施する①森林経営計画作成促進、②施業集約化の促進、③既設作業路網の改良に要する業務計画量に基づき、基金残金に積み増ししている。

この基金から、市長又は村長との協定に基づき当該活動の取り組みを実施した者に対して、市町を経由して交付している。

ただし、平成 25 年度については、③既設作業路網の改良活動が基金事業のメニューから除外され、単年度の国庫補助事業により別途実施した。

2 4. 栃木県水源林整備基金

(1) 基金の概要

① 基金の概略

所管部課	環境森林部 森林整備課
根拠法令等	栃木県水源林整備基金条例
造成年月日	昭和 54 年 4 月 1 日
造成期間	昭和 54 年 4 月
基金造成額	130,000 千円
基金財源	栃木県：60,000 千円 栃木県企業庁：10,000 千円 東京電力（株）：50,000 千円 電源開発（株）：10,000 千円
造成目的	水資源かん養対策としての森林整備事業を推進するため
基金種別	特定目的基金（資金積立）
積立財源	基金の運用から生ずる収益
事業概要	広葉樹への転換や林床整理等の森林整備により、森林の持つ水 源かん養機能等の維持・回復を促進する
予算計上会計	一般会計

② 基金の残高

(単位：千円)

種目	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
普通預金			
定期預金			
譲渡性預金	98,569	94,881	89,384
債券（国債）、（農林債） など			
貸付金			
その他			
合計	98,596	94,881	89,384

③ 基金の推移

(単位：千円)

		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
前年度末残高		99,967	98,569	94,881
積立額	新規・追加積立			
	うち県費			
	うち国庫支出金			
	うち市町村拠出金			
	うちその他			
	運用利息			
その他				
積立額計				
取崩額	事業費等	1,398	3,688	5,497
	その他			
	取崩額計	1,398	3,688	5,497
3 月末残高		98,569	94,881	89,384
出納整理 期間中	積立額			
	取崩額			
当年度末残高		98,569	94,881	89,384

④ 基金の活用状況

(i) 事業名及び事業内容

	事業名	事業内容
1	水源林再生整備促進事業	野生獣による被害を受けた森林を広葉樹林へ再造成することにより、周辺の森林と合わせて多様な林齢・林相を持つ豊かな水源林の再生を図る
2	水源林環境整備モデル事業	ヤマビル生息数の減少を図るための林床整理をモデル的に実施し、水源地域の環境整備を促進する

(ii) 各事業の費用実績

(単位：千円)

	事業名	事業費		
		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
1	水源林再生整備促進事業	1,618 (8,949)	3,864 (5,546)	2,259 (19,686)
2	水源林環境整備モデル事業			3,319

(注) 出納整理期間を含む
括弧書きは総事業費

(2) 監査の結果

当該基金では、時代に適した事業を実施することを目的として、3年ごとに事業内容を見直す方針を採っており、平成25年度からは水源林環境整備モデル事業を実施している。柔軟かつ積極的な取組姿勢であり、今後もこのような取り組みを継続することが望まれる。

25. 栃木県地域福祉基金

(1) 基金の概要

① 基金の概略

所管部課	保健福祉部 保健福祉課
根拠法令等	栃木県地域福祉基金条例
造成年月日	平成3年3月19日
造成期間	平成3年～平成5年
基金造成額	3,604,000千円
基金財源	県費100%
造成目的	高齢者保健福祉の増進等の地域福祉の充実に資する事業の財源に充てるため設置
基金種別	特定目的基金（財産維持）
積立財源	① 寄附金 ② 基金の運用から生ずる収益
事業概要	国の高齢者保健福祉推進十か年戦略（ゴールドプラン）の一環として、地方交付税措置により、高齢者保健福祉の増進等の地域福祉の充実に資する事業の財源に充てるために設置している。 主に、社会福祉施設整備等に関する助成事業や福祉ボランティア活動の促進にかかる事業等を実施
予算計上会計	一般会計

② 基金の残高

(単位：千円)

種目	平成23年度	平成24年度	平成25年度
普通預金			
定期預金	1,006,800	1,000,000	155
譲渡性預金	2,617,401	2,657,067	3,662,331
債券（国債）、（農林債） など			
貸付金			
その他			
合計	3,624,201	3,657,067	3,662,486

③ 基金の推移

(単位：千円)

		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
前年度末残高		3,617,758	3,624,201	3,657,067
積立額	新規・追加積立			
	うち県費			
	うち国庫支出金			
	うち市町村拠出金			
	うちその他			
	運用利息			
その他(寄附金)		17,548	43,090	13,117
積立額計		17,548	43,090	13,117
取崩額	事業費等	11,105	10,224	7,698
	その他			
	取崩額計	11,105	10,224	7,698
3月末残高		3,624,201	3,657,067	3,662,486
出納整理 期間中	積立額		400	20,574
	取崩額		(注1) ▲1,200	2,618
当年度末残高		3,624,201	3,658,667	3,680,442

(注1) 出納整理期間における金額の訂正

④ 基金の活用状況

(i) 事業名及び事業内容

	事業名	事業内容
1	民生委員活動強化費	民生委員の研修、活動費用の助成及び委嘱・解嘱 (保健福祉課)
2	社会福祉振興費	県社会福祉協議会及び市町社会福祉協議会の育成強化、福祉ボランティア活動の推進等 (保健福祉課)
3	社会福祉振興費(投資単独)	社会福祉施設等の施設・設備整備の助成 (保健福祉課)
4	ひとにやさしいまちづくり推進事業費	「ひとにやさしいまちづくり条例」の普及啓発及び障害者等を対象とする公共的施設における駐車スペース確保のための利用証交付 (保健福祉課)
5	健康づくり環境整備費	「とちぎ健康21プラン(2期計画)」の普及を図り、県民の健康づくりを推進するとともに、家庭・学校・職場・地域等における健康づくりの意識の高揚及び環境整備等 (健康増進課)

6	児童福祉施設育成指導費	児童福祉施設の育成指導 (こども政策課)
---	-------------	-------------------------

(ii)各事業の費用実績

(単位：千円)

	事業名	事業費		
		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
1	民生委員活動強化費	44 (3,090)	(3,602)	(13,244)
2	社会福祉振興費	1,172 (2,047,680)	(1,633,653)	168 (1,559,301)
3	社会福祉振興費(投資単独)	3,450 (26,414)	3,766 (23,764)	5,471 (20,922)
4	ひとにやさしいまちづくり推進事業費	1,841 (5,573)	1,658 (1,658)	1,439 (1,439)
5	健康づくり環境整備費			138 (123,846)
6	児童福祉施設育成指導費	4,598 (1,017,744)	3,600 (1,066,473)	3,100 (1,092,502)

(注) 出納整理期間を含む
括弧書きは総事業費

(2) 監査の結果

基金は、寄附金及び基金の運用から生ずる収益を財源として高齢者保健福祉の増進等の地域福祉の充実に資することを目的としている。

事業取崩は、社会福祉施設整備に対する補助金、民生委員(平成26年3月現在約3,000名)の研修・活動費用、栃木県民福祉のつどい開催・福祉ボランティア活動の推進費用の補助といった社会福祉振興の費用、次世代の健康づくりの一環として小学校・中学校への専門家派遣の実施や、児童養護施設等の退所児童等への社会的自立支援の費用として利用されている。

① 基金の会計処理について

(i) 取崩額の処理について(指摘事項)

各会計年度で同じ内容の事業支出であっても、年度によって基金の取崩として処理されたり基金の取崩として処理されなかったりとまちまちな状態になっている。基金は高齢者保健福祉の増進等の地域福祉の充実に資する事業の財源

に充てるため設置されているが、その内容については幅広い。それゆえ、このような状況では基金会計の内容が曖昧になっていると言わざるを得ない。

基金対象事業を明確にして、その対象に合致するものについては基金の取崩として継続した会計処理をすべきである。

<同一内容支出の会計処理の年度推移>

(単位：千円)

	事業名	会計区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度
1	民生委員活動強化費	基金取崩	44		
		一般会計		1,012	1,079
		合 計	44	1,012	1,079
2	社会福祉振興費	基金取崩	1,172		168
		一般会計	10,738	5,611	6,339
		合 計	11,910	5,611	6,507
3	社会福祉振興費（投資単独）	基金取崩	3,450	3,766	5,471
		一般会計		1,481	
		合 計	3,450	5,247	5,471
4	ひとにやさしいまちづくり推進事業費	基金取崩	1,841	1,658	1,439
		一般会計			
		合 計	1,841	1,658	1,439
5	健康づくり環境整備費	基金取崩			138
		一般会計			
		合 計			138
6	児童福祉施設育成指導費	基金取崩	4,598	3,600	3,100
		一般会計			
		合 計	4,598	3,600	3,100

(ii)積立額の処理について（意見）

上記の基金会計の内容が曖昧となっているのは、基金の運用から生ずる収益は基金へ編入せずに各事業の財源に充て、寄附金は基金へ編入する処理を選択していることに起因していると考えられる。

当該処理だと同じ内容の事業支出であったとしても、充当する財源によって基金の処理が異なってしまうからである。

基金の運用から生ずる収益についても、基金の主たる財源と捉え、基金へ編入し毎期統一した会計処理を行うことが基金会計を明瞭化させる観点から望ましいと考えられる。

② 栃木県地域福祉基金の廃止の検討について（指摘事項）

長期的な計画がないのであるならば、基金の廃止等を含めて基金のあり方を検討すべきである。

26. とちぎ安心医療基金

(1) 基金の概要

① 基金の概略

所管部課	保健福祉部 医療政策課
根拠法令等	とちぎ安心医療基金条例
造成年月日	平成 23 年 4 月 1 日
造成期間	期限なし
基金造成額	449,000 千円
基金財源	県費 100%
造成目的	救急医療を提供する体制の充実を図り、県民が安心して暮らすことのできる地域社会を実現するため
基金種別	特定目的基金（資金積立）
積立財源	寄附金、基金の運用から生ずる収益 など
事業概要	救急医療の充実を図り、県民が安心して暮らすことのできる地域社会を実現するため、平成 23 年 4 月にとちぎ安心医療基金を設置し、個人や企業・団体からの寄附金を財源として事業を実施している
予算計上会計	一般会計

② 基金の残高

(単位：千円)

種目	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
普通預金	91,272	82,386	83,169
定期預金			5,000
譲渡性預金	322,663	303,065	239,198
債券（国債）、（農林債） など			
貸付金			
その他			
合計	413,935	385,451	327,367

③ 基金の推移

(単位：千円)

		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
前年度末残高			413,935	385,451
積立額	新規・追加積立	449,788	6,131	13,200
	うち県費	449,788	6,131	13,200
	うち国庫支出金			
	うち市町村拠出金			
	うちその他			
	運用利息	635	613	352
その他		1,202		
積立額計		450,423	7,946	13,552
取崩額	事業費等	36,488	36,430	71,636
	その他			
	取崩額計	36,488	36,430	71,636
3 月末残高		413,935	385,451	327,367
出納整理 期間中	積立額 (注 1)		1,100	
	取崩額			
当年度末残高		413,935	386,551	327,367

(注 1) 個人からの寄附金 200 千円 等

④ 基金の活用状況

(i) 事業名及び事業内容

	事業名	事業内容
1	寄附講座設置事業	救急医療等の地域医療に係る諸問題について、大学医学部と連携・研究を行うための寄附講座を設置
2	救急医療機関の設備整備	病院群輪番制病院や救命救急センターの設備整備に対する助成
3	ドクターヘリランデブーポイント整備助成	市町等が行うドクターヘリランデブーポイントの整備に対する助成
4	ドクターヘリ相互応援体制整備助成費	ドクターヘリにおける隣接県との相互応援体制の整備に対する助成
5	普及啓発事業	救急医療の適正利用やとちぎ安心医療基金について周知するためのリーフレットを作成

(ii)各事業の費用実績

(単位：千円)

	事業名	事業費		
		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
1	寄附講座設置事業			50,000
2	救急医療機関の設備整備	35,223	29,827	20,758
3	ドクターヘリランデブー ポイント整備助成	863	6,538	768
4	ドクターヘリ相互応援体 制整備助成費	330		
5	普及啓発事業	72	65	110

(注) 出納整理期間を含む

(2) 監査の結果

基金は、平成 23 年度に民間団体からの寄附金 449 百万円（地域医療の発展に役立てることを目的とした寄附金）がなされたことから、救急医療を提供する体制の充実を目的とした基金を造成している。その後は、基金の運用から生ずる収益及び寄附金（個人・企業からの寄附、ふるさと納税等）により財源が維持されている。

取崩額は、ハード面の整備として救急医療設備（MRI 装置、デジタル X 線テレビ装置、超音波診断装置等）の購入における補助金の交付、ドクターヘリランデブーポイントの整備（アスファルト舗装対応等）に対する補助金の交付や、隣県（茨城県、群馬県）との相互応援体制のインフラ構築に利用されている。また、ソフト面の整備として、県の顕在的な問題として抱えている医師不足に対応するため、他県大学の医学部への寄附講座を設置しており他県からの医師を県に誘致する施策がなされている。

<ドクターヘリランデブーポイント数の推移>

年 月	ランデブーポイント数	舗装率
平成 22 年 1 月	360 箇所	44.2%
平成 23 年 3 月	422 箇所	45.3%
平成 24 年 3 月	471 箇所	46.3%
平成 25 年 3 月	530 箇所	51.1%
平成 26 年 3 月	542 箇所	52.6%

＜栃木県の救急医療体制 平成 26 年 4 月現在＞

初期救急（軽症患者）	二次救急（重症患者）	三次救急（重篤患者）
<p>休日夜間急患センター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宇都宮市 ・鹿沼市 ・日光市 ・芳賀地区 ・栃木市 ・小山地区 ・那須地区 ・塩谷地区 ・佐野市 ・足利市 <p>在宅当番医</p> <ul style="list-style-type: none"> ・芳賀地区（4 町） ・小山地区 ・那須地区 ・塩谷地区 ・南那須地区 ・栃木地区（壬生町） 	<p>病院群輪番制病院</p> <p>①宇都宮</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NHQ 栃木医療センター ・済生会宇都宮病院 ・JCHO うつのみや病院 ・宇都宮記念病院 ・NHQ 宇都宮病院 <p>②鹿沼</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上都賀総合病院 ・御殿山病院 ・西方病院 <p>③日光</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今市病院 ・森病院 ・川上病院 ・獨協医科大学 日光医療センター ・日光市民病院 <p>④芳賀</p> <ul style="list-style-type: none"> ・芳賀赤十字病院 <p>⑤栃木</p> <ul style="list-style-type: none"> ・とちぎメディカル センター下都賀総合病院 ・獨協医科大学病院 ・とちぎメディカル センターとちの木病院 <p>⑥小山</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新小山市民病院 ・石橋総合病院 ・自治医科大学附属病院 ・小金井中央病院 ・光南病院 ・杉村病院 <p>⑦那須</p> <ul style="list-style-type: none"> ・那須赤十字病院 ・菅間記念病院 ・那須中央病院 ・国際医療福祉大学病院 <p>⑧塩谷</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際医療福祉大学塩谷病院 ・黒須病院 <p>⑨南那須</p> <ul style="list-style-type: none"> ・那須南病院 <p>⑩両毛</p> <ul style="list-style-type: none"> ・足利赤十字病院 ・佐野厚生総合病院 	<p>救命救急センター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・栃木県救命救急センター（済生会宇都宮病院） ・足利赤十字病院 救命救急センター ・那須赤十字病院 救命救急センター ・獨協医科大学病院 救命救急センター ・自治医科大学附属病院 救命救急センター

① 基金活用の中長期計画について（意見）

基金の活用によりハード面での救急医療を提供する体制の整備は一定の効果が出ているものと思われる。今後は、ソフト面への対応（救急医療体制に対する関連スタッフの充実等）が重要事項となっていくものと考えられる。それゆえ、高齢化社会への対応として救急医療を提供する体制の充実を図っていくためにも中長期的な視点での基金運用が重要である。

しかし、今後も現状水準の取り崩しが継続すれば、近い将来に基金の残高はゼロになる可能性が高い。現時点では具体的な中期計画を有していないため、基金活用を前提とした今後の救急医療体制整備について中期計画を策定・運用されることが望まれる。

27. 栃木県地域医療再生基金

(1) 基金の概要

① 基金の概略

所管部課	保健福祉部 医療政策課
根拠法令等	栃木県地域医療再生基金条例
造成年月日	平成21年10月16日
造成期間	期限なし
基金造成額	5,000,000千円
基金財源	国費100%
造成目的	国が県に交付する地域医療再生臨時特例交付金により、地域における医療に係る課題を解決するための地域医療再生計画に基づき、医療提供施設の機能の強化、医療従事者の確保等を図るため設置
基金種別	特定目的基金（資金積立）
積立財源	国からの交付金及び基金の運用から生ずる収益
事業概要	医師・看護師等確保対策事業、医療提供体制整備事業、医療連携推進事業 等
予算計上会計	一般会計

② 基金の残高

(単位：千円)

種目	平成23年度	平成24年度	平成25年度
普通預金	226,407	2,106,072	2,385,039
定期預金			
譲渡性預金	10,378,952	8,119,427	7,902,730
債券（国債）、（農林債） など			
貸付金			
その他			
合計	10,605,359	10,225,499	10,287,769

③ 基金の推移

(単位：千円)

		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
前年度末残高		5,256,510	10,605,359	10,225,499
積立額	新規・追加積立	5,617,893		1,350,000
	うち県費 うち国庫支出金 うち市町村拠出金 うちその他	5,617,893		1,350,000
	運用利息	10,970	9,564	6,582
	その他			
	積立額計	5,628,863	9,564	1,356,582
	取崩額			
事業費等	280,014	389,424	1,294,312	
その他				
取崩額計	280,014	389,424	1,294,312	
3 月末残高		10,605,359	10,225,499	10,287,769
出納整理 期間中	積立額			
	取崩額	176,924	1,131,812	1,934,664
当年度末残高		10,428,436	9,093,687	8,353,105

④ 基金の活用状況

(i) 事業名及び事業内容

	事業名	事業内容
平成 21 年度補正予算による地域医療再生基金		
1	二次医療圏における事業	(1) 県南医療圏 県南医療圏連携ネットワークシステム整備支援事業、休日夜間急患センター医療従事者研修支援事業、ドクターヘリ要員研修支援事業、県南地域医療再生コンソーシアム運営事業、医療機能分化促進事業 (2) 県西医療圏 県西医療圏連携ネットワークシステム整備支援事業、休日夜間急患センター医療従事者研修支援事業、県西地域医療再生コンソーシアム運営事業、二次医療機関診療機能強化支援事業、医療機能分化促進事業
2	都道府県単位の事業	(1) 県南医療圏 研修プログラム構築事業、医師派遣システム等構築事業、寄附講座設置事業、医師派遣大学協議会開催事業、女性医師支援センター設置運営事業、

		<p>勤務環境改善支援事業、メディカルクラーク教育プログラム開発支援事業、看護師短時間正職員制度導入促進事業、訪問看護推進事業、助産師確保連絡協議会設置事業、助産師養成施設修業派遣支援事業、地域医療団体活動支援事業、県民協働推進事業</p> <p>(2) 県西医療圏</p> <p>医学部入学定員増による医師確保養成事業、寄附講座設置事業、看護教員養成講習会開催事業、看護学生等支援事業(カウンセラー派遣)、助産師再就業促進事業、医療機関等対話促進事業</p>
平成 22 年度補正予算による地域医療再生基金		
1	医療従事者の確保・育成	<p>(1) 医師確保・育成対策</p> <p>地域医療支援システム調査研究事業、臨床実習シミュレーター等設備整備支援事業</p> <p>(2) 看護師等確保・育成対策</p> <p>看護師定着地域別就職ガイダンス事業、看バック！再就業応援プログラム事業</p> <p>(3) 医師・看護師等住宅整備支援事業</p>
2	医療提供体制の強化・充実	<p>(1) がん医療対策</p> <p>がん診療連携拠点病院設備整備事業、受動喫煙防止環境整備支援事業</p> <p>(2) 脳卒中・心疾患・救急医療・周産期医療等対策</p> <p>生活習慣病患者の医療連携推進事業、脳血管疾患等回復期・慢性期病床整備支援事業、周産期医療体制整備事業</p> <p>(3) 災害医療対策</p> <p>災害拠点病院医療体制支援事業</p> <p>(4) 精神科救急医療対策</p> <p>急性期患者受入体制整備事業、精神科医師派遣支援事業</p>
3	医療・福祉連携体制の構築・充実	<p>(1) 在宅医療対策</p> <p>在宅療養支援診療所設備整備支援事業、訪問看護ステーション設備整備支援事業、在宅歯科診療推進事業、在宅医療に係る医薬品供給・応需体制整備支援事業、在宅医療促進検討会議の設置支援事業</p> <p>(2) 医療連携体制への対応</p> <p>県東地域の医療体制・連携のあり方に係る調査研究支援事業、地域医療連携システム整備支援事業、診療所電子カルテシステム導入促進事業、地</p>

		域医療再生コンソーシアム設置支援事業、総合型保健・医療・介護等施設整備支援事業
平成 24 年度補正予算による地域医療再生基金		
1	医師等確保対策事業	看バック！再就業応援プログラム事業
2	在宅医療対策	退院（転院）支援システムの構築事業、医療／介護地域情報連携システム研究事業、入退院共通連携シート作成委員会開催事業、在宅医療に関する研修会開催事業、訪問看護ステーション管理者研修会開催事業、訪問看護ステーション設備整備支援事業、薬剤師の在宅医療への取組PR事業、在宅医療に係る医薬品供給・応需体制整備支援事業
3	災害時の医療提供体制確保事業	広域搬送拠点臨時医療施設（SCU）整備等事業、災害拠点病院施設・設備整備事業

(ii)各事業の費用実績

(単位：千円)

	事業名	事業費		
		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
平成 21 年度補正予算による地域医療再生基金				
1	二次医療圏における事業	12,355	37,345	796,324
2	都道府県単位の事業	289,206	338,081	339,498
平成 22 年度補正予算による地域医療再生基金				
1	医療従事者の確保・育成		124,573	127,483
2	医療提供体制の強化・充実	113,074	592,422	301,479
3	医療・福祉連携体制の構築・充実	1,446	251,891	394,727
平成 24 年度補正予算による地域医療再生基金				
1	医師等確保対策事業			28,485
2	在宅医療対策			25,691
3	災害時の医療提供体制確保事業			83,477

(注) 出納整理期間を含む

(2) 監査の結果

① 地域医療再生計画の効果・検証（P D C Aの実行）について（意見）

当該基金は国から約 120 億円の交付を受けて様々な施策がなされている。

地域医療再生計画の中間評価の結果（平成 25 年 4 月）での有識者による評価コメント（下記参照）にもあったが、当該基金の支出内容は医療関連設備整備に係る補助等といったハード面の整備への支出が多く、医療関連スタッフの充実等に対するソフト面への施策が少なかったように思われる。また、医療関連スタッフ不足も顕在的な問題となっている。

当該基金の支出及びそれに伴う効果（当初設定された目標値に対する達成度等）をしっかりと検証し、有識者による評価コメントも踏まえたうえで地域医療再生に向け、今後の政策に是非反映していただきたい。

<地域医療再生計画の中間評価の結果（平成 25 年 4 月）：有識者による評価>

（一部抜粋）

○医師等確保対策

- ・目玉事業が少ない。
- ・若干のバラ撒きの印象も受けるが、今後の成果を注視したい。
- ・概ね計画通り進んでいると思われませんが、当初設定されていた医師増員の目標値に対する達成度を示して下さい。看護師定着、再就職に関する事業は、先進的な取り組みも含まれていますので、是非詳しい報告をお願いします。

○医療連携対策

- ・ITネットワーク化の多額な費用が投下されている。費用対効果、今後の運用につきチェックが必要。
- ・システムの整備が主体で今後の成果が未だ不明である。今後活用範囲が広がることを希望する。

○救急医療対策

- ・箱物への投資が大きい。今後、中身の充実が期待されます。
- ・救急体制の整備は急を要する事業であり、早急なる整備をお願いします。

○周産期医療対策

- ・事業の執行に関しては概ね計画通り進んでいると思われます。分娩件数、受入、搬送件数、産科医数など具体的な数値をもって、本事業の成果を評価して下さい。

○小児医療対策

- ・重要な事業であり、今後の大きな課題、NICU、後方病床確保等、具体的な数値目標は？

○へき地医療対策

- ・上都賀総合病院のへき地医療拠点病院としての機能強化により、地域完結型医療提供体制づくりが期待できる。その際に、地域医療機関との役割分担、連携の推進や住民への医療機関へのかかりつけ方などに関する啓発活動などにも取り組んでいただきたい。
- ・へき地医療対策には、ハード面の整備に加え、医療スタッフの確保も重要です。その点の記載も必要と思います。

○在宅医療対策

- ・多職種連携、チーム医療推進の取り組みが必要。また在宅医の質の向上も求められる。

○災害医療対策

- ・計画を前倒しして実施されている点が良いかと思います。ハード面の整備のみですが、人材の育成等は十分なのか疑問が残ります。

○その他の対策

- ・県民協議による地域医療を守り育てていく活動の促進は、重要な取組と考えられる。この事業を有効なものとするためには、くり返しと継続性及び評価とフィードバックが求められる。
- ・三病院統合再編の取組は、大きな決断であり、評価に値する。多くの課題があると思われるが、一つひとつ解決し統合再編を完成していただきたい。そして、そのプロセスを全国的に示していただきたい。
- ・県民協働の事業は素晴らしいと思います。全国のモデルとして、それぞれの事業によりどのような成果がでているのか、具体的、客観的な評価をして下さい。

<基金の取崩状況>

(単位：千円)

事業名		平成23年度	平成24年度	平成25年度	
平成21年度補正予算による地域医療再生基金					
1	二次医療圏における事業	ハード面の整備	9,991	35,913	795,497
		その他	2,364	1,432	827
		合計	12,355	37,345	796,324
2	都道府県単位の事業	ハード面の整備			
		その他	289,206	338,081	339,498
		合計	289,206	338,081	339,498
小計		ハード面の整備	9,991	35,913	795,497
		その他	291,570	339,513	340,325
		合計	301,561	375,426	1,135,822
平成22年度補正予算による地域医療再生基金					
1	医療従事者の確保・育成	ハード面の整備		104,836	118,301
		その他		19,737	9,182
		合計		124,573	127,483
2	医療提供体制の強化・充実	ハード面の整備	113,074	583,610	293,447
		その他		8,812	8,032
		合計	113,074	592,422	301,479
3	医療・福祉連携体制の構築・充実	ハード面の整備		228,660	389,742
		その他	1,446	23,231	4,985
		合計	1,446	251,891	394,727
小計		ハード面の整備	113,074	917,106	801,490
		その他	1,446	51,780	22,199
		合計	114,520	968,886	823,689
平成24年度補正予算による地域医療再生基金					
1	医師等確保対策事業	ハード面の整備			
		その他			28,485
		合計			28,485
2	在宅医療対策	ハード面の整備			20,790
		その他			4,901
		合計			25,691
3	災害時の医療提供体制確保事業	ハード面の整備			83,477
		その他			
		合計			83,477
小計		ハード面の整備			104,267
		その他			33,386
		合計			137,653
合計		ハード面の整備	123,065	953,019	1,701,254
		その他	293,016	391,293	395,910
		合計	416,081	1,344,312	2,097,164

(注) 主な支出内容

○平成 21 年度補正予算による地域医療再生基金

1. 二次医療圏における事業

- ・地域医療連携システム整備支援事業（ID-Link・電子カルテの導入等）に係る補助金の交付
- ・上都賀総合病院の二次医療機関等の強化・充実を図るための建替整備に係る補助金の交付
- ・産科診療所機能強化（分娩台、分娩監視装置の購入等）に係る補助金の交付

2. 都道府県単位の事業

- ・自治医科大学及び獨協医科大学に対する寄附講座の設置
- ・獨協医科大学地域枠の学生に対する修学資金の貸与（将来、栃木県への医療貢献を条件に免除制度有）
- ・勤務環境改善（助産師・看護師・医師事務作業補助者の活用等）に係る補助金の交付
- ・分娩取扱医療機関等に勤務する看護職員の助産師資格取得促進に係る補助金の交付
- ・看護教員養成講習会の実施
- ・地域医療に係る普及啓発事業（テレビ番組・ラジオ番組・フォーラム等）の実施

○平成 22 年度補正予算による地域医療再生基金

1. 医療従事者の確保・育成

- ・医学・看護教育シミュレーター機器（超音波検査トレーニング、気管支・消化器内視鏡シミュレーター等）の導入に係る補助金の交付
- ・医師・看護職員住宅の整備に係る補助金の交付
- ・看バック！再就業応援プログラム事業の実施（*1）

2. 医療提供体制の強化・充実

（がん医療）

- ・県立がんセンターに高度専門・先進医療機器等（X線コンピューター断層撮影装置、超電導磁気共鳴診断装置等）の設置
- ・集学的治療実施体制整備（磁気共鳴診断装置、リニアック治療機器等）の導入に係る補助金の交付

(脳卒中・心疾患・救急医療・周産期医療等)

- ・脳卒中専門医療機関「血管造影装置」整備（血管造影 X 線診断装置）の導入に係る補助金の交付
- ・救急患者ハイケア対応病床整備（セントラルモニタ、ベッドサイドモニタ、集中型受信ユニット、送信ユニット等）の導入に係る補助金の交付
- ・脳血管疾患等医療体制整備（ハイブリッド手術室等）の導入に係る補助金の交付

(災害医療)

- ・災害医療センターとして必要な医療機器（人工呼吸器、超音波診断装置、血管浄化装置等）の導入に係る補助金の交付

3. 医療・福祉連携体制の構築・充実

- ・ITを活用した診療情報等の共有化など施設間のネットワークの構築・整備（地域医療連携システム、電子カルテシステム）の導入に係る補助金の交付
- ・訪問看護ステーション設備整備に係る補助金の交付（*1）
- ・薬局無菌製剤設備整備に係る補助金の交付（*1）

（*1）平成 25 年度実施分は平成 24 年度補正予算による地域医療再生基金より充当している。

○平成 24 年度補正予算による地域医療再生基金

1. 医師等確保対策事業

- ・看バック！再就業応援プログラム事業の実施（*2）

2. 在宅医療対策

- ・訪問看護ステーション設備整備に係る補助金の交付（*2）
- ・薬局無菌製剤設備整備に係る補助金の交付（*2）

3. 災害時の医療提供体制確保事業

- ・広域搬送拠点臨時医療施設（SCU）の整備（資機材の購入）の実施
- ・災害拠点病院の指定要件を満たすために必要な診療設備等の備品等購入に係る補助金の交付

（*2）平成 24 年度実施分は平成 22 年度補正予算による地域医療再生基金より充当している。

28. 栃木県医療施設耐震化臨時特例基金

(1) 基金の概要

① 基金の概略

所管部課	保健福祉部 医療政策課
根拠法令等	栃木県医療施設耐震化臨時特例基金条例
造成年月日	平成21年10月16日
造成期間	平成21年10月～平成33年3月
基金造成額	2,552,195千円
基金財源	国費100%
造成目的	国が県に交付する医療施設耐震化臨時特例交付金により、災害拠点病院等の耐震性の向上を促進し、地震災害時において適切な医療を提供する体制の確保を図るために設置（災害拠点病院及び二次救急医療機関の耐震化整備事業）
基金種別	特定目的基金（資金積立）
積立財源	① 医療施設耐震化臨時特例交付金 ② 基金の運用から生ずる収益
事業概要	未耐震の災害拠点病院等が行う耐震化のための新築、増改築及び耐震補強工事に対し助成する。
予算計上会計	一般会計

② 基金の残高

(単位：千円)

種目	平成23年度	平成24年度	平成25年度
普通預金		24	13
定期預金			
譲渡性預金	3,222,756	2,151,485	1,841,411
債券（国債）、（農林債） など			
貸付金			
その他			
合計	3,222,756	2,151,509	1,841,424

③ 基金の推移

(単位：千円)

		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
前年度末残高		3,404,094	3,222,756	2,151,509
積立額	新規・追加積立	1,152,600		712,387
	うち県費			
	うち国庫支出金	1,152,600		712,387
	うち市町村拠出金			
	うちその他			
	運用利息	12,817	2,502	1,542
その他				
積立額計		1,165,417	2,502	713,929
取崩額	事業費等	1,346,755	1,073,749	1,024,014
	その他			
	取崩額計	1,346,755	1,073,749	1,024,014
3 月末残高		3,222,756	2,151,509	1,841,424
出納整理 期間中	積立額			
	取崩額			
当年度末残高		3,222,756	2,151,509	1,841,424

④ 基金の活用状況

(i) 事業名及び事業内容

	事業名	事業内容
1	医療施設耐震化臨時特例基金事業	未耐震の災害拠点病院等が行う耐震化のための新築、増改築及び耐震補強工事に対し助成する

(ii) 各事業の費用実績

(単位：千円)

	事業名	事業費		
		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
1	医療施設耐震化臨時特例基金事業	1,346,755	1,073,749	1,024,014

(注) 出納整理期間を含む

<事業費等の概要>

区分	平成 21 年・22 年 積立金	平成 23 年 積立金	平成 25 年 積立金
対象施設 (注 1)	<ul style="list-style-type: none"> 未耐震の災害拠点病院、救命救急センター (9 病院) 未耐震の二次救急医療機関 (57 病院) 	<ul style="list-style-type: none"> 未耐震の災害拠点病院、救命救急センター (9 病院) 	<ul style="list-style-type: none"> 未耐震の二次救急医療機関 (57 病院)
対象経費	耐震化を目的とした、新築、増改築、耐震補強工事に要する経費		
交付金額	2,552,195 千円 (全国 1,222 億) 847,578 千円 (全国 360 億)	1,152,600 千円 (全国 166.8 億)	712,387 千円 (全国 406 億)
補助基準額 (注 2)	<ul style="list-style-type: none"> 災害拠点病院・救命救急センター 8,635 m² (基準面積) ×276 千円 (基準単価) 二次救急医療機関 8,635 m² (基準面積) ×165 千円 (基準単価) 	<ul style="list-style-type: none"> 災害拠点病院・救命救急センター 8,635 m² (基準面積) ×276 千円 (基準単価) 	<ul style="list-style-type: none"> 二次救急医療機関 8,635 m² (基準面積) ×165 千円 (基準単価)
補助率	国庫 (基金) 2 分の 1 事業者 2 分の 1	国庫 (基金) 2 分の 1 事業者 2 分の 1	国庫 (基金) 2 分の 1 事業者 2 分の 1
事業期間 (注 3)	平成 21 年度積立分 平成 22 年度まで 平成 22 年度積立分 平成 23 年度まで	平成 24 年度まで	平成 25 年度まで
対象条件	新築建替えを行う場合には、整備を行う病棟の病床数の 10%以上を削減		

(注 1) 耐震化整備指定医療機関として指定した施設は除く

(注 2) 建築面積が基準面積を下回るときは、当該建築面積を基準面積とする
 建築単価が基準単価を下回るときは、当該建築単価を基準単価とする

(注 3) 事業期間までに着手したものについては、進捗状況により延長可能

(2) 監査の結果

前頁で記載した、事業費等の概要に基づき耐震工事を実施した病院に対して補助金を交付している。平成 23 年度から平成 25 年度までに、大田原赤十字病院（新築工事）、上都賀総合病院（新築工事）、西方病院（改築工事）、獨協医科大学病院（耐震補強工事）、栃木医療センター（新築工事）に対して補助金を交付している。

なお、耐震工事が複数年に渡る場合には、各年度末での進捗状況に応じて算定した交付額により交付を行っている。

① 未耐震への対応について（意見）

平成 26 年 3 月 28 日の厚生労働省より Press Release された「病院の耐震改修状況調査」の結果によると以下の通りである。

	都道府県	回答病院数	全ての建物に耐震性のある病院数	耐震化率		都道府県	回答病院数	全ての建物に耐震性のある病院数	耐震化率
1	北海道	575	370	64.3%	25	滋賀県	58	48	82.8%
2	青森県	101	64	63.4%	26	京都府	173	90	52.0%
3	岩手県	91	56	61.5%	27	大阪府	515	287	55.7%
4	宮城県	142	122	85.9%	28	兵庫県	352	222	63.1%
5	秋田県	73	52	71.2%	29	奈良県	71	49	69.0%
6	山形県	68	48	70.6%	30	和歌山県	86	53	61.6%
7	福島県	133	73	54.9%	31	鳥取県	45	32	71.1%
8	茨城県	183	122	66.7%	32	島根県	53	40	75.5%
9	栃木県	109	67	61.5%	33	岡山県	170	93	54.7%
10	群馬県	132	95	72.0%	34	広島県	248	149	60.1%
11	埼玉県	344	229	66.6%	35	山口県	148	88	59.5%
12	千葉県	279	172	61.6%	36	徳島県	114	67	58.8%
13	東京都	649	434	66.9%	37	香川県	91	49	53.8%
14	神奈川県	335	225	67.2%	38	愛媛県	143	90	62.9%
15	新潟県	131	84	64.1%	39	高知県	133	73	54.9%
16	富山県	109	81	74.3%	40	福岡県	463	278	60.0%
17	石川県	99	66	66.7%	41	佐賀県	108	71	65.7%
18	福井県	70	51	72.9%	42	長崎県	159	96	60.4%
19	山梨県	60	49	81.7%	43	熊本県	214	123	57.5%
20	長野県	131	79	60.3%	44	大分県	158	116	73.4%
21	岐阜県	103	67	65.0%	45	宮崎県	141	101	71.6%
22	静岡県	183	149	81.4%	46	鹿児島県	259	170	65.6%
23	愛知県	325	210	64.6%	47	沖縄県	94	62	66.0%
24	三重県	103	64	62.1%		合計	8,524	5,476	64.2%

本県の耐震化率は、全国平均よりも低い水準にあり、耐震化が進んでいる宮城県と比べると 25%程度の開きがあるのが現状である。

耐震化が進んでいない理由として、耐震化に対して予算の問題上対応が厳しい状況であったり、耐震化の必要性を強く感じていなかったりすることが考えられる。

今回の医療施設耐震化臨時特例基金事業では、耐震化への対策に積極的な病院が国の補助金制度を利用して一部自己負担のもと工事を実施している。しかしながら、災害拠点病院、救命救急センター、二次救急医療機関に位置づけられている病院で、耐震化に対応できていない病院（不明な病院を含む）が相当数あるのが現状である。

今後、県民に対する安心した医療関係のインフラが提供できるよう、特に災害拠点病院、救命救急センター、二次救急医療機関といった病院については、県から積極的に耐震化を促進して行っていただきたい。

29. 栃木県介護保険財政安定化基金

(1) 基金の概要

① 基金の概略

所管部課	保健福祉部 高齢対策課
根拠法令等	栃木県介護保険財政安定化基金条例
造成年月日	平成12年4月1日
造成期間	期限なし
基金造成額	933,817千円
基金財源	市町からの拠出金、県の繰入金、国の負担金(3分の1ずつ)
造成目的	市町村の保険財政の安定化を図り、その一般会計からの繰入を回避できるよう、通常の実行を行ってもなお生じる保険料未納や、給付費の見込み誤り等に起因する財政不足について、資金の貸付・交付を行うために設置
基金種別	「特定目的基金(資金積立)」
積立財源	① 市町からの拠出金、県の繰入金、国の負担金 ② 基金の運用から生ずる収益
事業概要	市町村の介護保険財政の安定化に資するため、介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第百四十七条第一項の規定に基づき設置 市町村が通常の実行を行ってもなお生じる保険料未納や給付費の見込み誤り等による財政不足について、交付・貸付を行う
予算計上会計	一般会計

② 基金の残高

(単位：千円)

種目	平成23年度	平成24年度	平成25年度
普通預金			
定期預金			
譲渡性預金	3,520,225	1,133,722	1,134,405
債券(国債)、(農林債)など			
貸付金			
その他			
合計	3,520,225	1,133,722	1,134,405

③ 基金の推移

(単位：千円)

		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
前年度末残高		3,513,069	3,520,225	1,133,722
積立額	新規・追加積立			
	うち県費			
	うち国庫支出金			
	うち市町村拠出金			
	うちその他			
	運用利息	7,156	1,123	683
その他				
積立額計		7,156	1,123	683
取崩額	事業費等		2,387,626	
	その他			
	取崩額計		2,387,626	
3 月末残高		3,520,225	1,133,722	1,134,405
出納整理 期間中	積立額			
	取崩額			
当年度末残高		3,520,225	1,133,722	1,134,405

④ 基金の活用状況

(i) 事業名及び事業内容

	事業名	事業内容
1	交付	計画期間の最終年度（3年目）に、保険料の収納不足又は給付費増による財政不足額のいずれか少ない額の2分の1を市町に交付する 平成24年度の特例により取り崩した額の3分の1を市町に交付した
2	貸付	保険料の収納不足及び給付費増による財政不足額に対して貸付する
3	納付	平成 24 年度の特例により取り崩した額の 3 分の 1 を国に納付した
4	その他 (介護給付費充当)	平成 24 年度の特例により取り崩した額の 3 分の 1 を介護給付費負担金として充当した

(ii)各事業の費用実績

(単位：千円)

	事業名	事業費		
		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
1	交付		795,876	
2	貸付		0	
3	納付		795,876	
4	その他（介護給付費充当）		795,876	

(注) 出納整理期間を含む

(2) 監査の結果

介護保険料は、各市町で人口構成・推移及び過去の給付実績等に基づいて3年単位で設定をしているが、予想を上回る給付費の伸びや通常の実績を行っても生じる保険財政赤字に対し、基金から交付及び貸付を実施している。

交付は、計画期間（3年）の最終年度に、保険料の収納不足額又は給付費増による収入不足額のいずれか少ない額の2分の1を交付するものとし、貸付は保険料の収納不足及び給付費増による収入不足に対し、毎年度、不足額の1.1倍を限度に無利子で貸し付けるものとして、栃木県介護保険財政安定化基金条例に定められている。

基金造成後の実績は以下のとおりである。なお、貸付については現在全て返済がなされている。

第1期（平成12年度～平成14年度）

交付：西那須野町

貸付：塩谷町、芳賀町、西那須野町

第2期（平成15年度～平成17年度）

交付：真岡市

貸付：佐野市、真岡市

第3期以降（平成18年度～）

交付・貸付実績なし

また、国からの要望もあり平成24年度において財政安定化基金の特例を使用して、財政安定化基金の一部の取崩を行い（取崩額については国から参考資料として示された財政安定化基金の取り崩しワークシートの考え方に基いている）、積立財源の3分の1を国に返還、3分の1を各市町に交付することで介護

保険料の上昇緩和に充て、残りの 3 分の 1 を県の財源とし介護給付費負担金として充当している。

<第 5 期（平成 24 年度～平成 26 年度）市町別介護保険料 平均月額>

市 町	平均月額（円）	市 町	平均月額（円）
宇都宮市	4,058	下野市	4,500
足利市	4,608	上三川町	4,533
栃木市	4,400	益子町	4,467
佐野市	5,000	茂木町	4,233
鹿沼市	4,200	市貝町	4,275
日光市	4,100	芳賀町	4,558
小山市	4,600	壬生町	4,600
真岡市	4,558	野木町	4,590
大田原市	4,990	岩舟町	4,660
矢板市	4,500	塩谷町	4,600
那須塩原市	4,500	高根沢町	4,533
さくら市	4,075	那須町	4,050
那須烏山市	4,917	那珂川町	4,050

栃木県平均 4,409 円
 全国平均 4,972 円

① 関連証憑の保管について（意見）

関連証憑の保管については、「栃木県文書等管理規則」及び「栃木県文書取扱規程」により定められており、文書の保管期間は内容の種類に応じて年数を定めている。

当該基金の関連証憑の保管期間は一律 5 年と設定されており、基金造成時の各市町からの拠出金額の資料等は既に破棄されている状態であった。

保管期間は一律 5 年と設定するのではなく、その内容に応じて基金終了時まで保存が必要な関連証憑と每期継続的に発生する関連証憑とに分類し保管することが望ましい。

30. 栃木県介護職員処遇改善等臨時特例基金

(1) 基金の概要

① 基金の概略

所管部課	保健福祉部 高齢対策課
根拠法令等	栃木県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例
造成年月日	平成21年10月16日
造成期間	期限なし
基金造成額	6,903,702千円
基金財源	国費100%
造成目的	国が県に交付する介護職員処遇改善等臨時特例交付金により、介護職員の処遇の改善及び介護保険施設等の円滑な開設を支援するために設置
基金種別	特定目的基金（資金積立）
積立財源	① 国からの介護職員処遇改善等臨時特例交付金 ② 基金の運用から生ずる収益 等
事業概要	国が県に交付する介護職員処遇改善等臨時特例交付金により、介護職員の処遇の改善及び介護保険施設等の円滑な開設を支援するために設置
予算計上会計	一般会計

② 基金の残高

(単位：千円)

種目	平成23年度	平成24年度	平成25年度
普通預金	1,951,944	1,073,209	754,041
定期預金			
譲渡性預金			
債券（国債）、（農林債） など			
貸付金			
その他			
合計	1,951,944	1,073,209	754,041

③ 基金の推移

(単位：千円)

		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
前年度末残高		4,394,198	1,951,944	1,073,209
積立額	新規・追加積立			
	うち県費			
	うち国庫支出金			
	うち市町村拠出金			
	うちその他			
	運用利息	4,488	210	166
その他(返還金)		34,941	24	20,709
積立額計		39,429	234	20,875
取崩額	事業費等	2,481,683 (処遇 1,963,322) (開設 518,361)	878,969 (処遇 344,352) (開設 534,617)	340,043 (処遇 4,443) (開設 335,600)
	その他			
	取崩額計	2,481,683	878,969	340,043
3月末残高		1,951,944	1,073,209	754,041
出納整理 期間中	積立額(返還金)	24	20,593	
	取崩額	544,511	340,043	443,318
当年度末残高		1,407,457	753,759	310,723

④ 基金の活用状況

(i) 事業名及び事業内容

	事業名	事業内容
1	介護職員処遇改善事業	介護職員の処遇改善やスキルアップの取組を行う事業者へ資金の交付を行うことにより、更なる介護職員の処遇改善を支援するものである
2	開設準備経費助成特別対策事業	特別養護老人ホーム等の介護施設を設置する社会福祉法人等に対し、開設の準備に要する経費を助成し、円滑な開設を支援するものである

(ii)各事業の費用実績

(単位：千円)

	事業名	事業費		
		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
1	介護職員処遇改善事業	1,972,534	338,901	
2	開設準備経費助成特別 対策事業	534,617	335,599	443,318

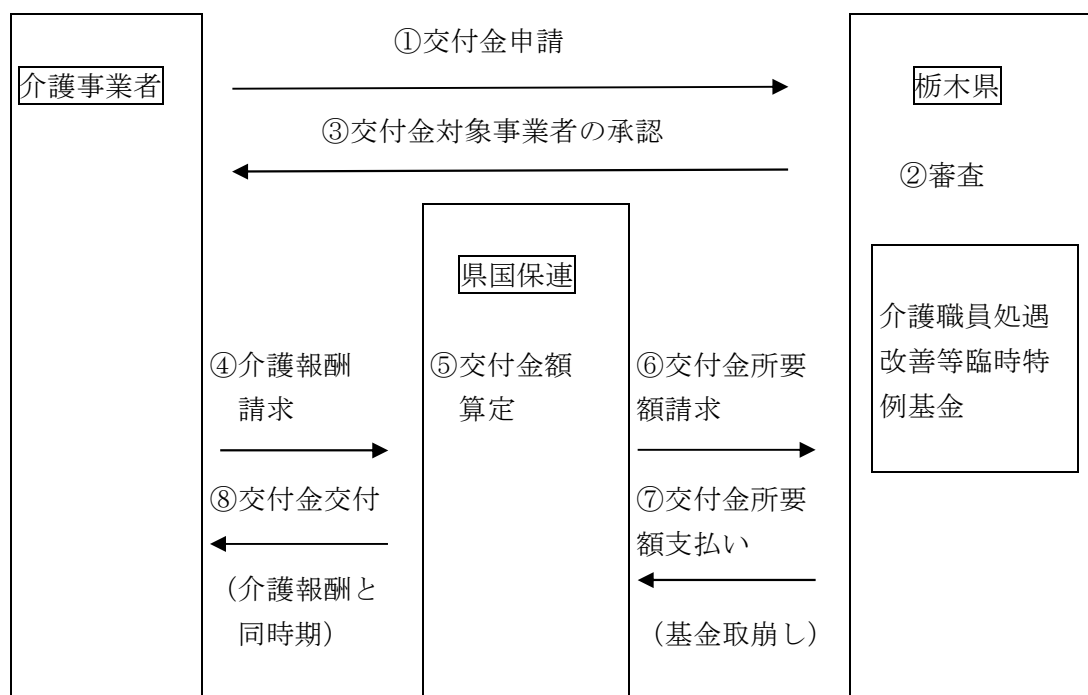
(注) 出納整理期間を含む

(2) 監査の結果

① 介護職員処遇改善事業について

介護職員処遇改善交付金の交付額は、介護事業者における月々の介護報酬の額に、介護職員処遇改善交付金事業実施要領の別表に定める交付率を乗じて算出される。介護報酬の額が確定していることから交付金の額についても確定額となり、交付金は精算払いによる交付となる。

交付方法は、以下の通りである。



*④～⑧の過程については、県から栃木県国民健康保険団体連合会に業務委託して、毎月実施する。

各事業年度における年間の交付金受給総額が賃金改善所要額を上回り、余剰金が生じた場合には、余剰金相当額を県に返還させるものとしており、毎年5月末に各事業体が県に介護職員処遇改善実績報告書を提出している。

県は、介護職員処遇改善実績報告書の内容を確認した上で、余剰金が生じた事業体に対してその年の12月に介護職員処遇改善交付金の実績報告等に伴う余剰金の返還を請求している。

(i) 交付金返還が困難な事業体に対する対応について（指摘事項）

平成25年度末における介護職員処遇改善交付金の実績報告等に伴う余剰金の返還額のうち未回収の金額は7,372千円（2事業体5施設）ある。当該金額の回収可能性は現在極めて困難な状況にある。

当事業体に対する交付は、平成22年度より実施しており当年度の介護職員処遇改善実績報告書に基づき平成23年12月に返還請求をしているが返還がなされていない。事前に給与未払等の内部告発もあったことから、平成24年1月に県が当事業体に対する調査を実施しており、返還額の回収が困難な財務状況にあることを把握している。そのような状況下ではあったが、実際に介護事業者として事業がなされていたことを理由に平成24年1月以降も交付金の交付を行っている。

平成24年1月以降の当事業者への交付金の交付額は2施設合計で1,065千円ある。結果から言えば、平成24年1月に実施した調査時点で支払を一時的に停止する等の処置を取るべきであった。

今後、当該基金の事例を踏まえ同様の制度が導入される際には、債権の回収に疑義が生じる等の兆候が生じているならば、支払を一時的に停止する等の制度対応を検討していくべきである。

(ii) 交付要領の改定について（指摘事項）

平成22年度に「介護職員処遇改善等臨時特例基金管理運営要領」（厚生労働省）では交付率の一部変更がなされているが、「栃木県介護職員処遇改善交付金交付要領」への改正がなされていない。

国が示した「介護職員処遇改善等臨時特例基金管理運営要領」を栃木県用に様式等を改正し、これにより事業者への周知等を行っており実務上弊害はないとのことではあるが、交付要領の改正対応はすべきである。

② 開設準備経費助成特別対策事業

(i) 市町に対する牽制機能の構築について（意見）

開設準備経費助成特別対策事業は、介護施設等の開設準備経費に対する助成であり、県事業の対象施設が広域型特別養護老人ホーム等で市町事業の対象事業が小規模（地域密着型）特別養護老人ホーム等と定められている。

平成 23 年度から平成 25 年度の多くは市町事業の支出であった（下記参照）。各市町からの報告書に基づき補助金が支給されているが、報告書の確認のみで県での具体的なチェックは実施されていない。

各市町に対する報告書の具体的なチェックまでを網羅的に実施することは、制度上市町事業として一任していることや限られた労働資源の配分から実務上あまり効果的ではないと考えられるが、仮に市町が誤った支出をしていたとしても報告書の形式ができていれば補助金は交付されてしまう恐れがある。

例えば随時的な監査を実施するなど、県から市町に対する牽制機能の構築を是非検討していただきたい。

（単位：千円）

区 分	事 業 費			
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	計
県事業	60,000	12,000	212,119	284,119
市町事業	474,078	321,600	228,600	1,024,278
合 計	534,078	333,600	440,719	1,308,397

3 1. 栃木県介護基盤緊急整備等臨時特例基金

(1) 基金の概要

① 基金の概略

所管部課	保健福祉部 高齢対策課
根拠法令等	栃木県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例
造成年月日	平成 21 年 10 月 16 日
造成期間	期限なし
基金造成額	5,902,572 千円
基金財源	国費 100%
造成目的	国が県に交付する介護基盤緊急整備等臨時特例交付金及び介護支援体制緊急整備等臨時特例交付金により、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）に規定する地域密着型介護老人福祉施設等の介護に係る基盤の整備を促進するとともに、地域において高齢者等を共に支え合うための体制づくりを支援するために設置
基金種別	特定目的基金（資金積立）
積立財源	① 国からの介護基盤緊急整備等臨時特例交付金 ② 国からの介護支援体制緊急整備等臨時特例交付金 ③ 基金の運用から生ずる収益 等
事業概要	国が県に交付する介護基盤緊急整備等臨時特例交付金及び介護支援体制緊急整備等臨時特例交付金により、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）に規定する地域密着型介護老人福祉施設等の介護に係る基盤の整備を促進するとともに、地域において高齢者等を共に支え合うための体制づくりを支援するために設置
予算計上会計	一般会計

② 基金の残高

(単位：千円)

種目	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
普通預金	4,258,376	2,062,956	2,203,666
定期預金			
譲渡性預金	1,500,000	1,500,000	
債券（国債）、（農林債） など			
貸付金			
その他			
合計	5,758,376	3,562,956	2,203,666

③ 基金の推移

(単位：千円)

		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
前年度末残高		7,744,779	5,758,376	3,562,956
積立額	新規・追加積立	201,041	1,518,637	
	うち県費 うち国庫支出金 うち市町村拠出金 うちその他	201,041	1,518,637	
	運用利息	9,730	2,136	1,224
	その他			
	積立額計	210,771	1,520,773	1,224
	取崩額			
事業費等	2,197,174	3,716,193	1,360,514	
その他				
取崩額計	2,197,174	3,716,193	1,360,514	
3 月末残高		5,758,376	3,562,956	2,203,666
出納整理 期間中	積立額			
	取崩額（事業 費の取崩）	2,118,193	896,514	355,222
当年度末残高		3,640,183	2,666,442	1,848,444

④ 基金の活用状況

(i) 事業名及び事業内容

	事業名	事業内容
1	介護基盤の緊急整備特別 対策事業	地域密着型介護サービス施設等の整備に対す る助成である
2	既存施設のスプリンクラー 等整備特別対策事業	既存施設のスプリンクラー等設備の整備に対 する助成である
3	認知症高齢者グループホーム 等防災改修等特別対 策事業	既存の特別養護老人ホーム等の個室ユニット 化改修等に対する助成である
4	地域支え合い体制づくり 事業	市町村、住民、NPO、社会福祉法人、事業者 等の協働による、地域の実情に応じた地域の支 え合い体制づくりに対する助成である

(ii)各事業の費用実績

(単位：千円)

	事業名	事業費		
		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
1	介護基盤の緊急整備特別対策事業	2,020,344	2,283,500	761,500
2	既存施設のスプリンクラー等整備特別対策事業	344,960	149,413	39,407
3	認知症高齢者グループホーム等防災改修等特別対策事業	13,231	20,000	
4	地域支え合い体制づくり事業	119,511	41,601	18,315

<配分基礎単価の概要>

1. 介護基盤の緊急整備特別対策事業

特別養護老人ホーム等の介護サービス基盤の整備

【配分基礎単価】

小規模多機能型居宅介護事業所	30,000 千円／施設数
特別養護老人ホーム	4,000 千円／整備床数
ケアハウス	4,000 千円／整備床数
認知症高齢者グループホーム	30,000 千円／施設数
認知症対応型デイサービスセンター	10,000 千円／施設数
夜間対応型訪問介護ステーション	5,000 千円／施設数
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	5,000 千円／施設数
複合型サービス事業所	20,000 千円／施設数
介護老人保健施設	50,000 千円／施設数
介護予防拠点	7,500 千円／施設数
地域包括支援センター	1,000 千円／施設数

2. 既存施設のスプリンクラー等整備特別対策事業

既存施設のスプリンクラー等設備の整備

【配分基礎単価】

1,000 m ² 以上の平屋建て	17 千円／1 m ² あたり
1,000 m ² 未満	9 千円／1 m ² あたり

3. 認知症高齢者グループホーム等防災改修等特別対策事業

既存の特別養護老人ホーム等の個室・ユニット化改修事業等

【配分基礎単価】

・認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業

小規模特別養護老人ホーム等 13,000千円の範囲内／施設数

認知症高齢者グループホーム等 6,500千円の範囲内／施設数

・既存の特別養護老人ホーム等のユニット化支援事業

「個室→ユニット化」改修 1,000千円／整備床数

「多床室→ユニット化」改修 2,000千円／整備床数

(2) 監査の結果

「栃木県介護基盤緊急整備等臨時特例交付金交付要領」で定められた配分基礎単価（前頁参照）に基づき、実施した事業体に対して補助金を交付している。

配分基礎単価は、「介護基盤緊急整備等臨時特例基金管理運営要領」（厚生労働省）に基づいてその金額を決定している。

介護基盤緊急整備等事業の執行状況は下記のとおりである。なお、交付決定がなされた年度で集計されているが、実際の交付は整備が完了した時点（年度）で実施されている。

■介護基盤緊急整備特別対策事業（地域密着型介護施設等の整備助成）（単位：千円）

計画	年度	小規模特養			小規模老健			認知症高齢者GH			小規模多機能			その他			計		財源内訳	
		箇所	床数	交付金額	箇所	床数	交付金額	箇所	床数	交付金額	箇所	交付金額	箇所	交付金額	箇所	交付金額	箇所	交付金額	介護基盤	福祉空間
四期	H21							6	72	157,500	6	157,500	2	17,500	14	332,500	332,500			
	H22	9	252	1,008,000				21	297	630,000	14	413,803	6	52,500	50	2,104,303	2,104,303			
	H23	24	642	2,568,000	2	48	100,000	14	171	420,000	14	420,000	6	52,491	60	3,560,491	3,560,491			
	計	33	894	3,576,000	2	48	100,000	41	540	1,207,500	34	991,303	14	122,491	124	5,997,294	5,997,294			
五期	H24	4	116	464,000				5	63	150,000	3	90,000	1	7,500	13	711,500	711,500			
	H25	7	174	696,000				12	171	360,000	5	150,000	2	27,500	26	1,233,500	1,233,500			
	H26	12	309	1,236,000				5	72	150,000	5	150,000	1	10,000	23	1,546,000	604,000	942,000		
	計	23	599	2,396,000				22	306	660,000	13	390,000	4	45,000	62	3,491,000	2,549,000	942,000		
合計	56	1,493	5,972,000	2	48	100,000	63	846	1,867,500	47	1,381,303	18	167,491	186	9,488,294	8,546,294	942,000			

■既存施設の sprinkler 等整備特別対策事業（単位：千円）

年度	特養・老健・軽費		ショートステイ		有料老人ホーム		認知症高齢者GH		小規模多機能		計		財源内訳	
	箇所	交付金額	箇所	交付金額	箇所	交付金額	箇所	交付金額	箇所	交付金額	箇所	交付金額	介護基盤	福祉空間
H21									3	6,885	3	6,885	6,885	
H22	2	65,187	13	89,843	5	28,507			12	33,977	32	217,514	217,514	
H23	4	140,228	7	42,662	8	50,563	24	65,094	19	46,413	62	344,960	344,960	
H24	5	149,413									5	149,413	149,413	
H25	1	27,455					4	9,180	1	2,772	6	39,407	39,407	
H26					8	42,075			7	22,698	15	64,773	14,850	49,923
計	12	382,283	20	132,505	21	121,145	28	74,274	42	112,745	123	822,952	773,029	49,923

■認知症高齢者グループホーム等防災改修等特別対策事業（単位：千円）

年度	ユニット改修		防災改修		計		財源内訳	
	箇所	交付金額	箇所	交付金額	箇所	交付金額	介護基盤	福祉空間
H23	1	20,000	4	13,231			5	33,231
H24								
H25								
H26	2	60,000					2	60,000
計	3	80,000	4	13,231			7	93,231

地域支え合い体制づくり事業は、推進会議やセミナーの実施、新聞・テレビ等でのPR活動、ふれあいルーム等の新規立ち上げに係る助成といった県の独自事業と「地域支え合い体制づくり市町村事業費補助金交付要領」に基づく市町への補助金から構成されている。

① 市町に対する牽制機能の構築について（意見）

当該基金は、市町事業として実施している割合が大きい事業である（下記参照）。各市町からの事業報告書を受けて補助金の交付がなされているが、報告書の確認のみで県での具体的なチェックは実施されていない。

各市町に対する報告書の具体的なチェックまでを網羅的に実施することは、制度上市町事業として一任していることや限られた労働資源の配分から実務上あまり効果的ではないと考えられるが、仮に市町が誤った支出をしていたとしても報告書の形式ができていれば補助金は交付されてしまう恐れがある。

例えば随時的な監査を実施するなど、県から市町に対する牽制機能の構築を是非検討していただきたい。

（単位：千円）

	事業名	平成23年度	平成24年度	平成25年度
1	介護基盤の緊急整備特別対策事業			
	県事業			
	市町村事業	2,020,344	2,283,500	761,500
	合計	2,020,344	2,283,500	761,500
2	既存施設のスプリンクラー等整備特別対策事業			
	県事業	233,453	149,413	27,455
	市町村事業	111,507		11,952
	合計	344,960	149,413	39,407
3	認知症高齢者グループホーム等防災改修等特別対策事業			
	県事業		20,000	
	市町村事業	13,231		
	合計	13,231	20,000	
4	地域支え合い体制づくり事業			
	県事業	78,185	7,498	936
	市町村事業	41,326	34,103	17,379
	合計	119,511	41,601	18,315

3 2. 栃木県地域自殺対策緊急強化基金

(1) 基金の概要

① 基金の概略

所管部課	保健福祉部 障害福祉課
根拠法令等	栃木県地域自殺対策緊急強化基金条例
造成年月日	平成 21 年 11 月 25 日
造成期間	平成 21 年 11 月～平成 27 年 3 月
基金造成額	395,004 千円
基金財源	国費 100%
造成目的	国が県に交付する地域自殺対策緊急強化交付金により、地域における自殺対策を緊急に強化するため設置
基金種別	特定目的基金（資金積立）
積立財源	① 国が県に交付する地域自殺対策緊急強化交付金 ② 基金の運用から生ずる収益
事業概要	県内の自殺者数は平成 10 年に急増後高い水準（年間 500 人超）で推移し、平成 25 年には 16 年振りに 500 人を下回ったが依然として厳しい状況が続いていることから、追い込まれた人に対するセーフティネットとして地域における各種自殺対策を強化するため、以下の事業を実施している ①対面型相談支援事業、②電話相談支援事業、③人材養成事業、④普及啓発事業、⑤強化モデル事業、⑥市町村支援事業
予算計上会計	一般会計

② 基金の残高

(単位：千円)

種目	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
普通預金		27,569	6,030
定期預金			
譲渡性預金	205,829	89,111	126,001
債券（国債）、（農林債） など			
貸付金			
その他			
合計	205,829	116,681	132,031

③ 基金の推移

(単位：千円)

		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
前年度末残高		200,460	205,829	116,681
積立額	新規・追加積立	63,598	44,924	66,375
	うち県費 うち国庫支出金 うち市町村拠出金 うちその他	63,598	44,924	66,375
	運用利息	93	55	34
	その他			
	積立額計	63,691	44,979	66,409
	取崩額	58,322	124,172	39,321
	事業費等	58,322	124,172	39,321
	その他(注1)		9,955	11,737
	取崩額計	58,322	134,127	51,059
3月末残高		205,829	116,681	132,031
出納整理 期間中	積立額			
	取崩額(注2)	59,273	33,303	44,593
当年度末残高		146,556	83,377	87,438

(注1) 平成24年度国庫返納金(厚生労働省分) 9,955千円

平成25年度国庫返納金(光交付金分) 11,737千円

(注2) 国庫返納金(経済対策分) 6,030千円を含む

④ 基金の活用状況

(i) 事業名及び事業内容

	事業名	事業内容
1	対面型相談支援事業	弁護士等の専門家による法律相談と心の健康相談を併せて行う包括相談、自殺対策推進員の配置及び働く人のメンタルヘルス相談
2	電話相談支援事業	関係機関が行う電話相談事業の充実
3	人材養成事業	自殺を考えている人等に対し、適切な対応・支援を行う人材(ゲートキーパー)の養成
4	普及啓発事業	県民一人ひとりが自殺予防のために行動(「気づき」「つなぎ」「見守り」)できるようにするための広報啓発を実施
5	強化モデル事業	自死遺族のための分かち合いの会運営支援、地域ネットワークの強化等を実施
6	市町村支援事業	市町村が実施する上記1~5の事業に要する費用の助成

(ii)各事業の費用実績

(単位：千円)

	事業名	事業費		
		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
1	対面型相談支援事業	2,653	3,421	3,323
2	電話相談支援事業	4,156	4,502	5,498
3	人材養成事業	1,485	2,125	2,861
4	普及啓発事業	8,806	6,647	7,177
5	強化モデル事業	10,081	64,521	4,541
6	市町村支援事業	40,039	17,008	21,173

(注) 出納整理期間を含む

(2) 監査の結果

自殺対策はマニュアルではなく各地域のそれぞれの諸事情に合わせた対応が必要であるという考え方のもと、地域特有の諸事情に対応するため各市町に補助金を交付し各市町が主体となって実施し、全般的な対応を県の独自事業として実施している。

県の独自事業として、(社福) 栃木いのちの電話(宇都宮センター、足利センターの2箇所)の相談員養成に係る経費の助成や、県精神保健福祉センターの「こころのダイヤル」の一部フリーダイヤル化、自死遺族の集いを行う民間団体への一部助成や自殺予防の普及活動としてのテレビ・ラジオCM、シンポジウムの開催等が実施されている。

また、自殺ハイリスク地に対する警備強化や、転落防止柵の設置工事を実施している(強化モデル事業)。転落防止柵設置後は、当該場所での自殺者人数が減少していることから一定の効果が出ているものと思われる。

市町が実施している事業は、市町からの要求額を把握したうえで、県が各市町に対して予算を設定し交付を行っている。

①市町に対する牽制機能の構築について(意見)

市町が実施している事業については、年度末に各市町から事業報告書が提出されているが、報告書の確認のみで県での具体的なチェックは実施されていない。

各市町に対する報告書の具体的なチェックまでを網羅的に実施することは、制度上市町事業として一任していることや限られた労働資源の配分から実務上あまり効果的ではないと考えられるが、仮に市町が誤った支出をしていたとしても報告書の形式ができていれば補助金は交付されてしまう恐れがある。

例えば随時的な監査を実施するなど、県から市町に対する牽制機能の構築を是非検討していただきたい。

3.3. 栃木県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金

(1) 基金の概要

① 基金の概略

所管部課	保健福祉部障害福祉課
根拠法令等	栃木県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例
造成年月日	平成 21 年 11 月 20 日
造成期間	期限なし
基金造成額	3,993,550 千円
基金財源	国費 66%、県費 34%
造成目的	社会福祉施設等の耐震性の向上及びスプリンクラー設備の設置を促進し、災害時における入所者等の安全の確保を図るため設置
基金種別	特定目的基金（資金積立）
積立財源	① 国が県に交付する社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金及び県費負担額の一般会計からの繰入金 ② 基金の運用から生ずる収益
事業概要	火災発生や地震発生時に自力で避難することが困難な方が多く入所する社会福祉施設等の安全・安心を確保するため、県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金を活用し、耐震化及びスプリンクラー等の整備を促進する
予算計上会計	一般会計

② 基金の残高

(単位：千円)

種目	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
普通預金			10,575
定期預金			
譲渡性預金	3,171,981	2,162,982	1,913,108
債券（国債）、（農林債） など			
貸付金			
その他			
合計	3,171,981	2,162,982	1,923,683

③ 基金の推移

(単位：千円)

		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
前年度末残高		4, 220, 774	3, 171, 981	2, 162, 982
積立額	新規・追加積立			
	うち県費			
	うち国庫支出金			
	うち市町村拠出金			
	うちその他			
	運用利息	8, 262	3, 351	1, 301
その他 (注 1)		56, 030		
積立額計		64, 293	3, 351	1, 301
取崩額	事業費等	1, 113, 086	1, 012, 350	240, 600
	その他			
	取崩額計	1, 113, 086	1, 012, 350	240, 600
3 月末残高		3, 171, 981	2, 162, 982	1, 923, 683
出納整理 期間中	積立額			
	取崩額			10, 483
当年度末残高		3, 171, 981	2, 162, 982	1, 913, 200

(注 1) 補助事業者からの返還金 56, 030 千円

④ 基金の活用状況

(i) 事業名及び事業内容

	事業名	事業内容
1	耐震化整備事業	地震発生時に倒壊等の危険性のある社会福祉施設等について、入所者の安全を確保するため、建物の耐震化を図るための改築、大規模修繕等の整備を図る事業者に対して助成する
2	スプリンクラー等整備事業	火災発生時に自力で避難することが困難な障害者等が多く入所する社会福祉施設等について、入所者の安全を確保するためスプリンクラーの整備を図る事業者に対して助成する

(ii)各事業の費用実績

(単位：千円)

	事業名	事業費		
		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
1	耐震化整備事業	1,081,998 (1,097,045)	1,012,350	240,600
2	スプリンクラー等整備 事業	31,088 (33,713)		10,483

(注) 出納整理期間を含む
括弧書きは総事業費

<事業費等の概要>

区分	耐震化整備事業	スプリンクラー整備事業
補助事業者	・社会福祉法人等又は市町等	・社会福祉法人等又は市町等
対象施設	<p>救護施設、更生施設、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童相談所一時保護施設、婦人保護施設、婦人相談所一時保護施設、障害者支援施設、障害児入所施設</p>	<p>1. 延べ面積 1,000 m²未満の施設及び1,000 m²以上の平屋建の施設</p> <p>救護施設 障害者支援施設 短期入所事業所 障害児入所施設 乳児院</p> <p>2. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に定める「障害程度区分」4以上の者又はこれと同様の者が利用する施設</p> <p>共同生活介護事業所 共同生活援助事業所 福祉ホーム</p>
基準額	<p>1. 改築、増改築、老朽民間社会福祉施設設備</p> <p>(1) 本社工事費 定員1人当たり基準単価×定員</p> <p>(2) 解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費</p> <p>定員1人当たり基準単価×定員</p> <p>2. 大規模修繕 本体工事費</p> <p>次のいずれか低い方</p> <p>(1) 公的機関（県又は市町等の建築課等）の見積り</p> <p>(2) 工事請負業者の見積り</p>	<p>1 m²当たりの基準単価×県が認めた面積</p> <p>(基準単価)</p> <p>(1) 延べ面積 1,000 m²未満の施設 18,000 円</p> <p>(2) 延べ面積 1,000 m²以上の平屋建の施設 34,000 円</p>
対象経費	<p>施設の整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費</p> <p>解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費</p>	<p>スプリンクラー設備等に必要な工事費又は工事請負費</p>
補助率	<p>1. 民間施設 3/4</p> <p>2. 公立の児童関係施設 1/2</p>	<p>1. 民間施設 3/4</p> <p>2. 公立の児童関係施設 1/2</p>

(2) 監査の結果

前頁で記載した、事業費等の概要に基づき耐震化整備及びスプリンクラー整備を実施した社会福祉法人等又は市町等に対して補助金を交付している。平成21年度～平成25年度で耐震化事業14施設、スプリンクラー整備事業27施設に対して補助金の交付を行っている。

なお、耐震工事が複数年に渡る場合には、各年度末での進捗状況に応じて算定した交付額により交付を行っている。

①耐震状況の把握・対応について（意見）

社会福祉施設等の耐震化等の整備は、昭和56年以前の建物は大きな地震に耐えられない可能性が高いと言われており、従来、老朽施設等の耐震化整備の優先採択を行うなど、その整備の促進を図ってきたが、入所者の防災対策を一層進める目的で実施されている。

火災発生や地震発生時に自力で避難することが困難な方が多く入所される施設では、多くの命を預かることから、社会福祉施設等に対する耐震化を引き続き促進していただきたい。

3 4. 栃木県安心こども基金

(1) 基金の概要

① 基金の概略

所管部課	保健福祉部 こども政策課
根拠法令等	栃木県安心こども基金条例
造成年月日	平成 21 年 3 月 3 日
造成期間	平成 21 年 3 月～平成 27 年 3 月
基金造成額	1,620,305 千円
基金財源	国費 100%
造成目的	国が県に交付する子育て支援対策臨時特例交付金により、保育所の計画的な整備、母子家庭の母等の安定的な就業等を促進し、安心して子育てができる環境の整備を図る
基金種別	特定目的基金（資金積立）
積立財源	① 国からの交付金 ② 基金の運用から生ずる利子収入
事業概要	国からの子育て支援対策臨時特例交付金により、保育所の計画的な整備、母子家庭の母等の安定的な就業等を促進するために設置している 主な事業は、保育所等の施設整備に係る補助事業である
予算計上会計	一般会計

② 基金の残高

(単位：千円)

種目	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
普通預金	1,680,875	2,999,058	4,240,125
定期預金			
譲渡性預金	2,814,103	4,517,871	
債券（国債）、（農林債） など			
貸付金			
その他			
合計	4,494,979	7,516,930	4,240,125

③基金の推移

(単位：千円)

		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
前年度末残高		4,222,693	4,494,979	7,516,930
積立額	新規・追加積立	1,962,784	4,343,854	282,000
	うち県費	1,962,784	4,343,854	282,000
	うち国庫支出金			
	うち市町村拠出金			
	うちその他			
	運用利息	3,022	2,090	2,693
その他	98			
積立額計		1,965,904	4,345,944	284,693
取崩額	事業費等	1,693,617	1,323,994	3,561,498
	その他			
	取崩額計	1,693,617	1,323,994	3,561,498
3月末残高		4,494,979	7,516,930	4,240,125
出納整理 期間中	積立額			
	取崩額(注)	818,874	1,131,345	477,724
当年度末残高		3,676,104	6,385,585	3,762,401

(注) 事業費の取崩

④ 基金の活用状況

(i) 事業名及び事業内容

	事業名	事業内容	負担割合			実施 主体	実施 箇所
			県 基金	県 一般財源	市町		
1	保育所緊急整備事業	保育所(公立を除く)の施設整備費の補助を実施する。また、待機児童が多く、財政力が乏しい市町村における保育所の新設等について、追加的財政措置を行う。	2/3 1/2	— —	1/12 1/4	7市町	16 箇所
2	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業に対して補助を実施する。	1/2	—	1/2	24市町	15,414 件
3	養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保するための事業に対して補助を実施する。	1/2	—	1/2	19市町	6,308 件

4	ファミリー・サポート・センター事業	地域における育児の相互援助活動を推進するとともに、病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かりなど多様なニーズへの対応を図るための事業に対して補助を実施する。	1/2	—	1/2	15 市町	16 箇所
5	子育て短期支援事業	短期入所生活援助（ショートステイ）事業、夜間養護等（トワイライトステイ）事業として、市町村が行う事業に対して補助を実施する。	1/2	—	1/2	6 市町	10 箇所
6	地域子育て支援拠点事業	地域子育て支援拠点事業の実施に必要な費用の補助を実施する。	1/2	—	1/2	25 市町	92 箇所
7	一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間、保育所その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業の補助を実施する。	1/2	—	1/2	17 市町	103 箇所
8	へき地保育事業	山間地及び離島等の地域で通常の保育所を設けることが困難な地域において、保育を要する児童を保育するために設置するへき地保育所の運営費に対する補助を実施する。	1/2	—	1/2	1 市町	1 箇所
9	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	子どもを守る地域ネットワークの調整機関職員や関係機関等の専門性強化、同ネットワーク構成員の連携強化等を図るための事業に対する補助を実施する。	1/2	—	1/2	5 市町	66 人
10	保育士研修等事業	保育の質の向上のため、保育所等の保育士等を対象に実施する研修費用、保育士の人材確保への取組等に対する補助を実施する。	1/2	—	1/2	6 市町	2,277 人
11	保育士等処遇改善臨時特例事業	保育士の処遇改善に取り組む保育所へ資金の交付を行うための事業の補助を実施する。	定額	—	—	26 市町	193 箇所
12	認定こども園事業費	認定こども園の幼稚園で実施する長時間預かり保育に要する費用の補助を実施する。	1/2	1/4	1/4	1 市町	2 箇所
13	幼稚園耐震化促進事業	認定こども園を構成又は移行を予定する幼稚園の耐震化事業に対する補助を実施する。	1/2	—	—	県	3 箇所
14	地域子育て特別支援事業	東日本大震災により親を亡くした子どもやその家族等を支援するために行う相談・援助 東日本大震災に係る対応として、児童福祉施設等が提供する給食の更なる安全・安心の確保のための取組	定額	—	—	県 3 市町	12 回 290 回

15	職業紹介等を行う企業等を活用したひとり親家庭に対する就業支援事業	職業紹介等を行っている企業等に委託して、ひとり親に対する相談支援、就業活動支援を行うとともに、ひとり親が働きやすい職場の開拓等を支援する。	1/2 1/2	1/2 —	— 1/2	県 宇都宮市	202 人
16	就業・社会活動困難者への戸別訪問事業	引きこもりがちであるなど、就業活動に至らない母子家庭の母に対して、戸別訪問による相談支援を実施するとともに、母子自立支援プログラム策定等事業などの就業支援策の活用へ結びつける。	1/2	1/2	—	県	55 時間
17	ひとり親家庭等の在宅就業支援事業	ひとり親家庭等の在宅就業を積極的に支援する。	定額	—	—	県	111 人
18	児童虐待防止対策緊急強化事業	児童相談所・市町村の体制強化のための環境改善、児童虐待防止緊急対応強化の取組	定額	—	—	県 12市町	—
19	不妊に悩む方への特定治療支援事業	不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、高額な医療費がかかる、配偶者間の不妊治療に要する費用の一部の助成を行う。	1/2 1/2	1/2 —	— 1/2	県 宇都宮市	1,966 件

(ii)各事業の費用実績

(単位：千円)

	事業名	事業費		
		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
1	保育所緊急整備事業	716, 102	1, 271, 782	1, 561, 088
2	乳児家庭全戸訪問事業			31, 639
3	養育支援訪問事業			19, 676
4	ファミリー・サポートセンター事業			27, 327
5	子育て短期支援事業			1, 105
6	地域子育て支援拠点事業			271, 102
7	一時預かり事業			67, 172
8	へき地保育事業			2, 000
9	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業			510

10	保育士研修等事業	2,316	2,205	2,342
11	保育士等処遇改善臨時特例事業			401,702
12	認定こども園事業費			6,307
13	幼稚園耐震化促進事業			374,425
14	地域子育て特別支援事業		70,911	2,304
15	職業紹介等を行う企業等を活用したひとり親家庭に対する就業支援事業	6,804	7,211	7,192
16	就業・社会活動困難者への戸別訪問事業	237	168	99
17	ひとり親家庭等の在宅就業支援事業	189,524	92,686	76,881
18	児童虐待防止対策緊急強化事業	109,020	80,436	32,664
19	不妊に悩む方への特定治療支援事業			31,905

(注) 2～9は、子育て支援交付金事業から平成25年度に安心こども基金事業に移行した事業である。なお、2～9及び11～12は、平成26年度は保育緊急確保事業へ移行した。

(2) 監査の結果

①安心こども基金活用の有用性（意見）

国の国庫補助金事業では、国の定めた期日までに交付申請や実績報告を行わなければならない。

この点、安心こども基金では、県が主体的に日程を組むことができ、年度途中の突発的な資金需要に応じることができる。特に、安心こども基金の目的とする安心して子育てができる環境の整備事業に最適である。今後もより安心こども基金の有効利用に努めていただきたい。

②<1. 保育所緊急整備事業> 建築確認申請料に係る工事契約金報告書の不在について（指摘事項）

申請保育園の書類を抽出して閲覧したが、建築確認申請料に係る工事契約金報告書（別表2）が収受されていないものがあつた。確認申請手数料の額は、補

助対象経費総額には影響はなく、また安心こども基金は、国の定めた基準で交付するために基金の使用などに影響はない。

しかし、工事契約金報告書（別表 2）の総額が、総事業費と一致していることを書類收受時に確認すべきである。

③ <4. ファミリー・サポートセンター事業> 事業の有用性について（意見）

ファミリー・サポートセンター事業は、乳幼児や児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、乳幼児や児童の預かり援助を受けることを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整等の仲立ちを行う事業である。県は、ファミリー・サポートセンター事業に安心こども基金から、平成 25 年度に 27,327 千円を支出している。

核家族化が進み、両親が共働きでも子供を安心して預けられる環境整備が必要である。本事業は、このニーズに応える有用な事業である。今後も、より一層の事業の充実に期待する。

④ <12. 認定こども園事業> 利用実績の過少について（意見）

平成 25 年 4 月現在、県内には認定こども園が 20 施設あり、このうち基金が利用可能な私立の認定こども園は 17 施設ある。平成 25 年度中に基金を利用した認定こども園は佐野市内の 2 施設に留まっている。

基金事業の実施には、市町が補助金の 4 分の 1 を負担しなければならないので、市町に基金利用の積極性や意図がないと利用促進につながらない。県は、市町に働きかけて利用実績を増やすべく説明等を行っているものの、利用実績が低く基金の有効利用がされていない。県は、より市町に働きかけて利用実績の向上を図るべきである。

⑤ <13. 幼稚園耐震化促進事業> 幼稚園の耐震化率の低さと基金の有効活用について（意見）

県内の幼稚園は、この基金を利用して園舎の耐震化を図ることができる。

本県の幼稚園舎の耐震化率は、平成 26 年 4 月 1 日現在で 71.1%であり全国平均値の 81.0%に比べ低く、全都道府県の順位でも 39 位と下位に位置している。他の都道府県と比較しても、耐震化の最も進んだ島根県の 100.0%に比べ遅れている。

この基金を利用した耐震化は、幼稚園自身の事業に対して補助するものであり、その実施は各幼稚園の判断によるものである。本基金を利用した耐震化事業は、平成 27 年度まで延長されたことから、県は耐震化されていない各幼稚園の耐震化を促進すべきである。

⑥ <14. 地域子育て特別支援事業> 基金拠出による調理済給食の放射線測定回数の制限について（指摘事項）

一年間に調理済給食の放射線測定を受けることができる保育所数は、1市町内の保育所数に無関係で1市町当たり104回の限度がある。この結果、保育所数の多い宇都宮市は、1ヶ所当たり約2回の測定しか受けていないが、保育所の少ない日光市は、1ヶ所当たり約6回の測定を受けている。

測定回数を1市町当たり104回の限度を設けたことで、回数の不平等が生じている。制限回数を1保育所当たり改めるべきである。

⑦ <14. 地域子育て特別支援事業> 市町による事業申請有無及び対象となる保育所について（指摘事項）

事業申請を行うと各市町の事務負担が増加するため、各市町に積極的な事業実施の意思がないと、この基金利用による調理済給食の放射線測定を受けることができない。平成25年度は、宇都宮市、真岡市及び日光市のみが事業申請をしており、他の市町は申請がなく事業を実施しておらず、積極的な事業実施意思を欠いている。

また、この事業申請も、日光市と真岡市は公立保育所のみを対象とし、宇都宮市は公立保育所以外に私立保育所も対象としている。このため、申請を行った日光市内及び真岡市内でも、公立保育所か私立保育所かで事業実施の有無に不平等が生じている。

原発事故が発生して3年以上経過し、食品の放射能汚染のおそれが低下したとは言え、せつかくこのような基金事業がありながら、事業実施をしないのは、基金の有効利用の観点から合理性を欠く。

県は、私立か公立かに関わらず県内全ての保育所が事業実施の対象となるように、各市町に十分に制度趣旨を説明すべきである。

⑧ <16. 就業・社会活動困難者への戸別訪問事業> 約9割の事業費返還及び支援対象者数（実績）の減少について

基金活用による活動実績等は、以下の表のとおりである。

事業年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
支援対象実人数（支援を受けた人数）	114名	72名	21名
訪問員の活動延べ時間数	152時間	88.5時間	55時間
個別訪問による相談支援費（1）	237,789円	168,820円	99,312円
就職活動支度の費用支援費（2）	0円	0円	0円
委託に要した実支出額（3） =（1）+（2）	237,789円	168,820円	99,312円
委託料の概算払い額（契約金額）（4）	3,225,840円	3,226,921円	3,226,921円
委託料の返金額（4） -（3）	2,988,051円	3,058,101円	3,127,609円

基金活用による活動実績が低く、上半期に収受した資金を返還する手続が過去3年間続けられている。設計書及び契約書では、訪問員の活動延べ時間数が年間1,560時間（＝月130時間×12月）で計算されているが、平成25年度活動実績は年間55時間（約3.5%）に過ぎない。支援対象実人数も年々減少し平成25年度では、21名に過ぎない。また、就職活動支度費として50,000円×13人＝650,000円を契約に織り込んでいるが、過去3年間の支給対象者は無く全額返還している。

事業者は、事実に基づいて正確な計算と返金を行っていることは、評価できる。しかし、過去3年間、毎年委託金額の約9割以上を返還しており、基金が有効に活用されていない。

これらの事実に基づき、以下の指摘を行う。

(i) 約9割以上の事業費返還について（指摘事項）

委託契約金額が、前年実績や年度予想を考慮していない。また、就職活動支度費の事業申請を行っているが、過去3年間利用実績がない。この結果、委託金額の約9割以上を返還している。委託金額は、前年実績や年度予想を考慮して契約すべきである。事業申請を行った就職活動支度費を利用し、基金を有効活用すべきである。

(ii) 支援対象者数（実績）の減少について（指摘事項）

訪問した支援対象者数が、過去3年間の実績では年々減少している。一方で、実質的に事業支援を必要とする母親は多数存在する。最初の訪問時に支援対象となる母親に拒否された場合、訪問員は、出入り禁止を受けそれ以降の訪問が困難になる等難しい面はある。県は、事業者に訪問実績を伸ばすよう指導すべきである。

⑨ <17. ひとり親家庭等の在宅就業支援事業> 県の作成する設計書について（指摘事項）

事業者の作成する見積もりに伴う支出内訳書の平成23年度総経費額は69,736,447円である。県が作成する平成24年度の委託設計書の総経費は69,736,143円で、差額は304円でほぼ同額である。

両者を比較すると、平成23年度の支出内訳書上、人件費に組み入れられた「研修講師」については、事業者の人件費ではなく外部講師の費用であることから、平成24年度の委託設計書上、事業費に組み入れる変更をしている。また、「ショップ・コミュニティ担当者」の経費についても事業者の人件費ではないことから、事業費に組入れる変更は行っている。

しかし、事業の対象となる受講者数は、毎年変化しているものの前年度実績や事業年度の受講者数予測を基に委託設計書を作成していない。

県は、費目の組替変更を行うだけでなく、受講者数の前年度実績や年度予測を基に委託設計を行い、さらに少しでも委託費用を削減し基金を有効活用すべきである。

3 5. 栃木県国民健康保険広域化等支援基金

(1) 基金の概要

① 基金の概略

所管部課	保健福祉部 国保医療課
根拠法令等	国民健康保険法、栃木県国民健康保険広域化等支援基金条例
造成年月日	平成 14 年 10 月 11 日
造成期間	期限なし
基金造成額	213,084 千円
基金財源	国費 50%、県費 50%
造成目的	国民健康保険事業の運営の広域化及び国民健康保険の財政の安定化に資するため設置
基金種別	特定目的基金
積立財源	基金の運用から生ずる収益
事業概要	国民健康保険事業の運営の広域化及び国民健康保険の財政の安定化に資するために設置 国民健康保険事業の運営の広域化等を行う市町村及び国民健康保険事業の財源不足が見込まれる市町村に対する貸付事業 国民健康保険事業の運営の広域化等を行う市町村及び広域化等支援方針の作成等に係る経費に対する交付等事業
予算計上会計	一般会計

② 基金の残高

(単位：千円)

種目	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
普通預金		525	342
定期預金			
譲渡性預金	663,619	663,723	663,781
債券（国債）、（農林債） など			
貸付金			
その他			
合計	663,619	664,248	664,123

③ 基金の推移

(単位：千円)

		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
前年度末残高		612,692	663,619	664,248
積立額	新規・追加積立			
	うち県費			
	うち国庫支出金			
	うち市町村拠出金			
	うちその他			
	運用利息	927	628	400
	その他	50,000		
積立額計		50,927	628	400
取崩額	事業費等			525
	その他			
	取崩額計			525
3 月末残高		663,619	664,248	664,123
出納整理 期間中	積立額			
	取崩額			
当年度末残高		663,619	664,248	664,123

④ 基金の活用状況

(i) 事業名及び事業内容

	事業名	事業内容
1	財政強化支援事業	平成 19 年度に日光市への貸付事業を実施（貸付金額 150,000 千円、平成 21 年度～平成 23 年度で償還）
2	広域化支援事業	平成 25 年度に「栃木放送」及び「エフエム栃木」でラジオスポットCM放送を実施

(ii) 各事業の費用実績

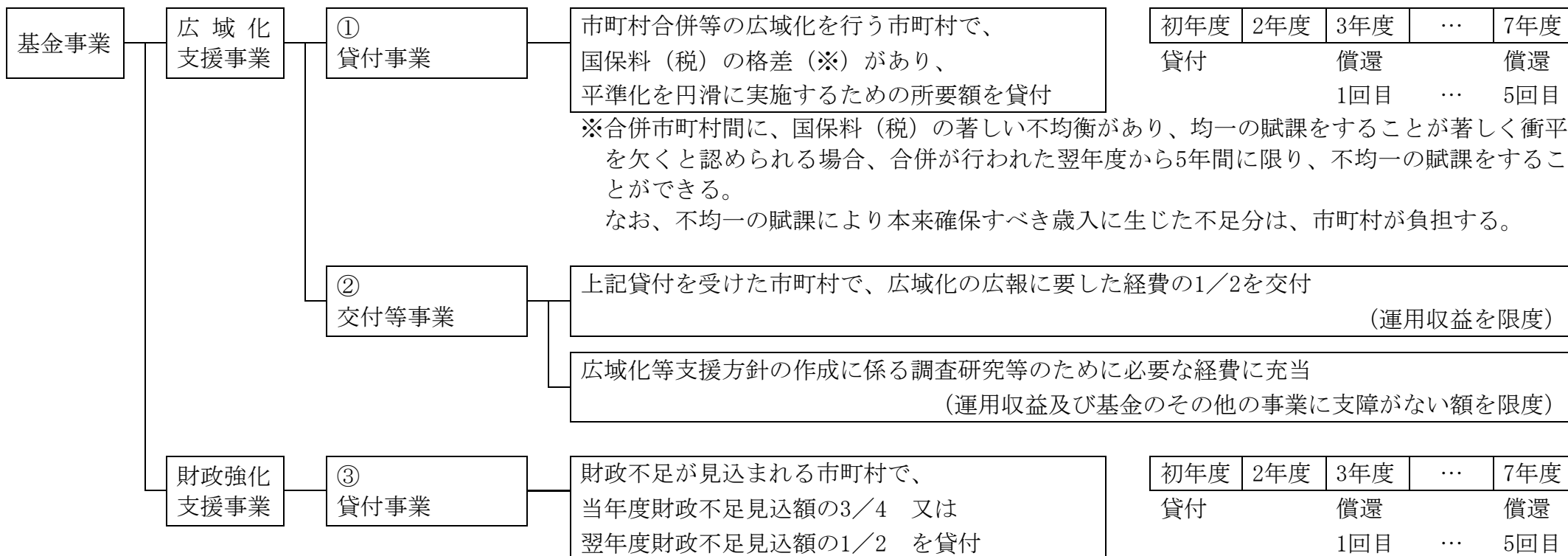
(単位：千円)

	事業名	事業費		
		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
1	財政強化支援事業			
2	広域化支援事業			525

(注) 出納整理期間を含む

○国民健康保険広域化等支援基金事業

・事業の概要図



・基金の状況、貸付及び回収実績

平成25年度末現在 保有額 664,123千円 (元金 653,128千円)
 (運用益 11,520千円)
 (取崩額 525千円)

(参考)

貸付実績 平成15年度 藤岡町 ③貸付事業 30,000千円 (平成19年度償還済 償還：平成17年度～平成19年度)
 平成19年度 日光市 ③貸付事業 150,000千円 (平成23年度償還済 償還：平成21年度～平成23年度)

(2) 監査の結果

① 国民健康保険広域化等支援基金の有効活用と財政安定化を図る制度設計について（意見）

国民健康保険広域化等支援基金事業には、広域化支援事業（市町村合併等の広域化を行う市町村で、保険料の格差の平準化を円滑に実施するための所要額を貸付ける事業等）と、財政強化支援事業（財政不足が見込まれる市町村に不足額を貸付ける事業）がある。

広域化支援事業については、平成 14 年度に基金が造成されて以来、交付等事業として平成 25 年度に広報のために 525 千円を執行しているが、貸付事業での執行実績はない。

財政強化支援事業については、医療保険の再保険制度として緊急避難的な性格を持ち、県及び各市町の財政面からは執行されない方が好ましい。県では、平成 15 年度に当時の藤岡町に 30,000 千円の貸付と、平成 19 年度に日光市に 150,000 千円の貸付があったが、いずれも償還終了している。

国民健康保険広域化等支援基金は、過去 3 年間で各年度末残高が每期 6 億円以上の残高があり、有効な活用がなされることを期待したい。

今後、国民健康保険制度改革において、国民健康保険の広域化や財政の安定を図る制度設計と活用が望まれる。

3 6. 栃木県後期高齢者医療財政安定化基金

(1) 基金の概要

① 基金の概略

所管部課	保健福祉部 国保医療課
根拠法令等	高齢者の医療の確保に関する法律、栃木県後期高齢者医療財政安定化基金条例
造成年月日	平成 20 年 4 月 1 日
造成期間	期限なし
基金造成額	391,644 千円
基金財源	国費、県費、栃木県後期高齢者医療広域連合拠出金 各 1/3
造成目的	後期高齢者医療の財政の安定化に資するため設置
基金種別	特定目的基金
積立財源	① 国費、県費、栃木県後期高齢者医療広域連合拠出金 ② 基金の運用から生ずる収益
事業概要	① 交付事業 ② 貸付事業 ③ 財政安定化基金の特例
予算計上会計	一般会計

② 基金の残高

(単位：千円)

種目	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
普通預金			
定期預金			
譲渡性預金	1,680,581	2,180,004	2,679,357
債券（国債）、（農林債） など			
貸付金			
その他			
合計	1,680,581	2,180,004	2,679,357

③ 基金の推移

(単位：千円)

		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
前年度末残高		1, 232, 242	1, 680, 581	2, 180, 004
積立額	新規・追加積立	446, 289	497, 963	497, 963
	うち県費	148, 763	165, 987	165, 987
	うち国庫支出金	148, 763	165, 987	165, 987
	うち市町村拠出金			
	うちその他	148, 763	165, 987	165, 987
	運用利息	2, 049	1, 459	1, 389
	その他			
積立額計		448, 339	499, 423	499, 353
取崩額	事業費等			
	その他			
	取崩額計			
3 月末残高		1, 680, 581	2, 180, 004	2, 679, 357
出納整理 期間中	積立額			
	取崩額			
当年度末残高		1, 680, 581	2, 180, 004	2, 679, 357

④ 基金の活用状況

(i) 事業名及び事業内容

	事業名	事業内容
1	交付事業	保険料収納額が予定した保険料収納額よりも不足すると見込まれ、かつ、給付費が見込み以上に増大すると見込まれる場合に交付する事業
2	貸付事業	保険料収納率の悪化や給付費の見込みを上回る増大等による財政不足額について貸し付ける事業
3	財政安定化基金の特例事業	保険料率の増加の抑制を図るために交付する事業

(ii) 各事業の費用実績

出納整理期間を含め事業執行実績はない。

(2) 監査の結果

① 後期高齢者医療財政安定化基金の適正積立について（意見）

後期高齢者医療財政安定化基金は、平成 20 年度に設置され平成 25 年度末で約 26 億円の積立があるが、過去の利用実績はない。県は、平成 27 年度末までに約 30 億円までの積立を行う予定である。

後期高齢者医療財政安定化基金は、医療財政安定のための制度として緊急避難的な性格を持ち、予算執行されないのは後期高齢者医療制度の財政が健全化されているためであり好ましい事である。

一方で、過度に積立を行うならば県の財政を圧迫する。基金の適正積立がなされることを希望する。

② より有利な資金運用について（指摘事項）

当該基金は、短期の譲渡性預金での運用がなされているが、過去の利用実績がないことから長期の運用を図ることが可能と考えられる。より有利な資金の運用を検討すべきである。

3 7. 栃木県緊急雇用創出事業臨時特例基金

(1) 基金の概要

① 基金の概略

所管部課	産業労働観光部労働政策課及び保健福祉部保健福祉課
根拠法令等	栃木県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例
造成年月日	平成 21 年 3 月 3 日
造成期間	平成 21 年 3 月～平成 29 年 3 月
基金造成額	3,500,000 千円
基金財源	国費 100%
造成目的	国が県に交付する緊急雇用創出事業臨時特例交付金により、離職を余儀なくされた非正規労働者、中高年齢者等の雇用及び就業の機会の創出、求職中の生活困窮者への生活及び就労に関する支援の強化等を図るために設置
基金種別	特定目的基金（資金積立）
積立財源	① 国からの交付金 ② 基金の運用から生ずる収益
事業概要	① 緊急雇用創出事業 雇用情勢が厳しい中、離職した失業者等の雇用機会を創出するため、基金を造成し、県及び市町において、地域の実情や創意工夫に基づき、雇用の受け皿を創り出す事業 ② 緊急雇用創出事業（住まい対策） 求職中の貧困・困窮者に対して、生活、就労、住宅等の必要な支援を行う事業
予算計上会計	一般会計

② 基金の残高

(単位：千円)

種目	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
普通預金		3	
定期預金	141,716		9,236,759
譲渡性預金	16,264,993	14,239,570	1,403,020
債券(国債)、(農林債)など			
貸付金			
その他			
合計	16,406,710	14,239,573	10,639,779

③ 基金の推移

(単位：千円)

		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
前年度末残高		15,485,278	16,406,710	14,239,573
積立額	新規・追加積立	6,588,909	4,819,469	1,403,020
	うち県費	6,588,909	4,819,469	1,403,020
	うち国庫支出金			
	うち市町村拠出金			
	うちその他			
	運用利息	22,347	23,888	12,682
その他	42,807	3,690	15,313	
積立額計		6,654,063	4,847,047	1,431,015
取崩額	事業費等	5,732,631	7,014,184	5,030,809
	その他			
	取崩額計	5,732,631	7,014,184	5,030,809
3 月末残高		16,406,710	14,239,573	10,639,779
出納整理 期間中	積立額 (注 1)			154
	取崩額 (注 2)	7,014,184	5,030,809	3,946,820
当年度末残高		9,392,526	9,208,764	6,693,113

(注 1) 市町からの返還金

(注 2) 事業費の取崩し

④ 基金の活用状況

(i) 事業名及び事業内容

	事業名	事業内容
1	緊急雇用創出事業	離職を余儀なくされた非正規労働者等の一時的な雇用・就業機会を創出する事業
2	重点分野雇用創造事業	介護・医療等今後の成長が見込まれる分野で雇用創出や人材育成を行う事業、東日本大震災の影響等で失業された方々の雇用機会を創出する事業等
3	起業支援型地域雇用創造事業	地域に根ざした事業の起業等を支援し、失業者の雇用の場を確保する事業
4	地域人づくり事業	失業者に対し、人材育成等の支援を行うことにより、雇用の拡大、就職等の促進を支援する事業及び企業における人材育成等の取組を支援し、在職者の処遇改善を図る事業
5	住まい対策	求職中の生活困窮者への生活及び就労に関する支援の強化等を図る事業

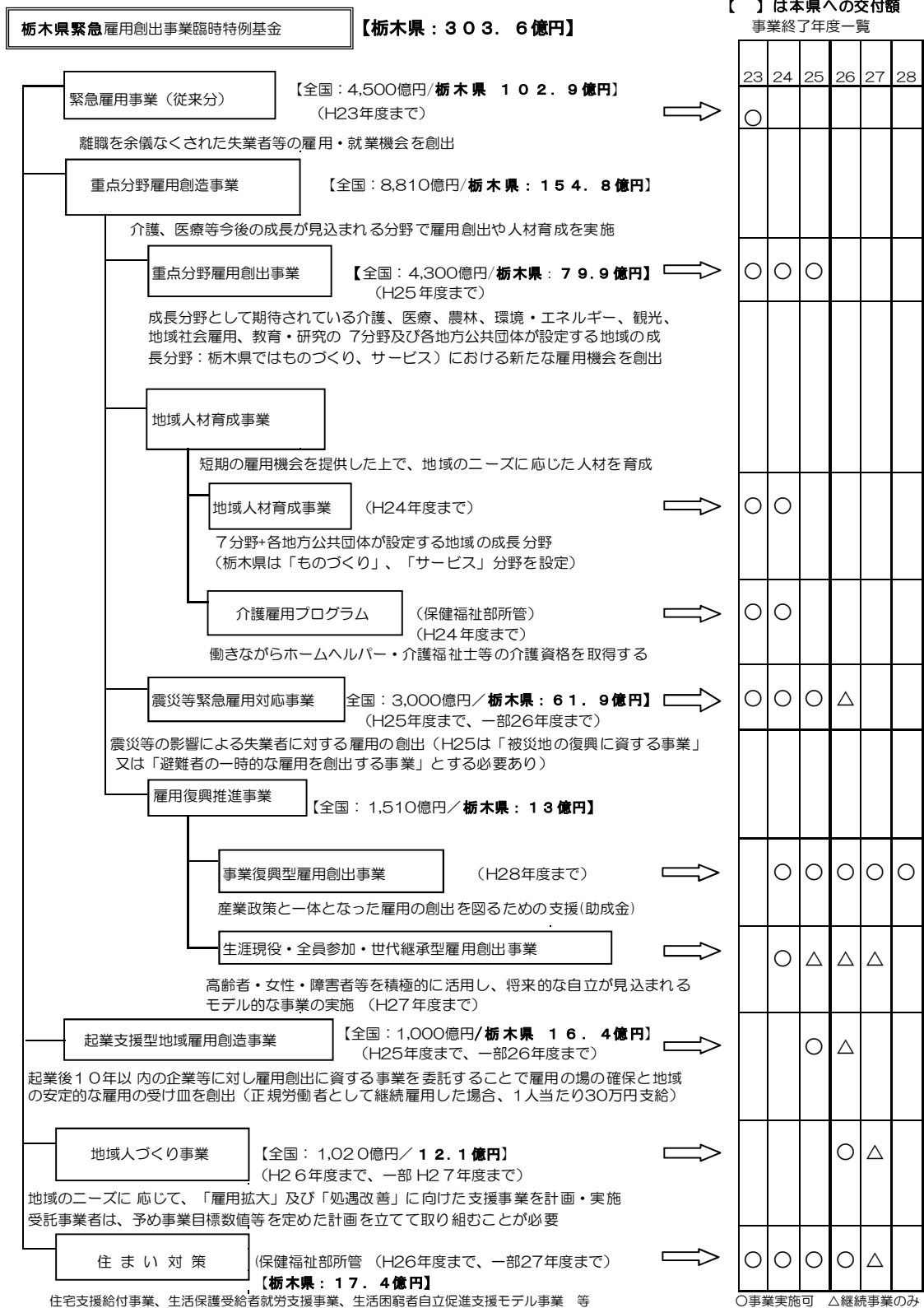
(ii)各事業の費用実績

(単位：千円)

	事業名	事業費		
		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
1	緊急雇用創出事業	3,054,081		
2	重点分野雇用創造事業	3,793,415	4,854,023	3,322,393
3	起業支援型地域雇用創造事業			132,060
4	地域人づくり事業			
5	住まい対策	166,687	176,785	492,366

(注) 出納整理期間を含む

(iii)緊急雇用創出事業の状況（ツリー図）



緊急雇用創出事業（年度別実績額）一覧

（単位：千円）

事業名 (事業年度)	交付額	平成20-22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		実績報告額 合計 J (B+D+F+H)	25年度残額 A-J+(C+E+G+I)			
		実績報告額	収入等(利子、 返還金等)	実績報告額	収入等(利子、 返還金等)	実績報告額	収入等(利子、 返還金等)	実績報告額	収入等(利子、 返還金等)					
		A	B	C	D	E	F	G	H			I		
緊急雇用事業(従来分) (H20-H23)	10,290,000	5,591,183	31,587	3,055,598	58,181	0	-1,732,987	H24に従来分の残金(1,742,978,425円)を 重点分野雇用創出事業へ合算		8,646,781	0			
重点分野 雇用創出 事業	重点分野雇用創出事業 (H22-H25)	7,990,000	1,349,181	5,349	1,472,696	7,938	730,079	1,757,760	1,672,514	17,325	5,224,472	980,737		
	地域人材育成事業 (H22-H24)		563,650		1,382,907		783,677		-	-	2,730,234			
	介護雇用プログラム (H22-H24)		178,838		422,943		241,148		-	-	842,930			
	震災等緊急雇用対応事業 (H23-H26)	6,190,000	-	-	515,494	194	2,834,407	2,631	1,227,968	8,182	4,577,871		1,623,137	
	雇用復興 推進事業	事業復興型雇用創出事業 (H24-H28)	1,300,000	-	-	-	-	97,756	363	187,456	2,078		285,212	613,282
		生涯現役・全員参加・世代 継承型雇用創出事業 (H24-H27)		-	-	-	-	168,373		235,573			403,946	
	小計	15,480,000	2,091,669	5,349	3,794,042	8,132	4,855,442	1,760,755	3,323,513	27,586	14,064,667		3,217,156	
起業支援型地域雇用創出事業 (H25-H26)	1,640,000	-	-	-	-	-	-	132,066	1,080	132,066	1,509,013			
地域人づくり事業 (H26-H27)	1,209,700	-	-	-	-	-	-	-	-	0	1,209,700			
住まい対策 (H22-H27)	1,749,551	160,083	793	166,687	983	176,785	1,229	492,366	609	995,924	757,242			
合計	30,369,251	7,842,937	37,730	7,016,327	67,297	5,032,228	28,997	3,947,947	29,276	23,839,440	6,693,113			

(2) 監査の結果

① 緊急雇用創出事業

(i) 臨時特例基金活用の効果について（意見）

栃木県は首都圏から比較的近く、高速道路等のアクセスも良いことから大規模な工業団地が多く、工場等で働く者が多い。リーマンショック以前、栃木県の雇用状況は安定的で、全国に比べても良好であった。

<有効求人倍率（季節調整済）の年度変化> (単位:倍)

年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
全国	1.02	0.77	0.45	0.56	0.68	0.82	0.97
栃木県	1.40	0.88	0.39	0.54	0.64	0.82	0.89

しかし、平成 20 年 9 月に発生したリーマンショック以降、雇用状況が急激に悪化した。栃木県の有効求人倍率は、平成 21 年度には 0.39 倍へと低下し全国平均を下回る状況が続いている。

<緊急雇用創出事業により雇用された人数> (単位:名)

年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	合計
雇用された人数	292	3,101	6,349	6,669	4,643	2,040	23,094

リーマンショック以降、緊急雇用創出事業臨時特例基金を活用することにより、年間 3 千～6 千人程度の雇用が毎年確保された。短期的な雇用ではあるが、県民の安定的な生活を支えて、雇用状況の悪化に歯止めがかかった点は評価できる。

② 重点分野雇用創造事業

(i) 産業技術専門校省エネ推進事業 コンサルティング会社から収受した報告書の活用について（意見）

基金事業名	年度	事業名	事業費 (A)	事業費中の人件費 (B)	人件費割合 (B/A)
重点分野雇用創出事業	25	産業技術専門校省エネ推進事業	2,007 千円	1,018 千円	50.70%

産業技術専門校は、栃木県内に県北、県央及び県南の 3 校がある。産業技術専門校省エネ推進事業は、各校の電気料金等の節約方法をコンサルティング会社に依頼し、診断結果を入手して省エネへの取組みにつなげる事業である。事業は平成 25 年度に実施し、診断結果を同年度中に入手している。

診断結果によると、各校全体では施設等の改修費が毎年の経費削減額を上回るが、個々の項目では改修費を要せずに経費削減の可能な項目や、修繕費用の回収期間（修繕費用／年間費用削減額）が 3 年以内の項目等、早期に着手し経費削減の可能な項目もある。

しかし、事業実施後コンサルティング会社の診断結果を入手しただけで、改善がされていない。本事業は、診断結果を入手することが目的ではなく、診断結果

に基づいて省エネの取組みを行うことが目的である。実施可能な改善項目について、早期に着手すべきである。

(ii)鳥獣試験研究事業 骨格標本の一般展示について（意見）

基金事業名	年度	事業名	事業費 (A)	事業費中の人件費 (B)	人件費割合 (B/A)
重点分野雇用 創出事業	25	鳥獣試験研究事業	1,524 千円	1,524 千円	100%

鳥獣試験研究事業は、栃木県林業センターで臨時採用した職員により行われた。具体的な研究内容は以下の2つの事業に分けられる。1つ目の事業は、イノシン等の鳥獣捕獲位置情報をパソコンデータとして登録し、モニタリング報告書作成の基礎情報とすることである。もう1つの事業は、過去から冷凍保存されたツキノワグマの頭蓋骨の標本作製することである。作製された頭蓋骨の標本は、その後に別の事業で大きさ、形状差異の把握や経年変化等が調査され、生息状態等の研究に役立てられる。

骨格標本の作製は研究目的であるが、骨格標本が一般県民の目に触れる機会がほとんどなく、研究内容も分かりにくい。栃木県林業センターでは毎年、年に一度公開日を設け、林業センターの仕事内容等の展示を行っている。平成26年度は、約1,100人もの来場者があり盛況であった。

県民に本研究内容を理解してもらうことは、今後の研究を行う上で有用である。今後の公開イベントに併せて、頭蓋骨標本の展示を行うことも検討すべきである。

(iii)介護雇用プログラム事業 事業所ごとの退職者数の把握と改善について（意見）

基金事業名	年度	事業名	事業費 (A)	事業費中の人件費 (B)	人件費割合 (B/A)
地域人材育成事業	23	介護雇用プログラム (介護福祉分)	25,864 千円	17,053 千円	65%
〃	23	介護雇用プログラム (介護福祉分)	19,758 千円	12,587 千円	63%
〃	23	介護雇用プログラム (介護福祉分)	94,571 千円	60,218 千円	63%

介護雇用プログラムは、県が介護施設事業者と委託契約を結び、介護経験のない離職失業者等に介護補助業務の職業を与えることと、介護関係の資格取得の講座を併せて行う事業である。事業は、介護未経験の離職失業者等に介護関係のOJTとOFF-JTを併せて実施することにより、介護職場の人材確保を目的としている。このプログラムによる雇用期間は1年である。以下の表は、平成24年度介護雇用プログラムの実績である。

介護雇用プログラム	事業数	雇用創出数	うち 資格取得者	うち委託先に継続雇用された者
介護福祉士の 資格取得を目指す事業	1 事業	13 名	12 名	6 名
ヘルパー2級の 資格取得を目指す事業	1 事業	172 名	161 名	113 名
その他の 介護資格取得を目指す事業	1 事業	4 名	4 名	4 名
合計	3 事業	189 名	177 名	123 名

雇用期間満期まで就業した多くの者は、介護関係資格を取得し介護関係の職に就いている。しかし中には、雇用期間の途中で離職し資格取得まで至らない者もいる。

事業目的は、介護職の人材確保である。県は、基金事業を活かして介護職の人材確保に努めていただきたい。

③ 起業支援型地域雇用創造事業

(i) 情報誌の発行部数増加について（意見）

基金事業名	年度	事業名	事業費 (A)	事業費中の人件費 (B)	人件費割合 (B/A)
起業支援型地域雇用創造事業	25	「とちぎの企業」魅力発信事業（その1）	3,381 千円	1,876 千円	55%
〃	25	「とちぎの企業」魅力発信事業（その2）	6,340 千円	3,170 千円	50%
〃	25	「とちぎの企業」魅力発信事業（その3）	874 千円	590 千円	67%

本事業は、県内の魅力ある中小企業やそこで働く若者等をPRし、新たな雇用の人材確保を図ることを目的としている。具体的には、学生や求職者等を対象とした情報誌（フリーペーパー）の発行やホームページ等を活用して、ものづくり中小企業の理解促進や情報発信を行っている。

学校等へ配布されるフリーペーパー「はたらくマガジン」は約6,340千円の経費をかけ、創刊準備号及び第1号の合計で20,000部を発行した（1部数当りの単価は、約317円である）。フリーペーパーは、県庁内の産業労働観光部、とちぎジョブモールや県内の主要108の書店等に配布された。

しかし、書店等ごとの配布数が10部程度と少なく、多くの学生や求職者等が入手することができない。フリーペーパーの発行部数を増やし、より多くの学生や求職者等が入手できるように検討すべきである。

④ 住まい対策の具体的事業

緊急雇用創出事業臨時特例基金のうち住まい対策は、以下の13事業からなる。

	事業名	概要
1	住宅支援給付事業 (住宅手当緊急特別措置事業)	離職者であって就労能力及び就労意欲のある者のうち、住宅を喪失している者又は喪失するおそれのある者に対して、住宅支援給付を支給
2	ホームレス対策事業	ホームレス等に対して巡回相談、宿所の提供等に係る事業を行うことで、これらの者が地域社会で自立し、安定した生活を営めるよう支援する。
3	公営住宅の間仕切り等実施事業	離職によって住宅を喪失した者にいち早く住宅を提供するため、複数世帯用の空き室に間仕切り工事を行い、住居の確保を図る
4	自立支援プログラム策定実施推進事業 (就労支援事業)	福祉事務所に就労支援員を配置するなど、生活保護受給者等の自立・就労支援のための福祉事務所の実施体制の強化を図る
5	生活福祉資金相談等体制整備事業	低所得世帯に対し、資金の貸付と必要な援助指導を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに住宅福祉及び社会参加の促進を図るために必要な相談員の体制整備等を実施
6	社会的包容力構築・「絆」再生事業 (社会的包摂・「絆」再生事業)	失業者等の路上生活防止や生活再建を図るとともに、地域における絆やつながりを持ち続けることができるよう、住民ニーズの把握や見守り等支援体制の構築など、地域支援の仕組みによる社会的包容力の構築を推進するための取組を支援
7	被災生活保護受給者に対する生活再建サポート事業	震災による生活基盤を喪失した生活保護受給者の生活再建のため、支援員を配置し、実施機関における負担軽減を図る
8	臨時特例つなぎ資金体制整備事業	公的な給付・貸付が開始されるまでの生活が立ちゆかない住居を喪失した離職者の方に対する、当座の生活費(上限:10万円)の貸付制度
9	パーソナル・サポート・サービスモデルプロジェクト事業	様々な生活上の困難に直面している方に対し、個別的・継続的・包括的に支援を実施するパーソナル・サポート・サービスについて、モデル的に実施
10	福祉・介護人材緊急確保対策事業	福祉介護人材確保のため、人材確保対策を実施(参入促進、潜在的有資格者の再就業支援、マッチング機能の強化等)
11	生活困窮者自立促進支援モデル事業	新たな生活困窮者支援を先行的に実施するモデル事業を実施し、制度の円滑な実施に向けた体制を整備
12	生活困窮者自立支援制度施行円滑化特別対策事業	生活困窮者自立支援法に基づく新制度の施行に向け、実施主体となる自治体の事務処理体制を支援
13	就労自立給付金創設等に伴うシステム改修工事	就労自立給付金制度の創設に伴い、自治体のシステム改修への支援を実施

(注) 栃木県では、住まい対策のうち2、3、9、11、12及び13の事業は、平成25年度まで実施していない

(i) 福祉・介護人材緊急確保対策事業 潜在的有資格者等再就業促進事業の事業評価について（意見）

年 度	事 業 名	事 業 者	事業実績額
25	潜在的有資格者等再就業促進事業	(社) 栃木県社会福祉協議会 (福祉人材・研修センター)	2,587 千円

潜在的有資格者等再就業促進事業とは、福祉・介護の資格を有しながら就業していない介護福祉士等の潜在的有資格者や他分野からの離職者等を対象に、研修や職場体験等を実施し、福祉・介護分野への再就職や新規就職促進を目的とする事業である。

未就業の介護福祉士等への知識と技術を再確認するための研修では、受講者数を把握し、受講完了者の中で希望者への福祉・介護情報提供は行っている。事業の目的は、研修や職場体験等を実施することではなく、再就職や就業促進を行うことにある。事業の完了後には、事業評価を行うべきである。

(ii) 生活福祉資金相談等体制整備事業 認知度向上について（意見）

事業名等	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	備考
生活福祉資金相談等体制整備事業（事務費分）	70,475 千円	69,455 千円	84,445 千円	平成 25 年度はセーフティネット補助金振替 10,460 千円を含む。
生活福祉資金相談等体制整備事業（貸付原資分）			241,418 千円	
相談員数	24 名	24 名	25 名	

生活福祉資金相談等体制整備事業は、所得の少ない世帯、障害者や介護を要する高齢者のいる世帯に、資金の貸付と必要な相談支援を行い、その世帯の生活の安定と経済的自立を図る事業である。

本来、生活保護を受ける前に、この基金事業を利用すべきであるが、この基金事業の認知度が低く、社会福祉協議会事務所に行って初めて知る者も少なくない。新たな生活保護受給者を増やさないためにも、生活福祉貸付制度事業の果たす役割は大きい。基金事業内容の一般的認知を高めるべきである。

(iii)臨時特例つなぎ資金体制整備事業 臨時特例つなぎ資金の期限内回収と回収率向上について（指摘事項）

事業名	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
臨時特例つなぎ資金体制整備事業			2,855 千円

臨時特例つなぎ資金体制整備事業は、離職者を対象に公的給付金又は公的貸付金の交付を受けるまでの当面の生活費を貸付け、自立を支援することを目的とした事業である。本事業は各都道府県の社会福祉協議会が主体となっており、貸付金額の限度は 10 万円以内である。資金を借り入れた離職者は、公的給付金又は公的貸付金の給付を受けてから 1 ヶ月以内に全額返済をすることとなっている。

本事業は、他の公的給付金又は公的貸付金の給付を受けるまでの「つなぎ」貸付であり、給付ではない。他の公的給付金又は公的貸付金の給付が受けられた後に、全額一括弁済が貸付条件である。栃木県の平成 24 年度の期限内償還率は 62.8%で、全国平均の 88.9%に比べて低い。

県は、借入者へ返済義務要件があることの周知徹底を図るべきである。また、期限内回収に努め、回収率向上を図るべきである。

(iv)自立支援プログラム策定実施推進事業 費用対効果の低下と達成率向上について（意見）

事業名等	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
自立支援プログラム策定実施推進事業（就労支援事業）	21,627 千円	33,269 千円	61,374 千円
生活保護就労支援員数（注）	9 人	12 人	15 人

（注）県福祉事務所では自立支援業務委託により実施しており、支援員数に含めていない

自立支援プログラムは、生活保護受給者等の自立・就労支援のため日常生活支援、社会生活支援及び就労支援を行う事業である。一般社団法人栃木県社会福祉士会（以下、社会福祉士会）に、随意契約による業務委託をしている。社会福祉士会に登録している社会福祉士が、自立支援専門員として生活保護受給者を個別訪問し自立支援が行われている。

自立支援プログラムによる年間参加者数（支援対象者数）、達成者数（支援目的を達成できた者の数）及び年間経費等の年度推移は、以下の通りである。

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
年間参加者数（支援対象者数）（A）	61 名	31 名	34 名
年間達成者数（目的を達成できた者の数）（B）	14 名	1 名	5 名
達成率（B） / （A）	22.9%	3.2%	14.7%
自立支援専門員委託経費（年額）	9,865 千円	9,865 千円	9,865 千円
自立支援専門員の年間訪問回数	505 回	489 回	452 回

社会福祉士による自立支援は、専門的な知識や技術により支援対象者への長期的な期間で助言や指導ができる。実際この事業の活用により、引きこもり状態が改善され福祉的就労に結び付いた支援対象者もいる。

しかし支援対象者の中には、傷病は改善され就労は差し支えない状態にあっても、就労のモチベーションが高まらず、社会福祉士の助言や指導を受け入れない者もいる。このようなケースも多く費用対効果が低く、達成率も低い。今後、達成率の上昇が望まれる。

38. 栃木県中山間地域農村環境保全基金

(1) 基金の概要

① 基金の概略

所管部課	農政部 農村振興課
根拠法令等	栃木県中山間地域農村環境保全基金条例
造成年月日	平成5年10月7日
造成期間	中山間ふるさと・水と土保全対策基金 →平成6年1月～平成9年4月 棚田基金→平成12年1月24日
基金造成額	中山間ふるさと・水と土保全対策基金→672,000千円 棚田基金→100,000千円
基金財源	両基金共に 国費1/3、県費2/3
造成目的	中山間地域の農村環境を形成する土地改良施設等の適正な保全に資する事業の財源に充てるために設置
基金種別	特定目的基金（資金積立）
積立財源	① 一般会計からの繰入金 ② 基金の運用から生ずる収益
事業概要	中山間地域の農村環境を形成する土地改良施設等の適正な保全に資する事業の財源に充てるために設置
予算計上会計	一般会計

② 基金の各年度末残高

(単位：千円)

種目		平成23年度	平成24年度	平成25年度
普通預金				
定期預金				
譲渡性 預金	①中山間ふるさと・水 と土保全対策基金	554,957	543,823	533,302
	②棚田基金	78,819	78,094	77,135
	計(①+②)	633,776	621,917	610,437
債券(国債)、(農林債) など				
貸付金				
その他				
合計		633,776	621,917	610,437

③ 基金の推移

(単位：千円)

		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	
前年度 末残高	①中山間ふるさと・水 と土保全対策基金	564,890	554,957	543,823	
	②棚田基金	80,339	78,819	78,094	
	計 (①+②)	645,229	633,776	621,917	
積立額	新規・追加積立				
	うち県費 うち国庫支出金 うち市町村拠出金 うちその他				
	運用 利息	①中山間ふるさと・水 と土保全対策基金	847	526	328
		②棚田基金	80	47	39
		計 (①+②)	927	573	367
	その他				
	積立額計	927	573	367	
取崩額	事業 費等	①中山間ふるさと・水 と土保全対策基金	9,933	11,134	10,520
		②棚田基金	1,520	725	960
		計 (①+②)	11,453	11,859	11,480
	その他				
取崩額計	11,453	11,859	11,480		
3 月末残高		633,776	621,917	610,437	
出納整理 期間中	積立額				
	取崩額				
当年度 末残高	①中山間ふるさと・水と 土保全対策基金	554,957	543,823	533,302	
	②棚田基金	78,819	78,094	77,135	
	計 (①+②)	633,776	621,917	610,437	

④ 基金の活用状況

(i) 事業名及び事業内容

	事業名	事業内容
1	中山間地域農村環境 保全事業費	中山間地域は、国土の保全や水源など多面的な公益機能を有している一方で、傾斜地が多いなどの生産条件の不利や定住条件に恵まれないことから、過疎化や担い手の高齢化の進行により、その多面的な機能の低下や農地、土地改良施設の荒廃等が強く懸念されている このため、中山間地域農村環境保全基金を活用し、地域住民による保全活動の啓発・普及やボランティア等都市住民との交流を促進し、持続的な農業生産活動の維持や農地、土地改良施設等の利活用及び保全整備活動を支援するものである

(ii) 事業の費用実績

(単位：千円)

	事業名	事業費		
		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
1	中山間地域農村環境保全事業費	12,380	12,432	11,847

(注) 出納整理期間を含む

(2) 監査の結果

① 実績報告書の経費内容精査の必要性について (指摘事項)

とちぎ夢大地応援団推進事業は、中山間地域農村環境保全を目的として、推進活動、普及活動、ボランティア活動及びカレッジ活動を実施する事業である。委託仕様書に基づく平成 25 年度の委託費用の内容は、以下の通りである。

項目	金額	摘要
1. 直接人件費	1,911,400 円	
2. 直接経費	918,000 円	
3. 諸経費	1,911,000 円	1. 直接人件費と同額計上
4. 1～3 合計	4,740,000 円	1～3 合計から 400 円を控除
5. 消費税	237,000 円	4×5%
6. 委託金額	4,977,000 円	4+5

当該、随意契約による委託事業については、事業終了後に事業実施内容をまとめた実績報告書を提出させ、写真や成果品等も併せて完了検査を実施しているが、実績報告書には実際に要した費用の記載はなく、本事業の費用対効果の考察には至っていない。

事業実施後の実績報告は、経費面の評価を行い支出効果の妥当性の評価検討を行うべきである。それら評価検討に基づいて、翌年度以降の事業計画に反映させるべきである。

② 中山間特産品等チャレンジ事業、大田原市須賀川地区での紅茶栽培の有用性について（意見）

中山間特産品等チャレンジ事業は、中山間地域で栽培可能な農産物の選定、加工品開発、販路確保等を支援し、持続的な栽培活動実践による農地の維持保全を図る事業である。この事業に基づき平成 25 年度に、大田原市須賀川地区で約 399 千円の事業費を使い、紅茶の栽培事業を行った。

須賀川地区は、かつて「くろばね茶」として緑茶生産で本州の北限として知られていた。しかし近年は、消費者の緑茶離れによる需要の減少、地元生産者の高齢化や後継者不足により荒れた茶畑が目立つようになってきている。そこで茶葉を使った新製品（紅茶）を開発し、地域の新たな特産品を生み出すことを目的に事業が行われた。事業は、地域で生産した山椒の実やキウイ等の農産物を乾燥させて紅茶にブレンドし、フレーバーティーの製品開発である。

近年、宇都宮市は、一人当たりの紅茶消費量で日本一となった。県内の大消費地近くで製品開発した「くろばね紅茶」を売り出すことは、新たな需要を喚起し須賀川地区の発展に大変有効である。

今後も、このような視点に基づいた中山間特産品等チャレンジ事業の実施が望まれる。

39. 栃木県農業構造改革支援基金

(1) 基金の概要

① 基金の概略

所管部課	農政部 経営技術課
根拠法令等	栃木県農業構造改革支援基金条例
造成年月日	平成26年3月12日
造成期間	期限なし
基金造成額	1,286,850千円
基金財源	国費100%
造成目的	農業経営の規模の拡大、耕作の事業に供される農用地の集団化、農業への新たに農業経営を営もうとする者の参入の促進等による農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図り、農業の生産性の向上、その他の農業の構造改革に資する事業の財源に充てるために設置
基金種別	特定目的基金（資金積立）
積立財源	① 一般会計からの繰入金 ② 基金の運用から生ずる収益
事業概要	農業経営の規模の拡大、耕作の事業に供される農用地の集団化、農業への新たに農業経営を営もうとする者の参入の促進等による農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図り、農業の生産性の向上、その他の農業の構造改革に資する事業の財源に充てるために設置
予算計上会計	一般会計

② 基金の残高

(単位：千円)

種目	平成23年度末	平成24年度末	平成25年度末
普通預金			
定期預金			
譲渡性預金			1,286,850
債券（国債）、（農林債） など			
貸付金			
その他			
合計			1,286,850

(注) 平成26年3月より資金造成した基金であり、平成24年度以前の基金残高は無い

③ 基金の推移

(単位：千円)

		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
前年度末残高				—
積立額	新規・追加積立			1,286,850
	うち県費			1,286,850
	うち国庫支出金			
	うち市町村拠出金			
	うちその他			
	運用利息			
その他				
積立額計				1,286,850
取崩額	事業費等			
	その他			
	取崩額計			
3 月末残高				1,286,850
出納整理 期間中	積立額			
	取崩額			
当年度末残高				1,286,850

(注) 平成 26 年 3 月に設置した基金で、平成 24 年度以前の基金積立、基金取崩等の実績は無い

④ 基金の活用状況

(i) 事業名及び事業内容

	事業名	事業内容
1	農地中間管理事業	県農地中間管理機構が農地を借り入れ、必要に応じて基盤整備等を行い、担い手にまとめて貸し付ける事業
2	機構集積協力金交付事業	機構にまとまって農地の貸付けを行った地域及び機構に対する貸付けに伴って離農又は経営転換する者等に対し、市町が協力金を支払う事業
3	農地情報公開システム整備事業	市町農業委員会が行う農地台帳の電子化を支援する事業

(ii) 各事業の費用実績

出納整理期間を含む。平成 26 年 3 月に設置した基金で、平成 25 年度以前の事業実績は無い。

(2) 監査の結果

① 農地中間管理事業の進捗度について（意見）

基金は農業経営規模の拡大や新たな農業経営者の参入促進等による農地利用の効率化等を行い、農業の生産性の向上や農業構造改革を円滑に進めていくことを目的とし、平成26年3月に設置され、農地中間管理機構が実施する「農地中間管理事業」に活用されている。具体的な事業内容は、農地所有者（出し手）から農地を借り受け、必要な場合には基盤整備等の条件整備を行い、受け手（担い手）に貸付を行う事業である。

監査を実施した平成26年10月上旬現在、受け手となる借受希望者の公募には1,870名が応募している一方で、農繁忙期とも重なり出し手として協力の申出（機構集積協力金活用の要望）があった面積は約1,000ha（栃木県の全農地面積に対する割合の約1%）となっている。

現状（平成24年度）で、栃木県の全農地面積に対する担い手への農地利用面積割合は約40%である。10年後には、この割合を80%とすることを目標に掲げており、単純平均で毎年約4% [= (80% - 40%) ÷ 10年] の集積を行わなければ、目標達成することができない。

基金事業は開始されたばかりである。今後、進捗度管理を適正に行い、農地利用集積率を上昇させ目標達成することを望む。

40. 栃木県日光杉並木街道保護基金

(1) 基金の概要

① 基金の概略

所管部課	教育委員会事務局 文化財課
根拠法令等	栃木県日光杉並木街道保護基金条例
造成年月日	平成6年10月5日
造成期間	期限なし
基金造成額	12,222千円
基金財源	寄附金55%、県費45%
造成目的	日光杉並木街道の保護に資する事業の財源に充てるため設置
基金種別	特定目的基金(積立基金)
積立財源	① 寄附金、一般会計からの繰入金 ② オーナー杉売却代金 ③ 基金の運用から生ずる収益
事業概要	基金からの運用益等を日光杉並木街道の保護に資する事業の財源に充てている。(オーナー杉売却代金分は取崩し不可)
予算計上会計	一般会計

② 基金の残高

(単位：千円)

種目	平成23年度	平成24年度	平成25年度
普通預金	100,021	140,000	210,000
定期預金	1,190,000	2,101,659	800,000
譲渡性預金	3,807,626	3,146,541	4,402,494
債券(国債)、(農林債) など	199,924	119,936	159,936
貸付金			
その他			
合計	5,297,571	5,508,136	5,572,430

③ 基金の推移

(単位：千円)

		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
前年度末残高		5,202,180	5,297,571	5,508,136
積立額	新規・追加積立	273,242	280,121	179,850
	うち県費	3,500	3,000	2,500
	うち国庫支出金			
	うち市町村拠出金			
	うち寄附金	9,742	7,121	7,350
	うち杉売却収入	260,000	270,000	170,000
	運用利息	12,910	9,588	29,335
	その他(注1)	3,859		
積立額計		290,011	289,709	209,185
取崩額	事業費等	24,620	19,144	24,891
	その他(杉解約分)	170,000	60,000	120,000
	取崩額計	194,620	79,144	144,891
3月末残高		5,297,571	5,508,136	5,572,430
出納整理 期間中	積立額			
	取崩額(注2)			1
当年度末残高		5,297,571	5,508,136	5,572,429

(注1) 前年度交付金の精算返納分

(注2) 前年度事業費の不足分充当

④ 基金の活用状況

(i) 事業名及び事業内容

	事業名	事業内容
1	日光杉並木街道樹勢回復事業	並木杉の樹根を保護するための木柵の整備及び古くなった木柵の改修を行なう
2	日光杉並木街道保護事業費交付金	日光杉並木街道の保護に寄与するため、樹勢回復事業(木柵撤去等)や普及啓発活動、オーナー杉の日常管理業務などを行なう

(2) 監査の結果

① 基金の意義と杉並木オーナー数の拡大について(意見)

日光杉並木街道は、日光街道、日光例幣使街道及び会津西街道の3つの街道からなる並木道である。日光杉並木街道は、徳川家家臣であった松平正綱、正信親子2代により、日光東照宮が造営された寛永2(1625)年頃から20数年をかけて植栽され、現在まで約390年余りの歳月が経過している。日光杉並木街道は、わが国で唯一特別史跡と特別天然記念物の二重指定を受けている。

杉並木を取り巻く環境悪化や杉の老齢化は深刻である。植栽当時は、約5万本と言われているが、1961年には16,500本に減少し、平成26年9月末現在で、12,344本へと減少し続けている。

杉並木オーナー制度と基金は、栃木県が世界に誇る日光杉並木街道を、行政と保護に賛同する人々の手で守り、後世に継承していく大変有意義な制度である。杉並木のオーナー制度に参加することにより、郷土への誇りと愛着を高め、社会貢献とイメージアップにつながる。

今後は、事業の知名度を上げ、より杉並木オーナー数の拡大が望まれる。

IV. まとめ（意見）

今回包括外部監査の対象となった基金は40基金であるが、大別すると、国の経済対策等に伴い設置された基金とそれ以外の基金に分けられる。

国の経済対策等に伴う基金以外の基金において、近年新たに設置されたのは、平成23年度に新設された「とちぎ安心医療基金」が最後であり、また、数年間事業に使われていない基金もあった。県の厳しい財政状況を踏まえ、基金を取り崩して有効に活用することを検討すべきである。

また、ほとんど活用されていない基金については、廃止も含め、見直しを検討すべきである。

一方、国の経済対策等に伴い設置された基金については、期限が限られているものが多い。

このような基金については期限が到来すると国に資金を返還しなければならないが、期限内にできるだけ多くの対象者を補助することができるかが重要であり、県民にとって有効である。

今後により周知徹底を図り有効利用に努めていく必要がある。

1. 全般的事項の指摘事項及び意見の要約

基金全般については、指摘事項として3項目、意見として2項目を述べた。

（指摘事項）

- ① 基金の見直しについて
- ② 公金管理運用を担う人材の育成について
- ③ 運用金利の入札について

（意見）

- ① 資金運用の一元的管理について
- ② 基金の会計処理の統一について

指摘事項の①については、県では定期的に基金の見直しをしているとのことであったが、監査の結果、廃止も含めた見直しが必要な基金があったことから、見直しをより徹底してもらうため指摘事項とした。

上記以外の指摘事項及び意見については相互に関連するため、一括して以下に解説する。

資金の運用については、一般的に運用額が多い方がより有効な果実を得ることができるし、金利の入札をするにしても、より有利な金利を獲得できる。

それには、運用方針を策定し、運用担当者を定め、基金ごとの余裕資金を把握する必要がある。

例えば、各所管課との協議により資金の余裕額と余裕期間を把握し、100億円を5年間で運用する方針を決定したとする。

この100億円は単独の基金の資金である必要はなく、複数の基金からそれぞれの余裕資金を集めた結果でも良い。

一つの運用例を示すと、100億円を20億円ずつ5年間で運用するならば、初年度は20億円をその時の最も有利な5年物の債券等の購入に充てる。残りの80

億円については、1年物の譲渡性預金等で運用しても差し支えない。2年度目は20億円を同じように5年物の債券等の購入に充てる。

これを毎年度繰り返していくと、5年を過ぎると最初の20億円が満期となるので、その時に、その20億円を事業に充てるか、それとも再び資金運用に回すのかを検討することができる。

運用担当者は、毎年度において一番有利な運用を図るのであるが、基金の資金運用においては、条例において最も確実かつ有利なものと規定されているため、運用方針において定められた一定の格付け以上（例えばAA+以上）のものに限定される。

したがって、運用担当者は一定以上の金融商品の知識が必要ではあるが、運用方針がきちんと整備されていれば、限られた範囲での知識で済むことになる。

運用を担当する人材については、可能ならば民間企業との人材交流により確保する、集中的な研修を受ける、一時的に外部の専門家に顧問となってもらう等が考えられるが、いずれにしても最小限の費用で、最終的には県の人材を育成していく必要がある。

また、このような一括した運用方法をとるならば、運用収益の会計処理を各基金とも統一する必要がある。

2. 個別的事項の指摘事項及び意見の要約

個別の基金については、指摘事項として33項目、意見として32項目を述べた。

(栃木県東日本大震災復興推進基金)

- ①複数部署における類似事業の実施について（指摘事項）
- ②より有利な資金の運用について（指摘事項）

(栃木県市町村振興資金貸付基金)

- ①より有利な資金の運用について（指摘事項）
- ②貸付基金の有効活用について（意見）

(栃木県財政調整基金)

- ①より有利な資金の運用について（指摘事項）

(栃木県県有施設整備基金)

- ①より有利な資金の運用について（指摘事項）

(栃木県社会福祉施設整備基金)

- ①栃木県社会福祉施設整備基金の廃止の検討について（指摘事項）

(栃木県地域振興基金)

- ①より有利な資金の運用について（指摘事項）

(栃木県育英基金)

- ①栃木県育英基金の廃止の検討について（指摘事項）

(栃木県高等学校等修学支援基金)

- ①被災児童生徒就学支援等事業補助金について（指摘事項）

(栃木県土地開発基金)

- ①土地開発基金の運用状況について（指摘事項）
- ②より有利な資金の運用について（指摘事項）
- ③基金が保有する土地の含み損について（意見）

(栃木県美術作品等取得基金)

- ①より有利な資金の運用について（指摘事項）
- ②本基金の存続意義について（意見）

(栃木県文化振興基金)

- ①より有利な資金の運用について（指摘事項）

(栃木県災害救助基金)

- ①より有利な資金の運用について（指摘事項）

(栃木県交通安全基金)

- ①公益社団法人被害者支援センターとちぎへの補助金について（指摘事項）
- ②より有利な資金の運用について（指摘事項）

(とちぎの元気な森づくり基金)

- ①とちぎ森づくり情報センター事業の完了検査について（意見）

(栃木県地域環境保全基金)

- ①太陽光発電設備の設置費用について（指摘事項）

(栃木県自然景観保全基金)

- ①取得地の維持管理について（意見）
- ②栃木県自然景観保全基金の廃止の検討について（指摘事項）

(栃木県森林整備担い手対策基金)

- ①より有利な資金の運用について（指摘事項）

(栃木県森林整備加速化・林業再生基金)

- ①より有利な資金の運用について（指摘事項）
- ②木造介護施設等の建築費用の補助率について（意見）

(栃木県地域福祉基金)

- ①基金の会計処理について
取崩額の処理について（指摘事項）
積立額の処理について（意見）

②栃木県地域福祉基金の廃止の検討について（指摘事項）

（とちぎ安心医療基金）

①基金活用の中長期計画について（意見）

（栃木県地域医療再生基金）

①地域医療再生計画の効果・検証（P D C Aの実行）について（意見）

（栃木県医療施設耐震化臨時特例基金）

①未耐震への対応について（意見）

（栃木県介護保険財政安定化基金）

①関連証憑の保管について（意見）

（栃木県介護職員処遇改善等臨時特例基金）

①交付金返還が困難な事業体に対する対応について（指摘事項）

②交付要領の改定について（指摘事項）

③市町に対する牽制機能の構築について（意見）

（栃木県介護基盤緊急整備等臨時特例基金）

①市町に対する牽制機能の構築について（意見）

（栃木県地域自殺対策緊急強化基金）

①市町に対する牽制機能の構築について（意見）

（栃木県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金）

①耐震状況の把握・対応について（意見）

（栃木県安心こども基金）

①安心こども基金活用の有用性（意見）

②「保育所緊急整備事業」建築確認申請料に係わる工事契約金報告書の不在について（指摘事項）

③「ファミリー・サポートセンター事業」事業の有用性について（意見）

④「認定こども園事業」利用実績の過少について（意見）

⑤「幼稚園耐震化促進事業」幼稚園の耐震化率の低さと基金の有効活用について（意見）

⑥「地域子育て特別支援事業」基金拠出による調理済給食の放射線測定回数
の制限について（指摘事項）

⑦「地域子育て特別支援事業」市町による事業申請有無及び対象となる保育
所について（指摘事項）

⑧「就業・社会活動困難者への戸別訪問事業」
約9割以上の事業費返還について（指摘事項）
支援対象者数（実績）の減少について（指摘事項）

- ⑨「ひとり親家庭等の在宅就業支援事業」県の作成する設計書について（指摘事項）

（栃木県国民健康保険広域化等支援基金）

- ①国民健康保険広域化等支援基金の有効活用と財政安定化を図る制度設計について（意見）

（栃木県後期高齢者医療財政安定化基金）

- ①後期高齢者医療財政安定化基金の適正積立について（意見）
②より有利な資金運用について（指摘事項）

（栃木県緊急雇用創出事業臨時特例基金）

- ①「緊急雇用創出事業」臨時特例基金活用の効果について（意見）
②「産業技術専門校省エネ推進事業」コンサルティング会社から収受した報告書の活用について（意見）
③「鳥獣試験研究事業」骨格標本の一般展示について（意見）
④「介護雇用プログラム事業」事業所ごとの退職者数の把握と改善について（意見）
⑤「起業支援型地域雇用創造事業」情報誌の発行部数増加について（意見）
⑥「福祉・介護人材緊急確保対策事業」潜在的有資格者等再就業促進事業の事業評価について（意見）
⑦「生活福祉資金相談等体制整備事業」認知度向上について（意見）
⑧「臨時特例つなぎ資金体制整備事業」臨時特例つなぎ資金の期限内回収と回収率向上について（指摘事項）
⑨「自立支援プログラム策定実施推進事業」費用対効果の低下と達成率向上について（意見）

（栃木県中山間地域農村環境保全基金）

- ①実績報告書の経費内容精査の必要性について（指摘事項）
②「中山間特産品等チャレンジ事業」大田原市須賀川地区での紅茶栽培の有用性について（意見）

（栃木県農業構造改革支援基金）

- ①農地中間管理事業の進捗度について（意見）

（栃木県日光杉並木街道保護基金）

- ①基金の意義と杉並木オーナー数の拡大について（意見）

上記は、基金で実施する事業の経済性・有効性に関するもの、基金そのものの存続意義に関するもの、基金の保有する資金の運用に関するもの、基金の会計処理や書類の整備に関するもの等に大別される。

一つの基金の事業でありながら、同様の事業を複数の所管課が実施しているものなどは、工夫次第で費用の削減が図れることは言うまでもないが、視点を変えると、より大規模に広範囲に事業を実施することがより有効であるならば、複

数の所管課の事業予算を、一括して一つの事業に充てることも経済合理性に合致している。

さらにこれを拡大して考えると、複数の基金の資金であっても、基金の趣旨や目的に反しない範囲であれば、一つの事業に充てることも基金の有効利用にあたると考えられる。

県民からすれば、基金を使って行われる事業が県民の福祉や生活の向上に資することが重要である。

基金の資金不足や終了年限の関係で、事業の継続が困難な場合、その事業の継続が県民の福祉や生活向上につながるのであれば、その資金の原資はどの基金でも、あるいは一般会計でも構わないはずであり、柔軟な考えを持って対応する必要がある。

まして、長期間事業を行っていない基金などは、基金の設置目的を果たしておらず、県民に何らの恩恵も与えていない。

このような視点から基金の存続意義や事業を見直すには、今が良い機会である。

この包括外部監査報告書を受け、各所管課が上記事項に真摯に対応し、基金の健全な管理・運営にあたることを期待するものである。